

大学機関別認証評価

自 己 評 価 書

平成26年6月

鹿屋体育大学

目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
基準1	大学の目的	5
基準2	教育研究組織	10
基準3	教員及び教育支援者	19
基準4	学生の受入	27
基準5	教育内容及び方法	34
基準6	学習成果	57
基準7	施設・設備及び学生支援	64
基準8	教育の内部質保証システム	80
基準9	財務基盤及び管理運営	85
基準10	教育情報等の公表	100

I 大学の現況及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 鹿屋体育大学
 (2) 所在地 鹿児島県鹿屋市
 (3) 学部等の構成

学部：体育学部

研究科：大学院体育学研究科

附置研究所：なし

関連施設：附属図書館、保健管理センター、国際交流センター、海洋スポーツセンター、スポーツトレーニング教育研究センター、生涯スポーツ実践センター、アドミッションセンター、スポーツ情報センター

(4) 学生数及び教員数（平成26年5月1日現在）

学生数：学部 768人、大学院 72人

専任教員数： 63人

助手数： 1人

2 特徴

本学は、体育・スポーツ、レクリエーション及び武道に関する実践的指導者の養成という社会的ニーズに応え、昭和56年10月に新構想の大学として開学した国立唯一の体育系単科大学である。昭和63年には大学院体育学研究科修士課程を、平成16年には大学院体育学研究科博士後期課程を設置している。

本学の敷地面積は約37万㎡で、豊かな自然を背景に、第3種公認の陸上競技場、全面天然芝のサッカー場、加減圧調整可能流水プールの設備を備えた屋内実験プール、競技別の体育館等の充実した体育施設や本学の位置的、気候的な条件を生かした海洋スポーツセンター、環境シミュレータを備えたスポーツトレーニング教育研究センター等特色のある附属施設を有している。

また、在学生の出身地がほぼ全ての都道府県を網羅している点や地元住民による新入生歓迎会の開催、競技成績優秀者への奨励金贈呈など、鹿屋市との交流も特色と言える。

組織運営面では、小規模大学としての小回りの良さを生かし、教職員を対象とした学長懇談会、学長と系所属教員との懇談会の実施など、学長のリーダーシップが発揮できる体制となっている。また、教員組織（学部・大学院）について、教育研究体制の充実と弾力化のため、全教員は大学に置く3系のいずれかに所属するように、

平成23年度に再編を行った。

国立大学法人化11年目を迎えた現時点での教育、研究、社会貢献における特徴として、以下の点が挙げられる。

【教育】

①学部：スポーツ総合課程と武道課程の2課程からなり、専修科目として、アスリート・コーチング系、生涯スポーツ系、そして武道系を設定し、学生が自らの関心に応じて選択し、複数年履修することで、専門的知識・能力を身につけられるように科目を開設している。

②大学院修士課程：社会人が再教育に取り組めるように、東京サテライトキャンパスに夜間を主としたコースを開設している。また、特に海洋スポーツ関係のトップアスリート及びトップコーチが大学院で学び直しができるような科目を開設している。

③大学院博士後期課程：日本のトップアスリートを対象とした競技力向上に関する研究に取り組めるように、国立スポーツ科学センターと連携し、学生が同センターで授業の履修、研究活動に取り組める体制としている。また、社会人が再教育に取り組めるように、東京サテライトキャンパスに夜間を主としたコースを開設している。

【研究】

①優れたスポーツ指導の実践知を、客間的な論述と検証結果に基づいた研究論文として扱うスポーツパフォーマンス研究を推進し、同研究会を学内外の研究者で組織、平成21年度からウェブジャーナルを発刊し、現場活動に直接寄与する知見等をウェブ上で提供している。

②動ける日本人育成をめざした子どもから高齢者を対象とした「NIFSみんなの貯筋研究プロジェクト」（貯筋運動）を本学独自の地域貢献事業として推進し、地元をはじめ、全国への普及を行っている。

【社会貢献】

①本学と鹿屋市及び市内のホテル・飲食業が連携して、プロスポーツ選手等の合宿・自主トレーニングの拠点となるまちづくりを推進している。本学は、鹿屋市が誘致した選手等の動作解析等の科学的測定・評価や体育施設の提供を行っている。

②本学を基盤とするNIFSスポーツクラブや公開講座の開催により、大隅地域を中心とした住民の健康づくりや生涯学習の機会提供を行っている。

Ⅱ 目的

本学の目的は、学則第2条において、「鹿屋体育大学は、学校教育法に基づき、体育・スポーツ、レクリエーション及び武道（以下「スポーツ・健康」と総称する。）に関する理論と実践を教授研究し、もって豊かな教養と高い学識及び優れた技能を合わせ備えた実践的、創造的なスポーツ・健康に関する指導者を養成するとともにスポーツ・健康に関する理論や実践の深奥をきわめ、その進展に寄与することを目的としている。」と規定されている。学部及び大学院の目的は、学則に以下のとおり規定されている。

【学部】第13条

本学学部は、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開しうる優れた実践的なスポーツ・健康に関する指導者を養成する。

【大学院】第37条

本学大学院は、スポーツ・健康に関する学術の理論及び応用と実践が一体となった教育研究を展開し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、スポーツ文化の進展及び国民の健康の増進に寄与する。

一 修士課程の目的 高度な学識を授け、スポーツ・健康に関する科学の分野における専門的知識・技術の教授研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養う。

二 博士後期課程の目的 スポーツ・健康に関する科学の分野において、研究者として自立して研究活動を行い、または専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及び豊かな学識を有する実践的な専門指導者を養成する。

また、平成22年度から平成27年度までの第二期中期目標を次のとおり定めている。

〈前文〉大学の基本的な目標

国立大学法人鹿屋体育大学は、全国でただ一つの国立の体育大学という特性を十分に活かし、健全な身体と調和・共生の精神を併せ持つ人材の育成に必要な不可欠なスポーツ・身体運動を通じて、創造性とバイタリティに富む有為の人材を輩出するとともに、スポーツ科学・体育学領域における学術・文化の発展と国民の健康増進に貢献し、もって健全で活力に満ちた社会の形成に寄与する。

以上の目的を実現するため、教育、研究及び社会貢献に関する基本目標を以下のとおり掲げ、社会の信頼に応えられるよう自己変革しつつ、個性輝く大学を目指す。

（１）教育に関する目標

スポーツ・健康に関する理論と実践による質の高い教育と、充実した教養教育・専門教育を実施し、豊かな教養、確かな学力、優れた技能、果敢な行動力を備え、個性に溢れ、人間的魅力に満ちた高度な専門職業人を育成する。

体育学部においては、実践的・創造的な指導力と優れた応用能力を持つ活力ある指導者になり得る人材、高い人間力と社会の各分野で活躍できる能力を持つ職業人になり得る人材を育成し、体育学研究科においては、高度な専門的知識と豊かな学識を有し、国際的に活躍できる高度な専門指導者になり得る人材を育成する。

（２）研究に関する目標

スポーツ・身体運動による健康づくり及び競技力の向上に関する分野での実践的・先進的・創造的な研究を推進するとともに、人文・社会・自然科学の諸領域にまたがる体育学の特性を活かして、総合的・学際的・実践的領域での研究を推進する。

(3) 社会貢献に関する目標

教育研究の成果を広く発信するとともに、開かれた大学として、生涯学習の機会の提供、教育研究資源の開放、社会との多様な連携を推進し、スポーツ・身体運動による健康づくりとスポーツ文化の向上に貢献する。

〈Ⅰ 大学の教育研究等の質の向上に関する目標〉

1 教育に関する目標

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

①学士課程

- アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜を推進する。
- 豊かな教養を備え、課題探求能力を有し、実践的指導力を身に付けた人材を育成するための教育を行う。
- 統一的で厳格な成績評価を実施し、教育目標の達成度・習熟度を正確に把握する。

②大学院課程

- アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜を推進する。
- 学生への教育研究支援を充実し、高度な専門指導者等を養成する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

- 教育目標に沿った適切な教育実施体制及び教育環境等の整備・充実を図る。
- 教員の教育能力及び指導能力等の向上を図る。

(3) 学生への支援に関する目標

- 学生生活や課外活動の支援体制を充実する。
- 学生の就職活動への支援を推進する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- 体育・スポーツ及び健康に関する独創的、先端的、総合的な学術研究を進め、学際領域における実践的な研究を推進する。
- 生涯スポーツの普及・振興、人々のアクティブライフスタイルの形成及び競技力の向上等に寄与するため、体育学に関する研究成果を社会へ還元する。

(2) 研究実施体制等に関する目標

- 研究活動の質の向上と活性化のための体制を整備・充実する。
- 教員の研究活動に対する適正な評価とその有効活用を図る。

3 その他の目標

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

- 地域への多様な学習機会の提供等により、生涯学習の普及や地域の活性化に貢献する。
- 産学官連携等の事業を積極的に展開し、地域産業の活性化に貢献する。

(2) 国際化に関する目標

- 国際交流・協力を推進し、大学の国際化を図る。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①: 大学の目的(学部、学科又は課程等の目的を含む。)が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【観点到係る状況】

本学は、体育・スポーツ・レクリエーション及び武道に関する実践的指導者の養成という社会的ニーズに応え、新構想の国立大学として昭和 56 年に設置されたものであり、大学の名称そのものに教育研究分野と設置場所を冠している。

本学の教育研究活動の基本方針は、鹿屋体育大学学則第 2 条(資料 1-1-①-1)に規定するとおりであり、この方針に基づき、本学第二期中期目標・中期計画(資料 1-1-①-2)において具体化に向けた取組を明らかにしている。このうち、同中期目標では教育に関する目標、研究に関する目標及び社会貢献に関する目標(資料 1-1-①-3)を掲げ、目標を達成するための措置を同中期計画(資料 1-1-①-4)に列挙している。

さらに、本学の設置目的及び基本方針に基づき、平成 25 年度に教育理念(教育の方針)を策定した(資料 1-1-①-5)。

学部の教育については、本学学則第 13 条(資料 1-1-①-6)に規定し、養成すべき人材像として、同中期目標において、「実践的・創造的な指導力と優れた应用能力を持つ活力ある指導者になり得る人材、高い人間力と社会の各分野で活躍できる能力を持つ職業人になり得る人材」としている。

また、学部の目的を達成するために、体育学部の教育目標(一般目標と行動目標)(資料 1-1-①-7)を定めている。

資料 1-1-①-1 鹿屋体育大学学則より抜粋「教育研究活動の基本方針」

(目的)

第 2 条 鹿屋体育大学(以下「本学」という。)は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づき、体育・スポーツ、レクリエーション及び武道(以下「スポーツ・健康」と総称する。)に関する理論と実践を教授研究し、もって豊かな教養と高い学識及び優れた技能を合わせ備えた実践的、創造的なスポーツ・健康に関する指導者を養成するとともにスポーツ・健康に関する理論や実践の深奥をきわめ、その進展に寄与することを目的とする。

資料 1-1-①-2 本学ホームページ「第二期中期目標」:

<http://www.nifs-k.ac.jp/2010/08/20/upload/dai2ki-mokuhyou.pdf>

本学ホームページ「第二期中期計画」:

<http://www.nifs-k.ac.jp/upload/dai2ki-keikaku-2.pdf>

資料 1-1-①-3 鹿屋体育大学第二期中期目標より抜粋「教育・研究・社会教育に関する目標」

国立大学法人鹿屋体育大学中期目標

平成 22 年 3 月 29 日 文部科学大臣提示

(前文) 大学の基本的な目標

(1) 教育に関する目標

スポーツ・健康に関する理論と実践による質の高い教育と、充実した教養教育・専門教育を実施し、豊かな教養、確かな学力、優れた技能、果敢な行動力を備え、個性に溢れ、人間的魅力に満ちた高度な専門職業人を育成する。

体育学部においては、実践的・創造的な指導力と優れた応用能力を持つ活力ある指導者になり得る人材、高い人間力と社会の各分野で活躍できる能力を持つ職業人になり得る人材を育成し、体育学研究科においては、高度な専門的知識と豊かな学識を有し、国際的に活躍できる高度な専門指導者になり得る人材を育成する。

(2) 研究に関する目標

スポーツ・身体運動による健康づくり及び競技力の向上に関する分野での実践的・先進的・創造的な研究を推進するとともに、人文・社会・自然科学の諸領域にまたがる体育学の特性を活かして、総合的・学際的・実践的領域での研究を推進する。

(3) 社会貢献に関する目標

教育研究の成果を広く発信するとともに、開かれた大学として、生涯学習の機会の提供、教育研究資源の開放、社会との多様な連携を推進し、スポーツ・身体運動による健康づくりとスポーツ文化の向上に貢献する。

資料 1-1-①-4 鹿屋体育大学第二期中期計画より抜粋「学士課程」

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果に関する目標を達成するための措置

① 学士課程

○受験生及び入学者の状況を調査・分析し、各種入学選抜方法及び入試広報の点検・改善を進める。

○高等学校等と連携し、合格者に対する入学前教育を行う。

○教養教育において、コミュニケーションを重視した教育を展開する観点から、一般教育及びキャリア教育を点検し、改善する。

○専門教育において、アスリートとして、また適切な指導が行える基礎的知識・能力を持った指導者として人材育成する観点から、教育プログラムに基づきカリキュラムを点検し、改善する。

○学生の社会的実践力を伸ばす観点から、学外実習科目を点検し、改善する。

○学生の視点に立った学習指導・履修指導を推進する。

○シラバス及び履修モデルの内容を点検し、改善する。

○総合的な成績評価を実施するとともに、厳格な成績評価のための評価方法を点検し、改善する。

○GPA 方式による学生の成績評価を各種選考基準等に活用する。

資料 1-1-①-5 鹿屋体育大学教育理念

鹿屋体育大学の教育理念（教育の方針）

鹿屋体育大学は、学生ひとりひとりを大切に、スポーツ・武道及び身体運動を基盤とした理論と実践の往還による教育を通じて豊かな教養と専門能力を授け、スポーツ・武道における学術・文化の発展と国民の体力・健康増進に貢献し、もって健全で明るく活力に満ちた社会の形成に寄与できる実践的かつ創造的で市民性、国際性を備えたリーダーを養成することを教育の理念として掲げています。

資料 1-1-①-6 鹿屋体育大学学則より抜粋「学部教育目的」

(目的)

第 13 条 本学学部は、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開しうる優れた実践的なスポーツ・健康に関する指導者を養成する。

資料 1－1－①－7 鹿屋体育大学体育学部教育目標

鹿屋体育大学体育学部では、スポーツ・武道及び体育・健康づくりにおける実践的かつ創造的で市民性、国際性を備えたリーダーを育成するために、以下のような知識・能力を修得させる。

(●・・・一般目標、○・・・行動目標)

- 国民各層のスポーツ・武道及び体育・健康づくりを指導し、普及させるための基礎的な知識及び豊かな教養を身につける。
 - 体育学の基礎となる人文・社会及び自然系の分野の内容を理解する。
 - スポーツ・武道及び体育・健康づくりについての指導や普及の基礎的な内容を理解する。
- スポーツ・武道及び体育・健康づくりに関する実技力、科学的支援力及び表現力を身につける。
 - スポーツ・武道及び体育・健康づくりにおいて必要とされる基礎的な実技力を獲得する。
 - スポーツ・武道及び体育・健康づくりにおいて必要とされる基礎的な科学的支援力及び表現力を獲得する。
- スポーツ・武道及び体育・健康づくりに関して、年齢、目的等に応じた体系的な実技指導力や事業運営力を身につける。
 - 発育段階や競技スポーツ、生涯スポーツ、学校体育などの場面で求められる体系的な実技指導力（ティーチング・コーチング力）を獲得する。
 - 発育段階や競技スポーツ、生涯スポーツ、学校体育などの場面で求められる体系的な事業運営力（マネジメント力）を獲得する。
- スポーツ・武道及び体育・健康づくりに関する課題について、体育学の知識を総合的に活用し、説明することができる。
 - スポーツ・武道及び体育・健康づくりに関する課題について体育学の知識を用いて応用・分析し、説明することができる。
 - スポーツ・武道及び体育・健康づくりに関する課題について体育学の知識を統合し、説明することができる。
 - スポーツ・武道及び体育・健康づくりに関する課題について体育学の知識を用いて評価し、説明することができる。
- スポーツ・武道及び体育・健康づくりに関心をもち、主体的かつ計画的に、課題解決に向かって取り組む意志をもつ。
 - 分野の特性に応じて、主体的、計画的及び継続的に探求する課題に取り組む意志をもつ。
 - フェアプレイの精神や礼節を重んじ、仲間と協力して課題解決に取り組む意志をもつ。
- スポーツ・武道及び体育・健康づくりにおけるリーダーシップとコミュニケーション能力をもつとともに、社会の一員として適切に振る舞う態度を身につける。
 - スポーツ・武道及び体育・健康づくりにおける実践的かつ創造的なリーダーとして求められる資質の向上に意欲的に取り組む意志をもつ。
 - スポーツ・武道及び体育・健康づくりにおける学術・文化の発展のために、事象の理や相互の関わり、その変化について関心を向け、人と環境の調和を図る意志をもつ。
 - スポーツ・武道及び体育・健康づくりにおいて、国内はもとより国際社会で活躍できるように、外国語の習得に対し、意欲的に取り組む。
 - 相手や状況に応じて、自己の考え方を理論的に伝え、合意形成する意思をもつ。

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的を学則で定め、目的、中期目標・中期計画を本学ホームページで、教育目標については体育学部履修要項等で学生に示し、その趣旨は明確にされている。

また、学校教育法第 83 条は、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と規定しており、本学のように「スポーツ・身体運動による健康づくり及び競技力の向上に関する分野での実践的・先進的・創造的な研究を推進するとともに、人文・社会・自然科学の諸領域にまたがる体育学の特性を活かして、総合的・学際的・実践的領域での研究を推進する」という研究目標と、その成果に立って「深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応

用能力を展開しうる優れた実践的なスポーツ・健康に関する指導者を養成する」という目的は、同法に規定する大学の目的に適合するものである。

以上のことから、大学の目的が学則等に明確に定められ、その目的が学校教育法第 83 条に規定された、大学に求められる目的に適合していると判断する。

観点 1-1-②： 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

【観点に係る状況】

本学の大学院体育学研究科の目的は、学則第 37 条（資料 1-1-②-1）に規定のとおりである。

具体的には、修士課程においては、①生涯スポーツの研究開発を継続的に推進していくとともに、国民の多様化・高度化した体育・スポーツ、レクリエーション及び健康・体力づくりに関するニーズに対応するため適切な指導・助言ができる高度な知識と技能を有する生涯スポーツ分野の実践的な専門指導者、②競技スポーツの向上のために科学的なトレーニング理論と方法の研究開発を行い、それらの理論と方法を実践面で応用していく専門的なコーチ・トレーナーなど競技指導者、③スポーツ科学の学際的な研究活動を推進し、健康・スポーツ活動の諸問題を科学的に解明する実践的・専門的な研究者の養成を目指している（資料 1-1-②-2）。

また、博士後期課程においては、①生涯スポーツにおける研究開発を継続的に進め、参加者のニーズに応じた適切なスポーツ指導と研究に基づく科学的なプログラムの開発・管理ができ、あるいは、スポーツクラブやスポーツ施設の利用者にとって充実したクラブライフが送れるよう運営のためのマネジメント能力を有する創造的、実践的な高度専門指導者、②競技スポーツにおける科学的なトレーニング理論と方法の研究開発を継続的に進め、個々のトップアスリートに対する高度かつ適切なトレーニング指導と体力管理、科学的実証とデータ解析に基づいたトレーニングメニューの開発・策定などの能力を有する創造的、実践的な高度専門指導者の養成の養成を目指している（資料 1-1-②-3）。

大学院体育学研究科の教育・研究の目的については、本学学則第 37 条（資料 1-1-②-1）に規定し、養成すべき人材像を本学第二期中期目標（前掲資料 1-1-①-3）において、「高度な専門的知識と豊かな学識を有し、国際的に活躍できる高度な専門指導者になり得る人材」とし、目的を達成するための措置を同中期計画に列挙（資料 1-1-②-4）している。

資料 1-1-②-1 鹿屋体育大学学則より抜粋「大学院の教育・研究目的」

（目的）

第 37 条 本学大学院は、スポーツ・健康に関する学術の理論及び応用と実践が一体となった教育研究を展開し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、スポーツ文化の進展及び国民の健康の増進に寄与する。

一 修士課程の目的 高度な学識を授け、スポーツ・健康に関する科学の分野における専門的知識・技術の教授研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要能力を養う。

二 博士後期課程の目的 スポーツ・健康に関する科学の分野において、研究者として自立して研究活動を行い、又は専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及び豊かな学識を有する実践的な専門指導者を養成する。

資料 1-1-②-2 本学ホームページ「体育学研究科修士課程 教育内容の特色」:

<http://www.nifs-k.ac.jp/faculties/masters/intro.html>

資料 1-1-②-3 本学ホームページ「体育学研究科博士後期課程 教育内容の特色」:

<http://www.nifs-k.ac.jp/faculties/doctors/intro.html>

資料 1-1-②-4 鹿屋体育大学第二期中期計画より抜粋「大学院課程」

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

②大学院課程

- 社会人や外国人留学生等、多様な人材の受入れを推進する。
- 専門性の向上のため、学外の有識者による特別講義を実施する。
- 総合的な研究能力育成のため、大学院生の学内プロジェクト等への参画を推進する。
- 国際的に活躍できる実践的能力育成のため、大学院生の国際学会等での発表を支援する。
- サテライトキャンパスにおける大学院教育を充実する。
- 筑波大学と体育・スポーツ学分野における共同専攻の設置を目指し、共同学位プログラム等を実施する。

【分析結果とその根拠理由】

大学院の目的を学則で定め、目的、中期目標・中期計画を本学ホームページで公表し、目的については、各年度の大学院体育学研究科履修要項（修士課程）及び大学院体育学研究科履修要項（博士後期課程）等で学生に示し、その趣旨は明確にされている。

また、学校教育法第 99 条は、「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」としており、本学大学院のように、既述の本学の研究目標とその成果に立って、「スポーツ・健康に関する学術の理論及び応用と実践が一体となった教育研究を展開し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、スポーツ文化の進展及び国民の健康の増進に寄与する」という目的は、同法に規定する大学院の目的に適合するものである。

以上のことから、大学院の目的が学則に明確に定められ、その目的が学校教育法第 99 条に規定する大学院に求められる目的に適合していると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・学部の目的を達成するために、教育理念（教育の方針）と体育学部教育目標を定め、さらにその教育目標を達成するために、具体的な一般目標と行動目標を示している。

【改善を要する点】

- ・該当なし。

基準 2 教育研究組織

(1) 観点ごとの分析

観点 2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学の目的は、「鹿屋体育大学基本構想」における創設の趣旨（添付資料 2-1）に基づき、「体育・スポーツ、レクリエーション及び武道」に関する理論と実践を教授研究することとなっており、その目的に基づき、学士課程としての体育学部を設置（資料 2-1-①-1）し、体育学部にスポーツ総合課程（創設時～平成 17 年度は体育・スポーツ課程）と武道課程（資料 2-1-①-2）を置いている。

本学体育学部の「深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開しうる優れた実践的なスポーツ・健康に関する指導者を養成する」という目的に沿って、平成 25 年度に両課程の目標を以下のとおり定めた。

スポーツ総合課程：体育・健康づくりに関する科学的な基礎知識や応用能力を有し、競技スポーツ、生涯スポーツ、健康づくりに関する専門的能力を、理論と実践の往還を通じて修得することにより、バイタリティーを持ち、国際社会の進展に対応できる実践的かつ創造的で、市民性を備えたリーダーの育成を目標とする。

武道課程：体育・健康づくりに関する科学的な基礎知識や応用能力を有し、我が国発祥の身体運動文化として伝承され、今日において競技文化としても広く認識されている武道、特に柔道・剣道における心と技を伝統的修練形式である稽古を通じて修得することにより、武道の精神と、国際社会の進展に対応できる実践的かつ創造的で、市民性を備えたリーダーの育成を目標とする。

さらに、専修科目として、スポーツ総合課程ではアスリート・コーチング系、スポーツサイエンス系（教育課程改訂により平成 26 年度からは設定せず）、生涯スポーツ系、武道課程では武道系を設定しており、学生の関心に応じ選択し、複数年パッケージ履修することで、専門的知識・能力を身につけられるように科目を設定している。

資料 2-1-①-1 鹿屋体育大学通則より抜粋「学部の設置」

（学部）

第 30 条 本学に、教育研究上の基本となる組織として、体育学部（以下「学部」という。）を置く。

資料 2-1-①-2 鹿屋体育大学学則より抜粋「学部、課程及び収容定員」

（学部、課程及び収容定員）

第 5 条 本学に、体育学部（以下「学部」という。）を置く。

2 学部に置く課程、入学定員及びその収容定員は、次のとおりとする。

課程	入学定員	3 年次編入学定員	収容定員
スポーツ総合課程	120		480
武道課程	50		200
		20	40
	170	20	720

添付資料 2-1 鹿屋体育大学基本構想 創設の趣旨

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的に基づいた学士課程として体育学部を設置、また、体育学部にはスポーツ総合課程と武道課程の2つの課程を設置している。さらに、体育学部の目的に沿った教育課程を編成し、課程別に専門的知識を身につけられるように専修科目を設定している。

以上のことから、学部及び課程の構成が学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切であると判断する。

観点 2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備されているか。

【観点到係る状況】

本学における教養教育は、社会人として豊かな教養を持つ人材を育成するために、語学力とコミュニケーション能力、人間・社会・文化・自然及び環境に関する教養や態度、基礎的な情報リテラシー、表現力や討論力を重視した教育を展開している。

教養教育については、4年一貫の教育全体の中で達成していくこととしており、平成19年度からは教養科目に相当する「一般科目」及び「キャリア形成科目」と「専門科目」を各科目の特性に配慮して、楔形に配置したカリキュラム体系とし、卒業所要単位数124単位に占める教養科目の単位数を38単位（30.6%）としている。

また、平成23年度からは、キャリア形成に関する企画や評価などを円滑に行うとともに、スポーツ教育、就業教育などの新たなプログラムに関する大学教育の改革を促進するために、「キャリア形成支援室」を設置し、勤労観・職業観及びキャリアデザイン力を醸成するために、キャリア教育を重視した取り組みを行っている。

教養教育に関しては、科目編成等の検討を教務委員会及びキャリア形成支援室会議が、その改善についてはFD推進専門委員会が担当する体制となっている。

なお、上記委員会の審議事項及び構成員は、以下のとおりとなっている（資料2-1-②-1、2）。

資料 2-1-②-1 鹿屋体育大学常任委員会等規則より抜粋「委員会の審議事項及び構成員」

(審議事項)

第4条 常任委員会は、別表第2に掲げる事項を調査、審議する。

3 前条第3項の専門委員会は、別表第3に掲げる事項を調査、審議する。

別表第2（第4条関係）

常任委員会名	審 議 事 項
教務委員会	(1) 学部の教育課程の編成に関する事項 (2) 学部の教育の実施に関し連絡調整に関する事項 (3) 学部の教育指導に関する事項 (4) 学部の在籍及び卒業に関する事項 (5) その他学部の教務に関する事項

別表第3 (第4条関係)

専門委員会名	審 議 事 項
FD 推進専門委員会	(1) FD に関する情報の収集及び提供に関する事項 (2) FD に関する公開研究授業、研究会その他の研究・研修活動の運営又は促進に関する事項 (3) 授業評価の調査研究に関する事項 (4) その他 FD の推進に関する事項

(委員会の構成)

第5条 常任委員会は、別表第4に掲げる委員をもって構成し、学長が任命する。

2 学長は、学長指名教員を任命するに当たっては、予め役員会の意見を聴くものとする。

7 第3条第3項の専門委員会は、別表第5に掲げる委員をもって構成し、学長が任命する。

別表第4 (第5条関係)

常任委員会名	構 成 員	担当課・室
教務委員会	◎副学長（教務・学生・研究担当理事） 副学長（教育研究企画・国際交流担当） 各系から推薦された教授又は准教授（各系から2名） 学長指名委員 教務課長	教 務 課

(注) ◎は委員長を示す。

別表第5 (第5条関係)

専門委員会名	構 成 員
FD 推進専門委員会	教務委員会副委員長 各系から推薦された教員（各系から2名） 学長指名教員 教務課長又は教務課副課長

資料2-1-②-2 鹿屋体育大学キャリア形成支援室要項より抜粋

(組織)

第3 キャリア形成支援室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長（教務・学生・研究担当理事）
- (2) 各系から推薦された者 各系2名
- (3) 教務委員会委員の中から推薦された者 2名
- (4) 学生委員会委員の中から推薦された者 2名
- (5) 学長が指名した教員 若干名
- (6) 教務課長
- (7) 学生課長

(業務)

第4 キャリア形成支援室は、次に掲げる事項について業務を行う。

- (1) 専門教育の企画、調査、評価及び調整に関すること。

- (2) 就業力教育の企画、調査、評価及び調整に関すること。
- (3) 就職支援に関する企画、調査、評価及び調整に関すること。
- (4) その他、キャリア形成に関すること。

【分析結果とその根拠理由】

本学の教養教育の目的である社会人として豊かな教養を持つ人材育成を行うために、教養科目（一般科目及びキャリア形成科目）と専門科目の履修学年を過度に片寄らせることなく、体育学の専門性・実践性に立って楔形に配置したカリキュラムを行っている。

また、本学が単科大学という特色もあり、教務委員会、キャリア形成支援室会議及びFD推進専門委員会が全学的に教養教育も含めた教育の改善を担当している。

以上のことから、本学における教養教育体制は適切に整備されていると判断する。

観点 2-1-③： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到に係る状況】

本学の体育学研究科の構成は、いわゆる区分制博士課程の体育学専攻からなり、前期の2年の課程は「修士課程」と称し、後期3年の課程は「博士後期課程」と称している（資料2-1-③-1）。

修士課程においては、体育・スポーツの高度な指導者または研究者として、専門知識を統合して、また理論と実践とを結びつける能力の育成に重点を置いた教育に取り組んでいる。

博士後期課程においては、修士課程での教育研究の成果を基礎に、生涯スポーツ又は競技スポーツの分野において、関連する諸科学等の研究の進展の成果を学際的・統合的に把握して、これまでにない学際領域の分野を開拓し、実践に結びつけることが出来る独創性のある高度専門指導者の養成に重点を置いた教育に取り組んでいる。

なお、体育学研究科における教育課程は、平成22年度までは、両課程とも「総合健康運動科学系」、「総合トレーニング運動科学系」の2系により編成していたが、平成23年度からは、スポーツ総合科学領域、スポーツ文化・社会科学領域、スポーツ生命科学領域の3領域で、体育の特色を学際的に学べる体制とした。

また、修士課程では、社会人が再教育に取り組めるように、東京サテライトキャンパスに夜間を主としたコースを開設している。

博士後期課程では、日本のトップアスリートを対象とした競技力向上に関する研究に取り組めるように、国立スポーツ科学センターと大学院教育の連携（連携大学院）を行い、学生が同センターの特色を生かした論文指導や授業を受けられる体制としている。また、修士課程同様に東京サテライトキャンパスに夜間を主としたコースを開設している。

さらに、スポーツ・健康に関して国際的な貢献ができる人材養成を効果的に行うために、「スポーツ国際開発」の共同専攻（修士課程）と大学体育及び大学スポーツの充実と実践的研究の推進を図れる人材育成を効果的に行うために、「高度大学体育指導者養成」の共同専攻（博士後期課程）を平成28年度に筑波大学と連携して設置する予定で、現在カリキュラム等の検討を行っている（添付資料2-2）。

資料 2-1-③-1 鹿屋体育大学学則より抜粋「大学院、専攻及び収容定員」

(大学院、専攻及び収容定員)

第5条 本学に、大学院を置き、体育学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

- 2 研究科の課程は、博士課程とし、これを前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱う。
- 3 前項の前期2年の課程は、「修士課程」といい、後期3年の課程は、「博士後期課程」という。
- 4 研究科に体育学専攻を置き、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

課程	入学定員	収容定員
修士課程	18	36
博士後期課程	8	24

添付資料 2-2 鹿屋体育大学と筑波大学の連携による共同専攻等の概要

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的に基づいた大学院課程として、標準修業年限2年の修士課程及び標準修業年限3年の博士後期課程からなる体育学研究科体育学専攻を設置し、両課程の目的に沿った教育課程を編成している。

さらに、両課程とも社会人を対象とした再教育の場を提供している。

以上のことから、研究科及び専攻の構成が大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切であると判断する。

観点 2-1-④： 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】 (該当なし)

【分析結果とその根拠理由】 (該当なし)

観点 2-1-⑤： 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学は、学内共同教育研究施設として6つの全学的なセンターと、保健管理センターを設置している（資料2-1-⑤-1）。

国際交流センターは、平成23年度に外国語教育センターから改称し、大学間交流協定校からの学生受入及び本学学生の派遣等の国際交流事業の推進、留学生への支援、外国語に関する専門的教育及び研究を推進している（資料2-2-⑤-2）。

海洋スポーツセンターは、海洋スポーツに関する理論教育・実技指導及び研究活動を行うほか、広く海洋スポーツに関する公開講座や研修会の開催、課外活動等を実施し、実践的指導者の養成、競技力向上及び生涯スポーツとしての底辺拡大を目指している（資料2-1-⑤-3）。

スポーツトレーニング教育研究センターは、発育発達段階に応じた科学的なトレーニング方法の開発・研究を

行うとともに、スポーツトレーニング指導者の養成と、その資質の向上を図るための各種教育活動を実践し、競技スポーツの振興に貢献している（資料 2-1-⑤-4）。

生涯スポーツ実践センターは、人々の各ライフステージにあった運動・スポーツプログラムの開発・指導、地域のスポーツ振興や健康づくり、地域スポーツプログラムの育成支援、生涯スポーツ指導者の育成支援、運動・スポーツプログラムの地域社会効果測定などに関する実践的研究分野について、地域との連携研究を推進している（資料 2-1-⑤-5）。

アドミッションセンターは、入学者選抜制度全般について研究を行うとともに、アドミッションオフィス入学試験の企画・広報・実施に関する業務を行っている（資料 2-1-⑤-6）。

スポーツ情報センターは、本学の情報処理機能の高度化と学外の情報ネットワークとの連携を推進し、マルチメディアを活用した教育及び研究に資するとともに、情報の発信を通して体育・スポーツの進展に寄与している（資料 2-1-⑤-7）。

保健管理センターは、学生及び教職員の健康管理及び健康増進に関する専門的業務を行っている。センターには、医師及び看護師が常駐し、学内で起きたケガ等に対する応急処置、健康及び精神衛生に関する相談・助言並びに保健指導、定期健康診断等を行っている（資料 2-1-⑤-8）。

また、海洋スポーツセンター、スポーツトレーニング教育研究センター及び生涯スポーツ実践センターは、協力者会議等を開催して、学外者の意見を教育研究活動に取り入れる体制を取っており、その活動状況を大学のホームページや研究報告書等で発信している。

資料 2-1-⑤-1 鹿屋体育大学通則より抜粋「学内共同教育研究施設」

（学内共同教育研究施設）

第 35 条 本学に、教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として、次の学内共同教育研究施設を置く。

- 一 国際交流センター
- 二 海洋スポーツセンター
- 三 スポーツトレーニング教育研究センター
- 四 生涯スポーツ実践センター
- 五 アドミッションセンター
- 六 スポーツ情報センター

2 学内共同教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

（保健管理センター）

第 36 条 本学に、学生及び職員の健康管理及び健康増進に関する専門的業務を行うため、保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

資料 2-1-⑤-2 本学ホームページ「国際交流センター」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/cer/foreign.html>

資料 2-1-⑤-3 本学ホームページ「海洋スポーツセンター」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/cer/marine.html>

資料 2-1-⑤-4 本学ホームページ「スポーツトレーニング教育研究センター」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/cer/training.html>

資料 2-1-⑤-5 本学ホームページ「生涯スポーツ実践センター」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/cer/lifelong.html>

資料 2-1-⑤-6 本学ホームページ「アドミッションセンター」:

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/cer/admission.html>

資料 2-1-⑤-7 本学ホームページ「スポーツ情報センター」:

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/cer/itec.html>

資料 2-1-⑤-8 本学ホームページ「保健管理センター」:

http://www.nifs-k.ac.jp/campus_life/supportive/healthcare.html

【分析結果とその根拠理由】

国際交流センターは、グローバルに活躍できる人材を養成するために、外国語教育や異文化理解に関する教育研究において、重要な役割を果たしている。

海洋スポーツセンターは、鹿児島湾に近接して設置された本学の位置的・気候的条件の特性を生かし、海洋スポーツに関する教育研究の中心施設となっている。

スポーツトレーニング教育研究センターは、スポーツに関する科学的・実践的な研究を行い、その成果としての国際競技力向上に貢献している。

生涯スポーツ実践センターは、各ライフステージにあった運動やスポーツプログラムの開発・指導を行い、地域の健康づくりや生涯スポーツの振興に大きく寄与している。

アドミッションセンターは、本学のアドミッションポリシーに基づき、入試のあり方、特に競技力の高い学生を入学させる上で重要な役割を果たしている。

スポーツ情報センターは、マルチメディアを活用した教育研究や情報の発信を通して、体育・スポーツの進展に寄与している。

保健管理センターは、体育大学という本学の特性から、学生の心身の健康管理や健康増進に関して、他大学以上に重要な役割を果たしている。

また、各センターの活動状況を本学ホームページや活動報告書等で発信している。

以上のことから、学内共同教育研究施設の 6 つの全学的なセンターと保健管理センターは、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点 2-2-①: 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

本学では、教育活動に係る重要事項を審議するため、学校教育法で規定する教授会、国立大学法人法で規定する教育研究評議会を設置している。

教授会は、「教授会規則」（資料 2-2-①-1）の定めるところにより、学長、副学長、学長補佐、教授、准教授、専任講師及び助教で構成し、教育課程の編成に関する事項、学生指導及び福利厚生並びに学生の賞罰に関する事項、学生の入学、退学、転学、留学又は休学に関する事項、卒業・課程の修了又は学位授与に関する事項を審議する。開催は、入学試験合否判定や卒業判定等の必要に際し適宜開催している。なお、審議事項のうち、大学院体育学研究科に関するものについては、本学通則に定める大学院体育学研究科委員会の議決をもって、教授会の議決としている。

教育研究評議会は、「教育研究評議会規則」（資料 2-2-①-2）の定めるところにより、学長、学長が指名する理事、附属図書館長、学内共同教育研究施設の長、保健管理センター所長、副学長、学長補佐、系主任・系副主任、常任委員会委員長及び事務局長で構成し、中期計画及び年度計画に関する事項、学則等の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項、教員人事に関する事項、教育課程の編成に関する方針に係る事項、学生の入学、卒業、課程の修了、在籍、学位授与に関する方針に係る事項等を審議する。会議は、原則として月 1 回定例日を設けて開催しており、必要に応じて臨時会を開いている。

また、教育研究評議会の審議を経て決定された方針に基づき、学部と研究科の教育課程や教育方法等を検討する常任委員会として、それぞれ教務委員会、研究科教務委員会を置いている（資料 2-2-①-3）。

教務委員会は、副学長、学長補佐、各系推薦の教授又は准教授、学長指名教員及び教務課長で構成し、研究科教務委員会は、副学長、各系推薦の研究科の研究指導担当教員、学長指名教員及び教務課長が構成員である。会議は月 1 回定例日を設けて開催し、必要に応じて臨時会を開き、具体的な審議を重ねている。

資料 2-2-①-1 本学ホームページ「教授会規則」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/regulations/extramural/pdf/2-c-6.pdf>

資料 2-2-①-2 本学ホームページ「教育研究評議会規則」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/regulations/extramural/pdf/2-c-04.pdf>

資料 2-2-①-3 鹿屋体育大学常任委員会等規則より抜粋「教務委員会、研究科委員会の設置」

（委員会）

第 3 条 常任委員会は、次のとおりとする。

（3）教務委員会

（4）研究科教務委員会

（審議事項）

第 4 条 常任委員会は、別表第 2 に掲げる事項を調査、審議する。

別表第 2（第 4 条関係）

常任委員会名	審 議 事 項
教務委員会	(1) 学部の教育課程の編成に関する事項 (2) 学部の教育の実施に関し連絡調整に関する事項 (3) 学部の教育指導に関する事項 (4) 学部の在籍及び卒業に関する事項 (5) その他学部の教務に関する事項
研究科教務委員会	(1) 研究科の教育課程の編成に関する事項 (2) 研究科の教育の実施に関し連絡調整に関する事項 (3) 研究科の教育指導に関する事項 (4) 研究科の在籍及び修了に関する事項 (5) その他研究科の教務に関する事項

（委員会の構成）

第 5 条 常任委員会は、別表第 4 に掲げる委員をもって構成し、学長が任命する。

別表第 4（第 5 条関係）

常任委員会名	構 成 員	担当課・室
--------	-------	-------

	教務委員会	◎副学長（教務・学生・研究担当理事） 副学長（教育研究企画・国際交流担当） 各系から推薦された教授又は准教授（各系から2名） 学長指名委員 教務課長	教 務 課
	研究科教務委員会	◎副学長（教務・学生・研究担当理事） 副学長（教育研究企画・国際交流担当） 各系から推薦された研究科（原則として博士後期課程）の 研究指導担当教員（各系から2名） 学長指名教員 教務課長	教 務 課

(注) ◎は委員長を示す。

【分析結果とその根拠理由】

教育活動に係る重要事項については、教授会及び教育研究評議会を定例あるいは必要に応じて開催し、審議している。

また、教務委員会及び研究科教務委員会においては、教育研究評議会の審議を経て決定された教育関連の方針に基づいて具体的な審議を重ね、実質的な教育課程、方法学に関して検討を行っている。

以上のことから、教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・大学院体育学研究科においては、社会人が再教育に取り組めるように、平成25年度から東京サテライトキャンパスに夜間を主としたコースを開設している。
- ・学内共同教育研究施設の各センターは、本学の教育研究目的の達成に関連した業務を行うとともに、海洋スポーツセンター、スポーツトレーニング教育研究センター及び生涯スポーツ実践センターは、協力者会議等を開催して、学外者の意見を教育研究活動に取り入れ、その活動状況を大学のホームページや研究報告書等で発信している。

【改善を要する点】

- ・該当なし。

基準 3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点 3-1-①： 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点到る状況】

体育学部及び大学院体育学研究科の教育研究活動を展開するため、教員組織として、「鹿屋体育大学通則」（資料 3-1-①-1）及び「鹿屋体育大学学則」（資料 3-1-①-2）により、スポーツ・武道実践科学系、スポーツ生命科学系及びスポーツ人文・応用社会科学系の 3 系を置き、学問の進展に即応した横断的・弾力的な活動を行っている。各系は、当該分野を教育研究上の専攻分野とする教員をもって構成され、全ての教員はいずれかの系に所属している。

各系には系主任及び系副主任 2 名を置き、系主任がリーダーシップを発揮し、系副主任が系主任を補佐することにより、効率的、戦略的に系の運営ができる体制を取るとともに、系所属の助教以上の教員をもって組織する系会議を設け、円滑な運営を行っている（資料 3-1-①-3）。

学内共同教育研究施設（国際交流センター、海洋スポーツセンター、スポーツトレーニング教育研究センター、生涯スポーツ実践センター、アドミッションセンター、スポーツ情報センター）及び保健管理センターについては、系教員が兼務の形を取り、系とセンターの相互連携を図っている。

また、大学院体育学研究科博士後期課程においては、国立スポーツ科学センター（JISS）と連携・協力をし、教育研究活動の一層の充実を図っている。国立スポーツ科学センターの職員は客員教授又は客員准教授として委嘱され、研究指導及び授業を担当している。客員教授が研究指導を行う学生に対しては、大学に担当教員を置き、客員教授の学生の研究指導に関して協力し、緊密に連携している。

資料 3-1-①-1 鹿屋体育大学通則より抜粋「教員組織」

(教員組織)

第 32 条 本学に、教員組織として、次に掲げる系を置く。

- スポーツ・武道実践科学系
- スポーツ生命科学系
- スポーツ人文・応用社会科学系

資料 3-1-①-2 鹿屋体育大学学則より抜粋「教員組織」

(教員組織)

第 7 条 本学に、教員組織として、次に掲げる系を置く。

- スポーツ・武道実践科学系
- スポーツ生命科学系
- スポーツ人文・応用社会科学系

2 前項の系にそれぞれ系主任及び系副主任を置く。

3 系の組織に関し必要な事項は、別に定める。

資料 3-1-①-3 本学ホームページ「鹿屋体育大学系規則」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/regulations/extramural/pdf/02-c-12.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

教員組織として3つの系を置き、学問の進展に即応した横断的・弾力的な活動を行えるように、組織的な連携体制を確保している。

また、各系には、系主任及び系副主任2名を置き、系主任を中心に系の運営を行う教員組織編成が明確にされている。

以上のことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

観点3-1-②： 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点に係る状況】

本学での学士課程における教育課程では、体育、スポーツ、レクリエーション及び武道に関する理論と実践を教授研究し、豊かな教養と高い学識及び優れた技能を合わせ備えた実践的、創造的なスポーツ・健康に関する指導者の養成を図る観点から、次の授業科目を開設している。

1. スポーツ・健康に関する指導者として幅広い知識と豊かな人間性を培うため、社会連携の理念を身につけさせるための授業科目。
2. スポーツ・健康に関する指導者として海外においても活躍することができるように英語に関する言語とコミュニケーションの授業科目。
3. スポーツ・健康に関する指導者としてのキャリア形成を促進するための授業科目。
4. スポーツ・健康に関する指導者としての基礎知識と技術を身につけさせるための授業科目。
5. 年齢、職業、健康状態等に応じて適切な指導を行えるようにするため、人体の機能、発達、健康等に関する授業科目。
6. 競技力の向上を図るため、科学的トレーニング方法に関する授業科目。
7. スポーツ・健康に関する実技については、専門とする運動種目に関して高度な運動・指導技術を身につけさせるとともに、なるべく多くの運動種目に関する授業科目。
8. スポーツ・健康に関する実践的な指導能力を涵養するため、スポーツ指導の学外実習に関する授業科目。

以上の教育内容を実施するための学士課程における専任教員数は、60名（教授25名、准教授12名、講師10名、助教13名）であり、大学設置基準で必要とされる専任教員数及び教授数を充足している。なお、教員一人あたりの学生数は12名（収容定員720名、教員数60名）となっている。

また、学士課程において主要な科目である専門科目（共通科目、専修科目、関連理論科目、関連実践科目）では、平成25年度の専任教員（教授、准教授、講師、助教）の配置率は90.2%となっている（資料3-1-②-1）。

資料3-1-②-1 主要科目における教員の配置（平成25年度実績数、延べ人数）

	教授	准教授	講師	助教	非常勤講師	合計
配置数	80	51	47	24	22	224
配置率 (%)	35.7	22.8	21.0	10.7	9.8	100.0

【分析結果とその根拠理由】

学生の定員に対して専任教員数は、教育活動を展開するために十分な人数が確保されており、専任教員数及び教授数も大学設置基準で必要とされる人数を充足している。

また、主要な科目は、概ね教授・准教授を中心とした専任教員が担当しており、かつ少人数教育が可能となる専任教員数となっている。

以上のことから、学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保され、教育上主要と認める授業科目には、教授・准教授を中心とした専任教員が配置されていると判断する。

観点 3-1-③： 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

本学の修士課程においては、体育学の分野における専門的知識及び技術の教授研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高い能力の養成を図るため、諸般の社会的要請に鑑み、次のことを目指している（資料 3-1-③-1）。なお、修士課程における担当教員の研究領域は（資料 3-1-③-2）に表示している。

1. 生涯スポーツの研究開発を継続的に推進していくとともに、国民の多様化・高度化した体育・スポーツ、レクリエーション及び健康・体力づくりに関するニーズに対応するため適切な指導・助言ができる高度な知識と技能を有する生涯スポーツ分野の実践的な専門指導者の養成。
 2. 競技スポーツの向上のために科学的なトレーニング理論と方法の研究開発を行い、それらの理論と方法を実践面で応用していく専門的なコーチ・トレーナーなど競技指導者の養成。
 3. スポーツ科学の学術的な研究活動を推進し、健康・スポーツ活動の諸問題を科学的に解明する実践的・専門的な研究者の養成。
- さらに、社会人の再教育、海外の留学生・研究者の受入れによる高度な教育研究の国際的交流を図り、これらを通じて内外の体育・スポーツ情報のネットワーク化を推進。

また、博士後期課程においては、生涯スポーツ又は競技スポーツの分野において、関連する諸科学等の研究の進展の成果を学際的・統合的に把握して、これまでにない学際領域の分野を開拓し、実践に結び付けることができる独創性のある高度専門指導者の養成を図ることとしており、次のような人材の養成を目指している（資料 3-1-③-3）。なお、博士後期課程における担当教員の研究領域は（資料 3-1-③-4）に表示している。

1. 生涯スポーツにおける研究開発を継続的に進め、参加者のニーズに応じた適切なスポーツ指導と研究に基づく科学的なプログラムの開発・管理ができ、スポーツクラブやスポーツ施設の利用者にとって充実したクラブライフが送れるよう運営のためのマネジメント能力を有する創造的、実践的な高度専門指導者の養成。
 2. 競技スポーツにおける科学的なトレーニング理論と方法の研究開発を継続的に進め、個々のトップアスリートに対する高度かつ適切なトレーニング指導と体力管理、科学的実証とデータ解析に基づいたトレーニングメニューの開発・策定などの能力を有する創造的、実践的な高度専門指導者の養成。
- さらに、社会人、国際的水準のトップアスリート、海外の留学生・研究生を積極的に受入れ、国際的な教育研究の推進を図るとともに、教育研究の国際交流を通じて内外の体育・スポーツ情報のネットワーク化を推進。

以上の教育内容を実施するために、大学院課程に、スポーツ総合科学領域、スポーツ文化・社会科学領域、スポーツ生命科学領域の 3 領域を置き専任教員を配置している（資料 3-1-③-5）。

資料3-1-③-1 本学ホームページ「体育学研究科（修士課程）の教育内容の特色」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/faculties/masters/intro.html>

資料3-1-③-2 本学ホームページ「体育学研究科（修士課程）の担当教員研究領域」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/faculties/masters/horizons.html>

資料3-1-③-3 本学ホームページ「体育学研究科（博士後期課程）の教育内容の特色」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/faculties/doctors/intro.html>

資料3-1-③-4 本学ホームページ「体育学研究科（博士後期課程）の担当教員研究領域」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/faculties/doctors/horizons.html>

資料3-1-③-5 平成25年度大学院担当教員数

区分		スポーツ総合 科学領域	スポーツ文化・ 社会科学領域	スポーツ生命 科学領域	計	
修士課程	研究指導担当	12	5	6	23	37
	授業担当	8	3	3	14	
博士後期課程	研究指導担当	4(1)	3	5(1)	12(2)	15(6)
	授業担当	1(2)	1	1(2)	3(4)	

※博士後期課程の（ ）内の数字は、連携大学院の国立スポーツ科学センター担当教員で外数。

【分析結果とその根拠理由】

学生の定員に対して専任教員数は、教育活動を展開するために十分な人数が確保されており、研究指導教員数も大学院設置基準で必要とされる人数を充足している。

以上のことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

観点3-1-④： 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

本学は、全国でただ一つの国立の体育大学という特性を十分に活かし、健全な身体と調和・共生の精神を併せ持つ人材の育成に必要不可欠なスポーツ・身体運動を通じて、創造性とバイタリティに富む有為の人材を輩出するとともに、スポーツ科学・体育学領域における学術・文化の発展と国民の健康増進に貢献し、もって健全で明るく活力に満ちた社会の形成に寄与することを目的としている。

この目的の実現を目指した教育組織の活動を活性化するため、教員の年齢構成に配慮するとともに、公募制、任期制等により、教員の確保に努めている（資料3-1-④-1）。

外国人教員については、スポーツ人文・応用社会科学系に講師を1名配置している。

教員採用については、学長の総合的な判断の下、基本的に大学として必要な分野の教員が退職・異動等で欠けた場合や大学として新たな教育研究分野が必要となった場合に、原則公募により採用することとしている。

教員の任期制については、平成 19 年度より、教育研究組織の活性化と教育研究の意欲を高める観点から、助教全員に任期を付すとともに、大学が組織的に推進するプロジェクトで学長が指定した教員を採用する場合には、任期を付している。

本学教員のうち、女性教員の占める割合は約 15%であるが、男女共同参画推進の基本方針・行動計画を定め、さらなる女性教員及び女性研究者の確保等を目指して、環境整備に努めている（資料 3-1-④-2、3）。

また、本学の職員に対し、本学の教育、研究、管理運営に関する能力及び資質等の向上を図るとともに、本学の教育研究の発展に資するため、職務を免除し、国内外の教育研究機関等で原則 6 か月から 1 年の研修を許可する長期研修制度を設けている（添付資料 3-1、2）。

資料 3-1-④-1 教員の年齢構成及び男女比率

(平成 26 年 5 月 1 日)										
年 齢	26-30	31-35	36-40	41-45	46-50	51-55	56-60	61-65	計	比率
男性教員	2	6	4	8	8	8	9	9	54	84.4%
女性教員	2	3	0	2	0	2	1	0	10	15.6%
計	4	9	4	10	8	10	10	9	64	

資料 3-1-④-2 本学ホームページ「男女共同参画推進の基本方針」:

<http://www.nifs-k.ac.jp/upload/kihonhoushin.pdf>

資料 3-1-④-3 本学ホームページ「男女共同参画推進のための行動計画」:

<http://www.nifs-k.ac.jp/upload/koudoukeikaku.pdf>

添付資料 3-1 鹿屋体育大学職員の長期研修に関する規程

添付資料 3-2 鹿屋体育大学職員の長期研修の選考に関する申合せ

【分析結果とその根拠理由】

教員の年齢構成は各年齢層にわたってバランスのとれたものとなっているとともに、本学の女性教員比率は約 15%であり、概ね適切である。外国人教員については、講師 1 名となっているが、本学の教育研究分野や規模等に鑑み適切である。助教全員と学長の指定するプロジェクトに任期制を導入したことは、教育研究組織の活性化と教育研究の意欲を高める観点から適切である。

また、教員採用については、学長の総合的な判断の下、基本的に大学として必要な分野の教員が退職・異動等で欠けた場合及び大学として新たな教育研究分野が必要となった場合に原則公募することとしており、適切に行われている。

以上のことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

観点 3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

教員の採用、昇格の基準については、「鹿屋体育大学教員選考基準」（資料 3-2-①-1）及び「鹿屋体育大学教員選考基準の取扱いについて」（添付資料 3-3）が定められている。また、大学院課程の担当教員については、修士課程にあつては「鹿屋体育大学大学院体育学研究科修士課程担当教員資格審査基準」（添付資料 3-4）及び「鹿屋体育大学大学院体育学研究科修士課程担当教員資格審査基準の取扱いについて」（添付資料 3-5）、博士後期課程にあつては「鹿屋体育大学大学院体育学研究科博士後期課程担当教員資格審査基準」（添付資料 3-6）及び「鹿屋体育大学大学院体育学研究科博士後期課程担当教員資格審査基準の取扱いについて」（添付資料 3-7）が定められている。これらの基準等に則り、教員の採用、昇格については、選考対象毎に設置する教員選考特別委員会において、大学院課程担当教員については、常設の研究科担当教員審査特別委員会においてそれぞれ審査し、最終的に教育研究評議会の議を経ている。

なお、学士課程の教員選考の際には、教育等業績の資料に基づき教育上の指導能力を評価するとともに、必要に応じて模擬授業を実施している。また、大学院課程担当教員の審査の際には、教育研究上の指導能力について、教育経験年数等の資料に基づき評価が行われている。これらの評価については、以上で示した基準等に基づき行われている。

資料 3-2-①-1 本学ホームページ「教員選考規則」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/regulations/extramural/pdf/04-c-17.pdf>

添付資料 3-3	鹿屋体育大学教員選考基準の取扱いについて
添付資料 3-4	鹿屋体育大学大学院体育学研究科修士課程担当教員資格審査基準
添付資料 3-5	鹿屋体育大学大学院体育学研究科修士課程担当教員資格審査基準の取扱いについて
添付資料 3-6	鹿屋体育大学大学院体育学研究科博士後期課程担当教員資格審査基準
添付資料 3-7	鹿屋体育大学大学院体育学研究科博士後期課程担当教員資格審査基準の取扱いについて

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用、昇格及び大学院課程担当の審査については、明確に定められた基準に基づいて適切に行われている。また、これらの審査では、学士課程における教育上の指導能力の評価、大学院課程における教育研究上の指導能力の評価も適切に行われている。

以上のことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされており、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われていると判断する。

観点 3-2-②： 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

本学では、平成 16 年度より毎年度、総務委員会において教員の自己点検・評価を実施している。

評価方法については、同委員会にて毎年度定めており、評価基準である「教員の教育活動」、「学生生活の支援」、「研究活動」、「社会貢献活動」、「管理運営」の 5 領域について、前年度実施した際の教員等からの改善要望も踏まえて、「教員の自己点検・評価の評価方法等について」（添付資料 3-8）を作成し、同委員会において審議のうえ、教員に事前に通知し、実施している。実施方法については、「評価方法等」に基づき平成 22 年度に本学独自で開発した「JikotenkenSystem」において、教員個人毎に管理された入力フォームに前年度の実績を入力し、領域毎に決めた評価担当者が評価を行っている。

また、評価方法等についても毎年見直しを行っており、平成 23 年度からは総合評価（領域毎の選択・評価）を廃止し、各領域の評点に基づく偏差値による評価に改善している。

教員の評価結果については、本学の財務課及び総務課に情報提供し、教員教育研究経費の傾斜配分の算定、重点プロジェクト事業経費の採択、昇給・勤勉手当の査定等に活用している。

添付資料 3-8 教員の自己点検・評価（平成 25 年度実績）の評価方法等について

【分析結果とその根拠理由】

教員の教育研究活動等についての自己点検・評価を平成 16 年度より毎年度実施し、評価方法等についても随時見直しを行っている。

また、評価結果について、教員の教育研究費の傾斜配分や昇給等に活用している。

以上のことから、教員の教育研究活動等に関する評価が継続的に行われ、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

観点 3-3-①： 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

大学における教育活動については、事務局長の下に構成された事務組織に配置されている事務職員・技術職員等 64 名全体で支援しているが、「鹿屋体育大学事務分掌細則」に基づき、その中でも教務課（11 名）及び学生課（8 名）及び附属図書館（5 名）が中心となって教育活動展開の支援に携わっている。さらに海洋スポーツセンター（1 名）、東京サテライトキャンパス（1 名）に配置された助手や技術職員が授業の支援を行っている（資料 3-3-①-1）。

また、TAについては、「鹿屋体育大学ティーチング・アシスタント実施要項」（添付資料 3-9）に基づき演習、実験、実習及び実技の教育補助業務が主に行われ、平成 25 年度においては、TAを 38 名採用し、延べ 2,699 時間にわたって補助業務が図られている（添付資料 3-10）。また、平成 26 年度からは、「ティーチング・アシスタントの任用に関する申合せ」（添付資料 3-11）を新たに制定し、TA自身の授業や研究に費やす時間の確保をしながら、可能な限り従事できるように整備した。RAも同様に「鹿屋体育大学リサーチ・アシスタント実施要項」（添付

資料3-12)に基づき、平成25年度は研究補助者として3名採用し、延べ615時間にわたって補助業務が図られている(添付資料3-13)。

資料3-3-①-1 教育活動に関する職員配置図

	教務課	学生課	附属図書館	海洋 スポーツセンター	東京 サテライトキャンパス
事務職員	11名	8名	5名		
技術職員等				1名	1名

添付資料3-9 鹿屋体育大学ティーチング・アシスタント実施要項

添付資料3-10 平成25年度TA実績

添付資料3-11 ティーチングアシスタント(TA)の任用に関する申合せ

添付資料3-12 鹿屋体育大学リサーチ・アシスタント実施要項

添付資料3-13 平成25年度リサーチ・アシスタント一覧表

【分析結果とその根拠理由】

本学は単科大学であることから、事務職員、技術職員等は少人数であるものの、教育活動の展開に必要な教育支援者の配置は、教務課、学生課及び附属図書館を中心に適切に配置されているとともに、海洋スポーツセンター、スポーツ情報センター及び東京サテライトキャンパスに助手や技術職員が適切に配置されている。また、TA・RAについても、学内規程に基づき、教育補助者と研究補助者として適切に活用されている。

以上のことから、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、また、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・教員の教育研究活動等に関する自己点検・評価を本学独自で開発したシステムにより実施し、偏差値を導入した評価結果を教員教育研究経費の傾斜配分の算定、昇給・勤勉手当等の査定に活用している。

【改善を要する点】

- ・該当なし。

基準 4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点 4-1-①： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学の目的に沿って、学部、大学院におけるそれぞれのアドミッション・ポリシーを定め、入学者選抜要項、各募集要項、大学案内及び本学ホームページで広く学内外に周知を図っている（資料 4-1-①-1、2）。

体育学部のアドミッション・ポリシーについては、「入学者選抜試験を通じて本学が求める人材像」、「それぞれの入試で求める人材像」、「高等学校で身につけてほしい学力・能力」を掲げ、本学への入学希望者が、高等学校等で学習すべき科目を具体的に確認できるようにしている（添付資料 4-1）。

体育学研究科のアドミッション・ポリシーは、修士課程及び博士後期課程におけるそれぞれに「求める人材像」、「論文等に関する研究」、「要求される能力」を掲げ、本学への入学希望者が、入学後の論文作成に必要な事項を具体的に確認できるようにしている（添付資料 4-2、3）。

資料 4-1-①-1 本学ホームページ「体育学部アドミッション・ポリシー」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/entrance/guide/admissions/faculty.html>

資料 4-1-①-2 本学ホームページ「体育学研究科アドミッション・ポリシー」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/entrance/guide/admissions/grad.html>

添付資料 4-1 入学者選抜要項（アドミッション・ポリシー抜粋）

添付資料 4-2 修士課程学生募集要項（アドミッション・ポリシー抜粋）

添付資料 4-3 博士後期課程学生募集要項（アドミッション・ポリシー抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的に沿ったアドミッション・ポリシーは、「高等学校で身につけてほしい学力・能力」等を含めた内容として、定められていると共に募集要項及びホームページ等で公表されている。

以上のことから、本学は、アドミッション・ポリシーが明確に定められていると判断する。

観点 4-1-②： 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

【観点到係る状況】

本学ではアドミッション・ポリシーに沿って、以下のように受入方法を定めている。

A0(SS)入試（添付資料 4-4）では、国際大会で活躍できる資質を有する、高い競技力を持った者を求める人材として明示している。それに基づき、オリンピックなどの国際大会出場者、日本選手権大会でベスト 8 以上の成績を有する者などの出願資格を定めている。その上で、第 1 次選考として競技歴及び意欲等を審査するため、自己推薦書、競技歴調書、調査書、面談報告書等を総合的に判定し、その合格者には第 2 次選考として意欲や個性、入学後の競技生活における支障の有無を確認するため、面接、健康診断の結果等を総合的に判定している。

推薦入試（添付資料 4-5）では、スポーツ・武道で卓越した実績を挙げた者、あるいは高度の競技力・運動

能力を有している者を求める人材として明示している。それに基づき、個人種目、団体種目に分けて全国大会ベスト16以上、ブロック大会ベスト8以上の競技成績を出願資格として定めている。その上で、本学が行う試験として小論文、実技検査と面接を行い、競技歴審査及び実技検査の評価の高い者から合格としている。

一般入試（添付資料4-6）では、運動と健康への強い関心があり、スポーツ・武道の指導者や研究者となる強い意志と学習能力を有している者を選抜するとして明示している。それに基づき、大学入試センター試験では3教科3科目を指定し、本学が行う試験として実技検査と面接を行い、大学入試センター試験の得点と実技検査の合計得点の高い者から合格としている。

社会人入試（添付資料4-7）では、体育・スポーツ、武道の分野において、現に社会人として活躍している、若しくは活躍していたトップクラスの競技者及び健康づくりや生涯スポーツの指導者に対して、広く大学教育の機会を提供するためと趣旨・目的を明示している。それに基づき、年齢が21歳以上であり、3年以上社会人としての経験を有することを出願資格として定めている。その上で、本学が行う試験として小論文、実技検査と面接を行い、小論文、面接、実技検査、出願書類及び健康診断の結果を総合的に判定している。

帰国子女入試（添付資料4-8）では、スポーツ・武道を自ら実践することを通じて、心身を鍛え、スポーツマンシップを身に付け、自主性や自律性をもち、新たな課題に進んで挑戦しようとする、感性豊かで協調性やコミュニケーション能力、思いやりの心を備えた学生、及びスポーツ・武道の実践や文化としてのスポーツ・武道を愛好し、あるいは運動による健康づくりに関心をもち、生涯を通じてこれらと深くかかわりたいと考えている学生を求める人材として明示している。この他、出願資格として日本国籍又は日本国の永住権を有する外国籍の者で、保護者の海外勤務等の事情により外国の学校教育を受けていること等を定めている。その上で、本学が行う試験として小論文、実技検査と面接を行い、小論文、面接、実技検査、出願書類及び健康診断の結果を総合的に判定している。

私費外国人留学生入試（添付資料4-9）では、スポーツ・武道を自ら実践することを通じて、心身を鍛え、スポーツマンシップを身に付け、自主性や自律性をもち、新たな課題に進んで挑戦しようとする、感性豊かで協調性やコミュニケーション能力、思いやりの心を備えた学生、及びスポーツ・武道の実践や文化としてのスポーツ・武道を愛好し、あるいは運動による健康づくりに関心をもち、生涯を通じてこれらと深くかかわりたいと考えている学生を求める人材として明示している。この他、出願資格として日本国籍を有しない者で、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」を受験し、出入国管理及び難民認定法において大学入学に支障のない在留資格を有することと定めている。ただし、「日本留学試験」は本学が指定した試験科目の合計得点が400点以上であること等を定めている。その上で、本学が行う試験として小論文、実技検査と面接を行い、小論文、面接、日本留学試験の成績、実技検査、出願書類及び健康診断の結果を総合的に判定している。

第3年次編入学試験（添付資料4-10）では、体育・スポーツ、武道の分野において自ら競技力の向上を目指す者及び体育・スポーツ、武道を通して競技スポーツ、生涯スポーツ、健康づくりの指導者を目指す者を求める人材として明示している。それに基づき、大学に2年以上在学し、62単位以上を修得していること又は修得見込みであること、大学を卒業していること又は卒業見込みであること、短期大学及び高等専門学校を卒業していること又は卒業見込みであること、学校教育法第126条第2項に定める専門学校の体育系学科等を修了していること又は修了見込みであること等を出願資格として定めている。その上で、本学が行う試験として小論文、実技検査と面接を行い、小論文の得点の高い者から合格としている。

大学院体育学研究科修士課程（添付資料4-11）では、スポーツや身体運動を通して、社会に貢献できる専門的・実践的な能力の養成及び職業人として中核的な役割を担う人材を育成することを明示している。それに基づき、入学者の選抜は一般選抜以外にも、特別選抜として社会人、現職教員、外国人留学生を設定し、国際大会で活躍するなど特に競技力の高い者を対象としたSS（スーパー・スチューデント）と認定された者及び各国代表の

選手を指導した実績を有し、高度な指導知識や実践的能力を有した指導者を対象としたSC（スーパー・コーチャー）と認定された者への試験方法も行っている。また、東京サテライトキャンパス社会人コースにおいて履修する若干名についても併せて募集を行い、入学者の選抜を実施している。

大学院体育学研究科博士後期課程（添付資料4-12）では、スポーツや身体運動を通して、社会に貢献できる高度な専門的能力を有する人材を育成することを明示している。それに基づき、入学者の選抜は、一般選抜以外にも特別選抜として社会人、外国人留学生を対象として試験を設定している。試験内容は、修士論文又はそれに相当する論文及び出願書類と学力試験（英語、口述試験）、健康診断であり、これらの結果を総合して選抜している。また、国立スポーツ科学センターにおいて履修及び研究指導を受ける又は東京サテライトキャンパス社会人コースにおいて履修する若干名についても併せて募集を行い、入学者の選抜を実施している。

添付資料4-4	A0(SS)入試学生募集要項（選抜方法抜粋）
添付資料4-5	推薦入試学生募集要項（選抜方法抜粋）
添付資料4-6	一般入試学生募集要項（選抜方法抜粋）
添付資料4-7	社会人入試学生募集要項（選抜方法抜粋）
添付資料4-8	帰国子女入試学生募集要項（選抜方法抜粋）
添付資料4-9	私費外国人留学生入試学生募集要項（選抜方法抜粋）
添付資料4-10	第3年次編入学試験学生募集要項（選抜方法抜粋）
添付資料4-11	修士課程学生募集要項（選抜方法抜粋）
添付資料4-12	博士後期課程学生募集要項（選抜方法抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

A0(SS)入試及び推薦入試では高い競技能力を持った学生を選抜する方法が採られ、一般入試においては、大学入試センター試験並びに本学が行う試験（面接、実技検査）の成績等の結果を総合して選抜する方法が採られている。社会人入試、帰国子女入試においては、小論文、面接、実技検査、出願書類及び健康診断の結果を総合して選抜する方法が採られている。私費外国人留学生入試においては、小論文、面接、日本留学試験の成績、実技検査、出願書類及び健康診断の結果を総合して選抜する方法が採られている。第3年次編入学試験においては小論文の得点の高い者を選抜する方法が採られている。

大学院体育学研究科については、修士課程及び博士後期課程において学力試験及び提出書類等の結果を総合して選抜する方法が採られている。

以上のことから、入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

観点4-1-③： 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点到係る状況】

体育学部及び体育学研究科の入学試験の全ての内容に関しては、教務・学生・研究担当副学長を委員長とする入試委員会（資料4-1-③-1）が掌握している。

体育学部の入学試験で行う小論文、面接、実技検査、健康診断等の試験実施に対応するために、入試委員会の下に、小論文・面接小委員会、健康診断書審査小委員会、競技力審査小委員会、選考資料作成小委員会を設置（資料4-1-③-2）し、問題作成や出題ミスの防止等を各小委員会が役割を分担しつつ、実施点検する体制とな

っている。

また、AO(SS)入試については、AO入試選抜専門委員会及び入試委員会が中心となり試験を実施している。

入学試験当日の実施組織としては、学長を本部長とする試験実施本部をおき、教務・学生・研究担当副学長、組織・運営担当副学長、教育研究企画・国際交流担当副学長、入試委員会副委員長、教務課長、教務課副課長、入試担当事務職員が本部員となる、試験実施体制をとっている。また、試験監督等への留意点は、監督要領及び入学試験に係る連絡事項にて指示している。この他、救護担当を配置するとともに、各試験会場、その他必要とされる箇所に、係員を配置している。職員の親族等が当該試験を受験する場合は、実施体制に加えない旨確認している（添付資料4-13）。

試験の採点は、各小委員会において行われ、選考資料作成小委員会において選考結果をまとめ、入試委員会（添付資料4-14）、教授会の議（添付資料4-15）を経て、合格発表をしている。

体育学研究科修士課程及び博士後期課程の入学試験で行う外国語（英語）、論述試験等の試験実施に対応するために、学長が問題作成委員（答案採点委員を兼ねる）、問題点検委員、書類審査委員、健康診断書審査委員を指名し、問題作成や出題ミスの防止等を各委員が役割を分担しつつ、実施点検する体制となっている。

入学試験当日の実施組織としては、学長を本部長とする試験実施本部をおき、体育学部の入学試験と同様に試験実施体制をとっている。

試験の採点は、答案採点委員において行われ、入試委員会（添付資料4-16）、研究科委員会の議（添付資料4-17）を経て、合格発表をしている。

資料4-1-③-1 鹿屋体育大学常任委員会等規則より抜粋「入試委員会」

(審議事項)

第4条 常任委員会は、別表第2に掲げる事項を調査、審議する。

別表第2（第4条関係）

常任委員会名	審 議 事 項
入試委員会	(1) 学部の入学者選抜の企画・立案及び実施に関する事項 (2) 学部の入学試験問題の作成及び採点に関する事項 (3) 学部の入学者選抜の選考基準に関する事項 (4) 学部の入学者選抜方法に関する事項 (5) 大学入試センター試験に関する事項 (6) 研究科の入学者選抜の企画・立案及び実施に関する事項 (7) 研究科の入学試験問題の作成及び採点に関する事項 (8) 研究科の入学者選抜の選考基準に関する事項 (9) 研究科の入学者選抜方法に関する事項 (10) アドミッションセンターの事業計画及び経費、その他運営に関する事項 (11) その他入学者選抜に関する事項

(委員会の構成)

第5条 常任委員会は、別表第4に掲げる委員をもって構成し、学長が任命する。

別表第4（第5条関係）

常任委員会名	構 成 員	担当課・室
入試委員会	◎副学長（教務・学生・研究担当理事）	教 務 課

	副学長（教育研究企画・国際交流担当） アドミッションセンター長 保健管理センター所長 各系から推薦された教授又は准教授（各系から2名） 学長指名教員 教務課長	
--	--	--

(注) ◎は委員長を示す。

資料 4-1-③-2 鹿屋体育大学常任委員会の小委員会に関する細則より抜粋「各小委員会の設置」

(審議事項)	
第3条 小委員会は、別表第2に掲げる事項を調査、審議する。	
別表第2（第3条関係）	
小論文・面接小委員会	(1) 小論文問題の作成及び採点に関する事項 (2) 小論文問題印刷の校正に関する事項 (3) 小論文の採点基準に関する事項 (4) 小論文の採点結果の評価及び報告に関する事項 (5) 面接の実施に関する事項 (6) 面接の結果の評価及び報告に関する事項 (7) その他小論文及び面接に関する事項
健康診断書審査小委員会	(1) 健康診断書の審査・調査書の健康状況の審査及び報告に関する事項 (2) 健康調査に関する事項 (3) その他健康診断書に関する事項
競技力審査小委員会	(1) 競技歴調書の審査に関する事項 (2) 審査結果の評価及び報告に関する事項 (3) 実技検査の実施に関する事項 (4) 実技検査の結果の評価及び報告に関する事項 (5) その他競技歴及び実技検査に関する事項
選考資料作成小委員会	(1) 調査書の審査に関する事項 (2) 審査結果の評価及び報告に関する事項 (3) 入学者選考資料の作成に関する事項 (4) 成績の照合及び集計に関する事項 (5) その他調査書及び選考資料に関する事項

添付資料 4-13 入試実施体制等
添付資料 4-14 入試委員会議事次第
添付資料 4-15 教授会議事次第
添付資料 4-16 入試委員会議事次第
添付資料 4-17 研究科委員会議事次第

【分析結果とその根拠理由】

体育学部及び体育学研究科の入学試験について、入試委員会において、実施体制、実施要領などの諸事項が審議されており、各小委員会等において詳細を検討する段階的な組織作りを確立している。

試験当日は、学長を本部長とする試験実施本部を置き、副学長、入試委員会副委員長等が本部員となり、万全の体制をとっている。合否判定に関しては、体育学部については選考資料作成小委員会において、各試験結果をとりまとめ、入試委員会、及び教授会の議を経ており、体育学研究科については答案採点委員による採点結果を入試委員会、研究科委員会の議を経るなど適切な実施体制により公正に実施している。

以上のことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

観点 4－1－④： 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【観点に係る状況】

本学では平成15年度より、アドミッションセンターを設け、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っている（添付資料4－18）。特に、学生10名程度につき、1～2名の教員を担当とする小クラス制度を活用して、入学後の追跡調査、キャリア形成、学生相談を行い、これらの仕組みに基づいて、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜方法がとられているかを検証している。

これらの検証を基に、入学者選抜の改善事例として、推薦入学の推薦要件にある競技成績の要件の変更を行った。また、一般入試では実技検査の評価を変更したことなどが挙げられる（添付資料4－19）。

大学院の入試では、一般入試と社会人入試における学力試験のあり方や現職教員入試の出願資格等に関する検討を入試委員会で行い、改善事例として、平成27年度入試から現職教員入試の出願資格を明確化することが挙げられる。

添付資料4－18 体育学部入学者選抜に係る追跡調査結果について

添付資料4－19 平成21年度入試からの実施教科・科目等の変更について

【分析結果とその根拠理由】

アドミッションセンターによる追跡調査等により、アドミッションセンター及び入試委員会において、入学者選抜の改善に役立てられている。

以上のことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

観点 4-2-①: 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点到係る状況】

本学は、体育学部スポーツ総合課程120名、武道課程50名、合計170名の定員を定めている。また、3年次編入学については、体育学部20名の定員を定めている。過去5ヶ年の平均入学定員充足率は体育学部が1.06倍で、3年次編入学が0.99倍である。

大学院体育学研究科修士課程、博士後期課程の入学定員は修士課程18名、博士後期課程8名であり、修士課程の過去5ヶ年の平均入学定員充足率は1.04倍、博士後期課程の過去5ヶ年の平均入学定員充足率は1.02倍である（添付資料4-20）。

添付資料 4-20 平均入学定員充足率計算表

【分析結果とその根拠理由】

入学定員に関する入学者の割合は、学部・大学院ともに特に大きく超えていることはなく、施設設備面に関しても充実しており、教育による実習、実技などの授業及び研究指導に支障はない。

以上のことから、実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は下回る状況になっていないと判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・アドミッション・ポリシーが明確であり、多様な入学者選抜方法を用いている。
 - ・アドミッションセンター及び入試委員会を中心に、入学者選抜に関わる実施及び検証にあたっている。
- また、その結果を入学者選抜方法の改善に反映させている。

【改善を要する点】

- ・該当なし。

基準 5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<学士課程>

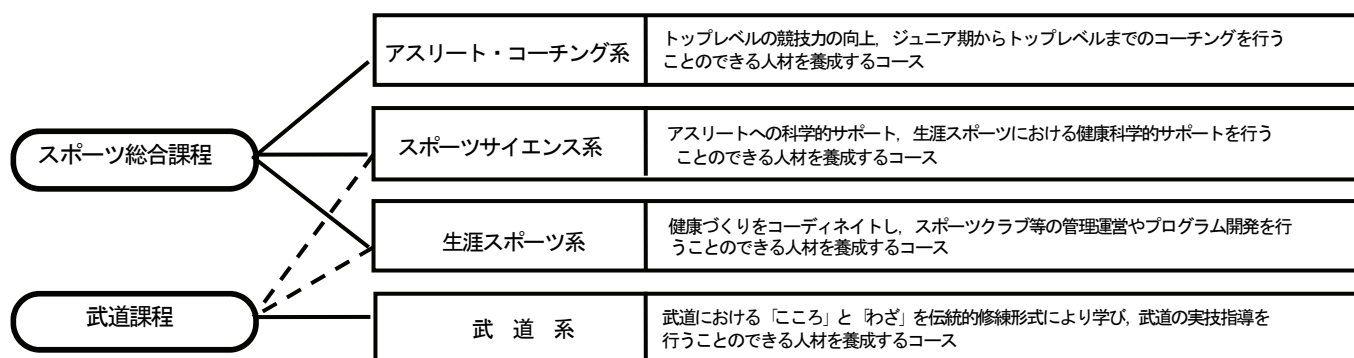
観点 5-1-①: 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学では、教育目標を達成するために、下に示すように「アスリート・コーチング系」、「スポーツサイエンス系」、「生涯スポーツ系」、「武道系」の4つの系を教育課程において設定（資料5-1-①-1）し、それぞれの専門に向けた勉学が選択できるコースを編成している。また、専門性に偏りが生じないように、専修した系以外にも他の系より指定された科目について選択し、履修するようになっており、複数の系の選択が可能な柔軟なコース編成にしている。

実施方針については、平成25年度までは定められていなかったが、平成26年度実施される教育課程改訂に合わせて、新たに策定した（添付資料5-1）。

資料 5-1-①-1 課程と系の関係



※実線は各課程の専修の系、点線は他系として選択できる系を示す。

添付資料 5-1 鹿屋体育大学体育学部のカリキュラムポリシー

【分析結果とその根拠理由】

教育目標を達成するために、柔軟性の高い、体系的な教育課程を編成している。そして、実施方針（カリキュラムポリシー）については、平成26年度からの教育課程改訂に伴い、平成25年度に検討し、策定した。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められていると判断する。

観点 5-1-②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点に係る状況】

本学は、教育目標を達成するため、教育課程及び履修方法等に関する規程を設定している（添付資料 5-2）。

「専門科目」では、体育学において基本となる「共通科目」を主に修学期前期（1・2年次）に配置、専門教育への導入を図っている。さらに、より専門性の高い人材育成を目指すべく、各系の専門性を培かう科目として「専修科目」を2年次以降に配置している。同時に、体育学に関連する理論と実技科目である「関連理論、関連実践科目」を全学年に配置している。また、専攻分野における知識を深め、少人数の討論形式で指導する科目として、さらにこれを活かして大学での学修の総仕上げとなる卒業研究を実施する科目として3年次以降に「ゼミナール・卒業研究」を配置している。一方、幅広く深い教養、および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための「一般科目、キャリア形成科目」を、1、2年次中心に配置している。

また、本学の授業科目の履修状況によっては、中学・高校の保健体育教員の免許状取得をはじめ、日本体育協会および加盟団体等が定める公認スポーツ指導者資格、健康運動実践指導者、健康運動指導士資格取得等の講習会受講が免除されるなど、体育・スポーツの専門指導者養成に資する適切な教育課程の内容としている。

これらの教育課程を構成した教育内容は、スポーツ・武道および体育・健康づくりにおける実践的、創造的で、市民性・国際性を備えたリーダーを養成するためのものであり、学士（体育学）を授与されるに適切と考えられる。

添付資料 5-2 鹿屋体育大学体育学部の教育課程及び履修方法等に関する規程

【分析結果とその根拠理由】

「専門科目」は、1・2年次に体育学に関する基礎知識を習得させ、2年次以降の「専修科目」、3年次以降の「ゼミナール・卒業研究」において、より高度な専門知識を培わせるといった科目編成になっている。「一般科目、キャリア形成科目」は1、2年次を中心に配置しており、科目によっては学年進行に合わせて段階的に履修することを可能にし、職業感・就職感の醸成、キャリア形成、就職対策等のキャリア教育の充実も図っている。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものとなっていると判断する。

観点 5-1-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

本学は、鹿児島県内大学等および放送大学と単位互換協定を締結しており、当該大学の授業科目を履修し、試験に合格することで本学の卒業要件単位として認定している。その他、（資料 5-1-③-1）に示すとおり、学外の実習施設等で学修したもの、本学入学前に大学等で修得した単位を本学の授業科目として読み替え認定できる。さらに、スポーツ・武道・健康づくりの指導・研究に関する高度な専門家を養成するため、学外実習に加えて、3年次以上の学生を対象として産学連携で4週間実習を行うことで、単位を認定している（SCO-OP 実習）。

また、編入学については、3年次に短大、専門学校等からの卒業生を受け入れ、そこで修得した単位を本学の規定に従い、認定している。さらに、大学院生に対しても、学部開講科目の履修を可とし、単位修得を認めている（ただし、課程修了に必要な単位としては認められない）。

資料5-1-③-1 大学以外の教育施設等で修得した学修等の認定

単位を認定することができる学修の種類等			
学修の種類	級又は点数	認定単位数	修得したと見なす授業科目
実用英語技能検定	準1級以上	2	英語基礎
TOEFL (PBT)	550 点以上	2	英語 I
TOEFL (CBT)	213 点以上	2	英語 II
TOEFL (iBT)	79 点以上	2	英語コミュニケーション I
			英語コミュニケーション II
			上級英語
			上級英語コミュニケーション
情報処理技術者試験	初級システムアドミニストレータ試験、基本情報技術者試験又はそれらと同等以上とみなされる区分の試験の合格	2	情報処理A
日本赤十字社が開講する救急法救急員要請講習会	救急法救急員認定証の取得	1	救急法実習

(注) 1. 修得したと見なす授業科目については、本人の希望する科目に読み替えられます。
2. 認定できる単位数は、5単位までとします。

【分析結果とその根拠理由】

学生の多様なニーズに応えるため、他大学との単位互換を行うとともに、学外の実習等での学習の到達度により本学の授業科目として単位を認定している。また、3年次には短大、専門学校等から編入学生を受け入れ、それらの学校で修得した単位を本学の規定に従って認定している。さらに、学外実習に加えて、産学連携でインターンシップを行い、規定の時間数実習することにより、学外実習の単位として認定している。大学院生に対しても、学部開講科目の履修を可として、単位修得を認めており、資格等の取得を可能としている。

以上のことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

観点5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点に係る状況】

授業形態としては、講義、演習、実習、実技の4方式（資料5-2-①-1）である。最大受講者数は、講義科目は200名程度、演習科目では100名程度、実習及び実技科目では安全性や効率性などに配慮し60名程度で実施（添付資料5-3）している。なお、演習、実験、実習及び実技等の科目を中心に大学院生のTAを積極的に採用（添付資料5-4）している。

授業科目の区分としては、一般科目群（コミュニケーション科目、社会・文化科目、自然・環境科目、総合科目）、キャリア形成科目群（キャリア形成セミナー、教職関連科目、学外実習科目）、専門科目群（共通科目、専修科目、関連理論科目、関連実践科目、ゼミナール）の3科目群である。一般科目群は、講義または演習などで

授業を行っている。キャリア形成科目群は、講義または演習などで授業を行っているが、その中でも学外実習科目であるスポーツ指導実習、企業実習、介護等体験、教育実習Ⅰ・Ⅱ、SCO-OP 実習は実習で行っている。専門科目群の中の共通科目と専修科目は講義と実習、並びに実技を中心に授業を行っている。また、関連理論科目は講義を中心に、関連実践科目は実技で、さらにゼミナールは演習で授業を行っている（資料５－２－①－２）。

なお、関連実践科目並びに情報処理科目は、年度当初に履修選択のためのガイダンスを開催（添付資料５－５）し、受講者数の制限やクラス分けを行っている。

３年次からは各研究室（ゼミナール）に入り、教員１人当たり原則として７名以内で教育研究指導を行っている。

国公立大学を通じた大学教育改革の支援事業において、本学は平成 22 年度に「スポーツ教育と就業教育によるキャリア形成事業（資料５－２－①－３）」を申請し採択された。本事業では、学生のスポーツの実践的指導力、職業選択力、就業力の向上に関する教育や支援の取り組みを行った。その結果、①キャリア教育における科目の受講者及び就職支援事業の参加者の増加、②３年次における職業先選択既決者の大幅な増加、③スポーツ指導の資格（スポーツリーダー）取得者の増加など、停滞気味であった学生のスポーツを柱としたキャリア形成に変化が生じつつある（資料５－２－①－４）。

また、福岡工業大学（代表幹事校）が平成 24 年度に「地域力を生む自律的職業人育成プロジェクト事業（資料５－２－①－５）」として申請し採択され事業に、本学が参画した。本事業では、前事業の取組も引き継ぎながら、スポーツ教育と就業教育による新たなキャリア教育科目の授業改善等を行った。その結果、前事業と同様に学生の社会人基礎力の調査により、その傾向を把握している（添付資料５－６）。特に、キャリア教育科目の受講生において、社会から求められているコミュニケーション能力の改善状況を、学生の授業アンケートにより把握し、次年度の教育に活かしている。

資料５－２－①－１ 授業形態（講義、演習、実習、実技）の４方式

授業形態	科目数	割合 (%)
講義	87	45.3
演習	35	18.2
実習	17	8.9
実技	46	24.0
講義・実習	7	3.6

資料５－２－①－２ 授業科目の区分

区 分		摘 要
一般科目	コミュニケーション科目	国際社会における人と人のコミュニケーション能力を養成する科目
	社会・文化科目	グローバルな社会における豊かな人間性、倫理性を涵養する科目
	自然・環境科目	人の取り巻く自然・環境の理解を促進する科目
	総合科目	人の総合的な能力を統合する科目
キャリア形成科目	キャリア形成セミナー	修学・学生生活の案内・指導、キャリア形成、就職対策等を少人数のクラス、あるいは全員で行う科目
	教職関連科目	教員免許取得、採用試験対策等のための科目
	学外実習科目	学外における実習による職業観・就職観の醸成、社会における体育学の実践的な専門性の涵養等のキャリア形成を促進する科目

専門科目	共通科目	体育学における専門性の基本となる科目
	専修科目	体育学において専修する領域の専門性を培う科目
	関連理論科目	体育学における幅広い理論的能力を培う科目
	関連実践科目	体育学における幅広い実技実践能力を培う科目
	ゼミナール（卒業研究）	体育学に関連して特に関心を持った領域について、少人数の討論形式で指導するとともに、就職活動等の支援をする科目（卒業論文を作成するための研究）

資料 5-2-①-3 本学ホームページ「スポーツ教育と就業教育によるキャリア形成事業」:

<http://www.nifs-k.ac.jp/scd/career/index.html>

資料 5-2-①-4 スポーツ教育と就業教育におけるキャリア形成事業の結果

項 目			年 度			
			平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度
①	キャリア教育における科目（キャリアセミナー）の受講者数		3名	89名	84名	57名
	就職支援事業の参加者数 （延べ人数）	就職ガイダンス	518名	397名	911名	847名
		就職塾	20名	59名	103名	80名
		学内企業等合同説明会	94名	152名	200名	121名
		企業ガイダンス	57名	59名	89名	100名
② 3年次における就職先選択の既決者数			4名	11名	64名	36名
③ スポーツ指導の資格（スポーツリーダー）取得者数			8名	95名	110名	111名

資料 5-2-①-5 本学ホームページ「地域力を生む自律的職業人育成プロジェクト事業」:

<http://www.nifs-k.ac.jp/scd/needs/index.html>

添付資料 5-3	平成 25 年度受講者数一覧
添付資料 5-4	平成 25 年度 TA 雇用一覧
添付資料 5-5	平成 25 年度関連実践科目、実験実習及び情報処理科目ガイダンス実施日程
添付資料 5-6	社会人基礎力の調査

【分析結果とその根拠理由】

それぞれの科目区分において、教育の目的及び各分野の特性に応じた形態での授業が行われており、適切なシラバスも作成されている。特に、関連実践科目や体育学実験演習科目等では、TA を有効に活用しながら、少人数に対する演習や実習を実施することで、きめ細かい指導が行われており、適切な学習指導が行えるよう配慮している。また、キャリア形成に関する教育や支援の取り組みも積極的に展開している。

以上のことから、教育の目的に照らして、授業形態の組み合わせ、バランスは適切であり、それぞれ教育内容に応じた適切な学習法が採用されていると判断する。

観点 5-2-②: 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

1 年間の授業期間は、学年暦（添付資料 5-7）に示した通り、定期試験等の期間を含めて 35 週を確保している。

各授業科目の授業は、原則授業のみで 15 週（定期試験を除く。）にわたる期間を単位としてシラバス（資料 5

－2－②－1）に示した通り行われている。

学生の主体的な学習を促し、十分かつ必要な学習時間を確保する工夫として、シラバスの授業計画（授業時間外の指導等欄）に準備学習の指示と復習などについて明記している。また、授業時間外の自主学習時間の確保について、学生に（添付資料5－8）を配布し説明している。さらに、各学期の始めにクラス並びにゼミ担当教員による小クラス懇談会（添付資料5－9）等を開催し、学生へ学業成績を配布すると共に学業相談を行っている。

この他、GPA 制度（添付資料5－10）による修学指導の実施や1年間の履修科目登録単位数の上限（資料5－2－②－2）の設定などを行っている。これらにより、組織的な履修指導が行われている。

資料5－2－②－1 本学ホームページ「授業科目（シラバス）」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/faculties/pe/classes.html>

資料5－2－②－2 履修科目の登録の上限

学生が各年次に渡って適切に授業科目を履修するため、1年間に履修科目として登録することができる単位数は最高 50 単位（編入学生は60 単位）です。年度当初に確実な履修計画を立てた上で履修登録を行ってください。

ただし、集中講義科目及びボランティア活動、救急法実習については、上限には含みません。

なお、当該年度の成績が優秀であったと認められる者（41 単位以上を修得し、その90%以上が「A」であった者）については、翌年度の履修科目の登録は制限しません。

添付資料5－7 学年暦

添付資料5－8 授業科目の履修について

添付資料5－9 小クラス懇談会

添付資料5－10 GPA 制度

【分析結果とその根拠理由】

1年間の授業期間の確保、単位修得のための授業時間数等の確保、学生の主体的な学習を促すための十分な取り組みを行っている。

以上のことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

観点5－2－③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到る状況】

年度当初に、履修科目の選択や履修計画の立案に役立つよう履修要項と全科目内容を掲載したシラバスを学生全員に配付している。また、履修ガイダンス（添付資料5－11）も行っている。

シラバス（資料5－2－③－1）には、（1）授業科目名、（2）授業形態、（3）授業科目区分、（4）担当教員名、（5）補助担当者名、（6）単位数、（7）履修年次、（8）受け入れ人数、（9）授業の概要、（10）授業の到達目標及び成績評価の方法、（11）成績評価の基準、（12）テキスト、教材、参考書、（13）履修条件・関連科目、（14）備考（教員メッセージ含む）、（15）オフィス・アワー、（16）授業計画が記載されている。

また、学生のシラバス活用状況を把握するために授業評価アンケート（資料5－2－③－2）を行っている。

資料5-2-③-1 本学ホームページ「授業科目（シラバス）」:

<http://www.nifs-k.ac.jp/faculties/pe/classes.html>

資料5-2-③-2 授業評価アンケート結果

質問事項	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平均
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
シラバスどおり授業は進められていた。	4.09	3.93	3.94	4.20	4.29	4.20	4.11
成績評価について、明確に説明されていた。	4.03	3.85	3.91	4.22	4.24	4.23	4.08

添付資料5-11 履修ガイダンス

【分析結果とその根拠理由】

シラバスは統一した様式に則って作成され、学生が履修する際に必要となる情報を記載しており、履修科目の選択に活用されている。

以上のことから、教育課程の編成の趣旨に沿って教育課程を展開するにふさわしい適切なシラバスが作成され活用されていると判断する。

観点5-2-④： 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

能力別の授業開講例として、英語については入学時に全学生に対して英語プレイスメントテスト（添付資料5-12）を行い、習熟度別のクラス編成をしている。その後、英語アチーブメントテスト（添付資料5-13）を実施することで学生の学力獲得状況を把握し、学生への組織的な指導ができるように配慮している。また、ゼミナール未進学者については、それぞれ特別クラスを設け、修学指導を行っている（添付資料5-14）。

本学の特色として、日本代表等に選抜された競技力優秀学生に対してはチューターを採用（資料5-2-④-1）し、欠席授業科目の学業を補完している。この他、基礎学力不足の学生に対して全教員がオフィス・アワー等で学習相談に応じている。

資料5-2-④-1 競技力優秀学生に対するチューター制度

1. 目的： 競技力優秀学生は、日本代表選手として海外試合等で長期に授業を休まなければならないことが多く、その間の不足する欠席授業科目の学業を補完するためチューター制度を採用することができます。
2. チューターの採用： 前項に該当する競技力優秀学生がチューターの採用を希望した場合、当該学生の指導教員は当該学生と相談の上、チューター採用願（教務課で配布）を教務課に提出し、学長が認めた場合に採用します。
3. チューターとして採用できる学生： 当該競技力優秀学生と1科目以上同じ履修科目がある者で、大学での成績が優秀な者とします。
4. 指導時間： 競技力優秀者1名に対するチューターの指導時間は30時間を限度とします。

添付資料5-12 英語プレイスメントテスト

添付資料5-13 英語アチーブメントテスト

添付資料 5-14 修学・学生生活指導教員の割り振り

【分析結果とその根拠理由】

英語では習熟度別クラス編成により、学力不足の学生に対応し、学習効率を高めるよう配慮している。さらに、学力獲得状況を把握することで、その後の学習指導に役立てている。また、ゼミナール未進学者に対して、特別クラスを設けて指導を行っている。さらに、全教員による学習相談やチューターによる学業補完などきめ細かな配慮がなされている。

以上のことから、基礎学力不足の学生への配慮が組織的に行われていると判断する。

観点 5-2-⑤： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】 (該当なし)

【分析結果とその根拠理由】 (該当なし)

観点 5-2-⑥： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】 (該当なし)

【分析結果とその根拠理由】 (該当なし)

観点 5-3-①： 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

平成 25 年 5 月 23 日教育研究評議会において「ディプロマ・ポリシー」が了承され、制定されている。これらの方針は（資料 5-3-①-1）に示す通りである。

資料 5-3-①-1 鹿屋体育大学体育学部のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

鹿屋体育大学体育学部では、スポーツ・武道及び体育・健康づくりにおける実践的かつ創造的で市民性、国際性を備えたリーダーを養成するために、以下のような知識・能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に学位を認定します。

- 1 国民各層のスポーツ・武道及び体育・健康づくりを指導し、普及させるための基礎的な知識及び豊かな教養を身につけている。
- 2 スポーツ・武道及び体育・健康づくりに関する実技力、科学的支援力及び表現力を身につけている。
- 3 スポーツ・武道及び体育・健康づくりに関して、年齢、目的等に応じた体系的な実技指導力や事業運営力を身につけている。

- 4 スポーツ・武道及び体育・健康づくりに関する課題について、体育学の知識を総合的に活用・応用し、説明することができる。
- 5 スポーツ・武道及び体育・健康づくりに関心を持ち、主体的かつ計画的に、課題解決に向かって取り組む意志をもっている。
- 6 スポーツ・武道及び体育・健康づくりにおけるリーダーシップとコミュニケーション能力をもつとともに、社会の一員として適切に振る舞う態度を身につけている。

【分析結果とその根拠理由】

(前掲資料 5-3-①-1) に明記されている通り、この方針に則り学位を認定している。

以上のことから、学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー) が明確に定められていると判断する。

観点 5-3-②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

成績評価基準は、鹿屋体育大学体育学部の教育課程及び履修方法等に関する規程に定めており、それらの基準は「体育学部履修要項」(資料 5-3-②-1) にも明記するとともに、年度当初に学生に配布し説明している。

さらに、各科目の成績評価に関する方法は、各担当教員が授業開始時にシラバス (資料 5-3-②-2) に公表した方法・基準を学生に説明し、単位認定を行っている。

資料 5-3-②-1 成績評価及び単位の認定 (体育学部履修要項抜粋)

成績の評価は、当該授業科目の担当教員が、定期試験の結果、レポートの提出及び受講状況等を総合して以下の表のとおり行います。(介護等体験及び卒業研究は、「合格」又は「不合格」、ボランティア活動等は、「合格」による。)

なお、授業科目の設定単位の都合上、前期・後期にわたって授業を行う科目 (ゼミナールなど) については、原則として学期ごとに試験を行い、その結果を評価し、合格点の場合はその学期の単位を仮認定し、各学年の仮認定単位が認定単位に達した時点で、その授業科目を履修したことになります。

評 価	評価基準	摘 要
A	80 点～100 点	「合格」とし、単位を認定します。
B	70 点～ 79 点	
C	60 点～ 69 点	
D	59 点以下	「不合格」とし、単位を認定しません。
K	履修放棄	履修登録がなかったものとして取り扱いますが、年間に履修登録した単位数に含まれます。

資料 5-3-②-2 本学ホームページ「授業科目 (シラバス)」:

<http://www.nifs-k.ac.jp/faculties/pe/classes.html>

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準は「体育学部履修要項」、「シラバス」等に明記されており、履修ガイダンスにおいても説明されている。

以上のことから、教育の目的に応じた成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

観点 5-3-③： 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。**【観点に係る状況】**

成績評価は、鹿屋体育大学履修要項（前掲資料 5-3-②-1）に定めている。

さらに、各科目の担当教員が科目ごとにシラバスに示された「成績評価の方法」、「成績評価の基準」に従って実施している。授業の内容に応じて多様な評価方法がとられ、それぞれの方法が成績評価に占める割合も示している。

なお、学生からの疑義があった場合には、各科目の担当教員が個別に対応している。

卒業認定は、卒業要件となる単位を124単位以上修得した学生について、教務委員会の審議及び、教授会での審議を経て、決定している。なお、厳格性を期すために小クラス及びゼミナール単位で担当教員が当該学生と取得単位に関して確認している。

また、学生へ成績評価の説明がされているかを把握するために授業評価アンケート（前掲資料 5-2-③-2）を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価は、シラバスに示された「成績評価の方法」、「成績評価の基準」に従って適切に行われ、単位が認定されている。卒業認定は、公表されている卒業認定基準に従い、教授会での審議を経て認定している。小クラスは月1回、ゼミナールは毎週1回担当教員が行っている。また学期始めの履修登録時では卒業単位に関してチェックシートを用いミスの無いように指導している。

また、学生における授業評価アンケートでは、「成績評価について明確に説明されていた」との設問に対して、「5：非常にそう思う、4：そう思う、3：どちらともいえない、2：そう思わない、1：全くそう思わない」の5段階評価で、過去3年間の平均は4.08であった。

以上のことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

観点 5-3-④： 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。**【観点に係る状況】**

教育目標に従い卒業認定基準を鹿屋体育大学体育学部の教育課程及び履修方法等に関する規程（添付資料 5-2）に定めている。それらの規定は「体育学部履修要項」にも明記（添付資料 5-15）するとともに、年度当初に学生全員に配布し、履修ガイダンス（添付資料 5-11）において学生に説明している。さらに、各科目の成績評価は、各担当教員がシラバス（資料 5-3-④-1）に公表した方法・基準によって行い、教授会での審議を経て卒業認定をしている。

なお、各学年、学期ごとに小クラス及びゼミナール指導教員より成績通知書の送付及び履修指導を行っており、保護者へも成績通知書を送付している。

資料 5-3-④-1 本学ホームページ「授業科目（シラバス）」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/faculties/pe/classes.html>

添付資料 5－2 鹿屋体育大学体育学部のエ育課程及び履修方法等に関する規程【再掲】

添付資料 5－15 科目区分と修得単位数（履修要項 p. 10-18）

添付資料 5－11 履修ガイダンス【再掲】

【分析結果とその根拠理由】

履修要項に基準を示し、学生に公表し、教授会での審議を経て卒業認定を行っている。

以上のことから、卒業認定基準が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

観点 5-4-①： 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学の修士課程は、平成 23 年度より学部教育を基礎とした教育目標を達成するために、それまであった総合健康運動科学系（生涯スポーツ科学領域とスポーツ医科学領域）と総合トレーニング運動科学系（トレーニング科学領域とスポーツ科学領域）の 2 系 4 領域からスポーツ総合科学、スポーツ文化・社会科学、スポーツ生命科学の 3 領域（資料 5-4-①-1）に変更し、各領域では基礎・応用科学を学び、共通コア科目としてスポーツ科学リテラシー特講、スポーツ科学ナレッジ・マネジメント演習、スポーツ科学セミナー、課題研究、スポーツ科学英語で構成されている。

博士後期課程では、上記の 3 領域の基礎・応用科目に加えて共通科目として統合研究セミナーを設置している。博士後期課程においては平成 19 年度から国立スポーツ科学センターとの間で協定に基づき、連携して相互の教員による大学院教育を実施している。

修士課程の授業科目は、共通コア科目、基礎科目及び応用科目から構成している（添付資料 5-16）。博士後期課程の授業科目は、共通科目と専門科目から構成している（添付資料 5-17）。

実施方針については、平成 25 年度までは定められていなかったが、平成 26 年度実施される教育課程改訂に合わせて、新たに策定した（資料 5-4-①-2）。

平成 25 年度より機能強化として筑波大学と連携して、修士課程・博士後期課程において共同専攻設置に向けて検討を開始した。

資料 5-4-①-1 授業科目の区分及び内容

科目群	領域	内 容
共通コア科目		高度な学識を授け、スポーツ・健康に関する科学の分野における専門知識・技術の教授研究能力又は高度の専門性を有する職業等に最低限必要な基礎的能力を養うための科目である。
基礎科目及び 応用科目	スポーツ総合科学	体育・スポーツ・武道・健康科学の実践的側面に関する高度な専門知識・研究法を追究する科目である。
	スポーツ文化・社会科学	体育・スポーツ・武道・健康科学の文化的及び社会科学的側面に関する高度な専門知識・研究法を追究する科目である。
	スポーツ生命科学	スポーツ・身体活動への生体応答メカニズムに関する高度な専門知識・研究法を追究する科目である。

資料 5-4-①-2 本学ホームページ「修士課程のカリキュラムポリシー」：

http://www.nifs-k.ac.jp/faculties/masters/curriculum_policy.html

本学ホームページ「博士後期課程のカリキュラムポリシー」：

http://www.nifs-k.ac.jp/faculties/doctors/curriculum_policy.html

添付資料 5-16 修士課程開設授業科目及び授業担当教員一覧

添付資料 5-17 博士後期課程開設授業科目及び授業担当教員一覧

【分析結果とその根拠理由】

平成 23 年度からは、これまでの 2 系 4 領域で構成された教育課程をスポーツ総合科学領域、スポーツ文化・社会科学領域、スポーツ生命科学領域の 3 領域に統一し、修士課程と博士後期課程の連携と体系整備を行い、大学院修士課程、博士後期課程と教育内容を連動させて高度に多様なニーズに対応できるよう発展させるものになっている。

また、大学院修士課程では、スポーツや身体運動を通して社会に貢献する実践的な能力を高め、職業人として中核的な役割を担う人材を養成し、博士後期課程では、さらに一步進んで、高度な最先端知識を理解し、体育学に関する最先端の教育研究活動を行う高度職業人の養成が期待できる構成になっている。実施方針については、平成 26 年度からの教育課程改訂に伴い、平成 25 年度に検討し策定している。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

観点 5-4-②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点に係る状況】

修士課程の共通コア科目（資料 5-4-②-1）は、体育学諸科学の研究者としての倫理観の育成や各専門分野での研究方法論について修得し、自らの研究題目について系統的かつ論理的に研究を推進するための基礎を養成する趣旨の授業で構成している。特に、「課題研究」（資料 5-4-②-2）では、各自の研究課題について一連の研究を行い、その成果を学会等で発表し、認定されれば単位が得られる科目である。基礎科目及び応用科目は、スポーツ総合科学領域、スポーツ文化・社会科学領域、スポーツ生命科学領域の 3 領域の各内容が、修士課程では基礎科目としての特講と応用科目としての特講演習でそれぞれ構成している。先に示した 3 領域の授業は、スポーツや身体運動を通して社会に貢献する高度な実践的な能力を高めるための内容になっている。

博士後期課程の共通領域（資料 5-4-②-3）は、統合研究セミナー（添付資料 5-18）の授業を行っている。この授業では体育学分野に関連する 2 つ以上の学問分野の教員がセミナーに参加し、複数の学問領域を学際的に統合するための研究デザインや方法論に関する内容になっている。そして、スポーツ総合科学領域、スポーツ文化・社会科学領域、スポーツ生命科学領域の 3 領域の内容が、特殊研究と特殊研究演習で構成されている。これらの 2 つ以上の学問領域から博士論文に関連した授業科目を履修し、学際的な博士論文の作成に向けての準備ができるようになっている。

資料 5-4-②-1 修士課程の共通コア科目

授業科目	単位数
スポーツ科学リテラシー特講	2
スポーツ科学ナレッジ・マネジメント演習	2
スポーツ科学英語特講 I	1
スポーツ科学セミナー	1
課題研究	4

資料 5-4-②-2 課題研究（鹿屋体育大学履修要項（修士課程）より抜粋）

「課題研究」（共通コア科目：必修科目：4 単位）は、修士論文提出の条件となる「公開で発表した研究」をもって単位認定の

条件とする科目である。

履修登録は、原則として2年次前期に行い、成績の評価は、各指導教員が履修状況を総合して判定し、評価を行う。

資料5-4-②-3 博士後期課程の共通領域

科目群	領域	内 容
専門科目	共通	体育学分野の異なる専門領域の観点から、独創性のある研究テーマを解明するための研究手法、研究方法を学び、研究デザインを確立し、博士学位論文としてまとめるための科目である。
	スポーツ総合科学	体育・スポーツ・武道・健康科学の実践的側面に関する研究方法を深めるとともに、最新の研究動向や知見、研究成果を活用し、学際領域における統合的研究を遂行する上で必要な研究能力を高めるための科目である。
	スポーツ文化・社会科学	体育・スポーツ・武道・健康科学の文化的及び社会科学的側面に関する研究方法を深めるとともに、最新の研究動向や知見、研究成果を活用し、学際領域における統合的研究を遂行する上で必要な研究能力を高めるための科目である。
	スポーツ生命科学	スポーツ・身体活動への生体応答メカニズムに関する研究方法を深めるとともに、最新の研究動向や知見、研究成果を活用し、学際領域における統合的研究を遂行する上で必要な研究能力を高めるための科目である。

添付資料5-18 統合研究セミナーシラバス

【分析結果とその根拠理由】

修士課程の授業は、体育諸科学の研究方法論について修得し、学際的な体育学の基礎を養成する内容の科目と、スポーツや身体運動を通して社会に貢献する高度な実践的能力を高めるための内容の科目によって構成されており、特に「課題研究」については、実際に種々の研究手順を経ながら、そこで得た知見を公表するまでの一連の活動が学習できる。また、専門領域は3領域からなり、基礎から応用までバランスよく配置されており、理論から実践への流れが作れる授業内容で構成されている。これらのことから、修士課程の編成の趣旨に沿ったものになっている。

博士後期課程の授業は、複数の学問領域を学際的に統合した研究を行うための研究デザインや方法論に関する内容の科目と、個々の研究領域を高度に理解するための内容の科目によって構成されており、いずれも修士課程の内容を基本にして、より高度な授業内容となる。博士後期課程の編成の趣旨に沿ったものになっている。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

観点5-4-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

学部教育の教育課程の改訂作業が平成24年度より開始され、それに伴って大学院教育もグローバル教育の一環としてスポーツ科学英語特講Ⅰを修士課程に必修化した。同時に体育学研究方法論に代わってスポーツ科学リテラシー特講及びスポーツ科学ナレッジ・マネジメント演習を必修科目として位置づけ、研究者の基本的な研究倫

理や方法論について広く学習できる内容に改めた。

また、トップアスリートやトップコーチの大学院への進学や大学教員候補者等へのキャリアトランジションの支援が行えるプログラムの開発を行うスポーツキャリア大学院プログラムとして、平成 25 年度からパッケージ履修をした者に対して修了証を発行する制度を決め、授業科目の開設を行った。

なお、平成 21 年度からは、東京サテライトキャンパスを設け（東京都文京区）、夜間を主としたコースとして、修士課程（平成 21 年度）、博士後期課程（平成 25 年度）を開設しており、テレビ会議システムを活用し、東京近郊の社会人に対しても、修士課程・博士後期課程教育が受けられるよう配慮している（資料 5－4－③－1）。

さらに、平成 24 年度より筑波大学と鹿屋体育大学は大学の機能強化のため、相互の利点を生かした大学院共同専攻設置に向けた取組を開始した。修士課程では、スポーツによる平和や地域開発、さらには、スポーツのグローバル社会で活躍できる人材の育成のため「スポーツ国際開発」の共同専攻を平成 28 年度設置予定である。また、博士後期課程ではスポーツ現場での実践知を生かしたスポーツパフォーマンス研究を核とした「高度大学体育指導者養成」に関する共同専攻も平成 28 年度に設置予定である（添付資料 2－2）。

資料 5－4－③－1 平成 26 年度鹿屋体育大学大学院体育学研究科（修士・博士後期課程）募集要項（抜粋）

6 東京サテライトキャンパス社会人コース

本学では、ビジネス各界の中核的な存在として活躍できる人材の育成に加え、文部科学省から平成 22 年 8 月に公表されたスポーツ立国戦略の目標の一つである「トップアスリートがジュニア期からの引退後まで安心して競技に専念することができる環境の整備」を受け、各競技においてトップレベルのコーチ、アスリートとして活躍している者及び体育会系の教員らが、その技術に関する実践的指導能力と高度な科学的研究能力を修得できることを目的とした、東京サテライトキャンパス社会人コースを開設しています。本コースの設置により、受講生本人がセカンドキャリアを得ることができるだけでなく、トップレベルの競技力・指導力を備える者が、各現場で活躍・指導することによって、そこに係わる地域住民への好循環が期待され、スポーツの振興に寄与することができます。

添付資料 2－2 鹿屋体育大学と筑波大学の連携による共同専攻等の概要【再掲】

【分析結果とその根拠理由】

上記の取り組みは、グローバル社会への対応、本学の利点を生かしたトップアスリートのセカンドキャリア教育としての指導者育成環境の整備、関東での優秀な人材確保と育成、2020 年のオリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたスポーツによる海外で活躍と貢献が可能なグローバル人材の必要性、さらには、スポーツコーチ現場での高度専門的指導者の育成など、全て現状及び将来的なスポーツ界に求められる人材育成の必要性やそれへの大学院生の教育環境の整備に適切に対応した教育内容になっている。

以上のことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

観点 5－5－①： 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点に係る状況】

修士課程・博士後期課程ともに、各科目における授業は、少人数における授業形態を保持し、メディアや情報

機器も適宜活用しながら、対話・討論型授業の形態を多くしている。授業形態としては「講義」「演習」「講義・演習」の3タイプがある。修士課程では、①スポーツ科学リテラシー特講、②スポーツ科学ナレッジ・マネジメント演習、③スポーツ科学英語特講、④スポーツ科学セミナー、を共通コア科目として必修化している（添付資料5-19）。①と②は応用科学であるスポーツ科学における幅広い教養や、方法論の獲得を目指し、③は英語の教養、④は外部講師の講話や修士論文発表会の聴講を義務づけている。また、共通コア科目については、学生による授業評価を行っており、授業改善を図っている。近年では高い評価が得られるようになってきた（添付資料5-20）。

添付資料5-19 修士課程共通コア科目シラバス

添付資料5-20 共通コア科目授業アンケート結果

【分析結果とその根拠理由】

各課程の教育目標に沿うために、修士課程、博士後期課程ともに少人数の授業を行い、講義から演習まで、一人一人の学生に対応した高い質の授業が展開されている。また、メディアや情報機器も適宜活用した授業が工夫され、学生にわかりやすい授業が展開されている。

以上のことから、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

観点5-5-②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

1年間の授業期間は、学年暦（添付資料5-7）に示した通り、定期試験等の期間を含めて35週を確保している。

各授業科目の授業は、原則授業のみで15週（定期試験を除く。）にわたる期間を単位として履修要項に示した通り行われている（添付資料5-21、22）。

授業科目の履修計画は、前もって指導教員と相談した上で決定していく方法を採用している。これによって、学生に意味のある実質的な授業科目を履修し、所定の単位を取得するような指導がなされている（添付資料5-23）。修士課程では、修士論文の研究内容を、あらかじめ学会等で発表することを、修士論文提出の条件としている（添付資料5-24）。

添付資料5-7 学年暦【再掲】

添付資料5-21 鹿屋体育大学履修要項（修士課程）

添付資料5-22 鹿屋体育大学履修要項（博士後期課程）

添付資料5-23 履修登録表

添付資料5-24 修士課程の学会発表状況

【分析結果とその根拠理由】

1年間の授業期間の確保、単位修得のための授業時間数等の確保等、十分な取り組みを行っている。

さらに、授業の履修計画に関する指導を行い、学生にとって意味のある実質的な授業を履修させていることや、学会等での発表を修士論文提出のための必須条件としている。

以上のことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

観点 5-5-③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

履修科目の選択や履修計画の立案に役立てるために、修士課程と博士後期課程ともに、履修要項と全科目を掲載したシラバスを作成し、学生全員に配布している。

シラバスはそれぞれの科目について、(1) 授業科目名、(2) 授業形態、(3) 授業科目区分、(4) 担当教員名、(5) 補助担当者名、(6) 単位数、(7) 授業の概要及び達成目標、(8) 成績評価の方法、(9) 成績評価の基準、(10) テキスト、教材・参考書、(11) 履修条件・関連科目、(12) 備考（教員メッセージ含む）、(13) オフィス・アワー等について記載している。いずれも、学生が科目を選択する際に必要となる項目であり、年度初めに学生全員に配布すると同時に履修ガイダンスを行っている（添付資料 5-21、22）。

添付資料 5-21 鹿屋体育大学履修要項（修士課程） 【再掲】

添付資料 5-22 鹿屋体育大学履修要項（博士後期課程）【再掲】

【分析結果とその根拠理由】

シラバスは教育課程編成の趣旨に則り、統一した様式で必要とされる項目を掲載しており、学生は履修に関して有効に利用しており、ガイダンス等で履修指導を行う際に活用している。

以上のことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

観点 5-5-④： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に関わる状況】

東京サテライトキャンパスでは、修士課程・博士後期課程とも、受講者は社会人主体であるため、夜間に開講している。鹿屋体育大学白水キャンパスでの授業は 5 時限まで（16:00-17:30）であるが、東京サテライトキャンパスではこの終了後、6 時限（18:30-20:00）と 7 時限（20:10-21:40）に開講されている（添付資料 5-25）。

また、受講者が当該授業時間に不都合な場合、担当教員や他の受講者との話し合いで時間を変更し、必要な授業時間が確実に確保できるよう、柔軟に運用されている。

なお、これらの授業は、鹿屋体育大学の学生も受講できるよう配慮されている。

添付資料 5-25 鹿屋体育大学授業時間割（修士課程・博士後期課程）

【分析結果とその根拠理由】

6 時限と 7 時限は 18:30 以降に開講されることから、仕事を持つ社会人にとっても無理のない時間帯である。また、受講者が当該授業時間に不都合な場合、担当教員や他の受講者との話し合いで時間を変更し、必要な授業

時間が確実に確保できるよう、柔軟に運用されている。

以上のことから、学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

観点 5-5-⑤： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】 (該当なし)

【分析結果とその根拠理由】 (該当なし)

観点 5-5-⑥： 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

【観点に係る状況】

修士課程では、一人の学生に対して主指導教員 1 名および副指導教員 1 または 2 名を配置し、研究指導を行っている（添付資料 5-26）。学位論文の提出条件として、1 年次あるいは 2 年次に、自身の研究成果を、関連する学会もしくは研究会に参加し、最低 1 回は研究発表を行うよう義務づけている（添付資料 5-24）。また、2 年次においては、学位論文提出の約 3 ヶ月前に、修士論文の中間発表会を、全学に公開する形で実施している（資料 5-5-⑥-1）。その際、発表はポスター掲示を 1 週間行うと共に、口頭発表も行っている（添付資料 5-27）。

また、博士後期課程では、一人の学生に対して、主指導教員 1 名および副指導教員 2 名を配置し、研究指導を行っている（添付資料 5-28）。その際、指導教員と副指導教員の緊密な連携のもと、各年次で「統合研究セミナー」を実施している（添付資料 5-18）。なお、「統合研究セミナー」によって検討した研究テーマを解明するため、2 年次に「博士論文作成計画書」を提出させている（添付資料 5-29）。また、1 年次から 3 年次まで、1 年ごとに、論文指導研究会を全学に公開する形で実施している（資料 5-5-⑥-2、添付資料 5-30）。学位論文の提出条件としては、日本学術会議協力学術研究団体に認められている学会誌を含め、最低 2 編の学術論文の執筆を義務づけている（資料 5-5-⑥-3）。うち 1 編は、当該分野の研究者によるピアレビュー（査読）が行われる学術雑誌に、研究論文が受理されることを義務づけている。

資料 5-5-⑥-1 修士論文中間発表会風景



資料 5－5－⑥－2 論文指導研究会風景



資料 5－5－⑥－3 課程博士の学位論文の提出条件等（鹿屋体育大学履修要項（博士後期課程）より抜粋）

（課程博士の学位論文の提出条件等）

第2 課程博士の学位論文の提出に当たっては、次の各号のいずれかの条件を満たすものとする。

（1）学術論文2編以上（主論文1編、副論文1編以上）を基に学位論文（言語は問わない）を作成するものとし、学術論文のうち1編以上は、日本学術会議に日本学術会議協力学術研究団体として承認された学会・研究会等（以下「協力学術研究団体」という。）が発行し、審査規定が明記された学術雑誌に掲載された原著論文又は実践研究とする。

添付資料 5－26 修士課程学位論文題目等一覧

添付資料 5－24 修士課程の学会発表状況【再掲】

添付資料 5－27 修士論文中間発表会要領

添付資料 5－28 博士後期課程学位論文題目等一覧

添付資料 5－18 統合研究セミナーシラバス【再掲】

添付資料 5－29 博士論文作成計画書

添付資料 5－30 博士後期課程論文指導研究会要領

【分析結果とその根拠理由】

修士課程では、関連する分野の学会もしくは研究会において、研究発表を義務づけ、2年次に中間発表会を実施し、対外的に公表するにふさわしい研究内容がまとめられ、修士論文が作成されている。

博士後期課程では、1年次から毎年、論文指導研究会を実施し、さらに当該分野の学会誌において査読を受けた研究論文をもとに博士論文が作成されている。

以上のことから、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

観点 5-6-①： 学位授与方針が明確に定められているか。**【観点到係る状況】**

学位授与方針に関しては、鹿屋体育大学学位規則第 22 条の規定に基づき、学位の授与に関し必要な事項を鹿屋体育大学学位細則（添付資料 5-31）の中に定め、学内外に周知を図っている。また、ディプロマポリシーやカリキュラムポリシー（添付資料 5-32）の観点から整理を加え、より具体的な周知を行っている。

添付資料 5-31 鹿屋体育大学学位細則

添付資料 5-32 鹿屋体育大学ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシー（修士課程・博士後期課程）

【分析結果とその根拠理由】

本学は、上記のとおり、授与方針に従い、修士（体育学）、博士（体育学）の学位が授与されている。
以上のことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

観点 5-6-②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。**【観点到係る状況】**

成績評価の方法及び基準（資料 5-6-②-1）は、履修要項及びシラバスに公表し、学生に周知している。
また、大学院入学時 4 月のガイダンス（添付資料 5-33）においても、成績評価に関する事柄を説明している。
さらに、個々の科目に関する授業においても、各教員が成績評価に関する事柄を説明し、学生へ周知している。

大学院での成績評価に関しては、各教員がシラバスに明記した基準に従って、授業中に行われる課題への達成度やその課題に対するプレゼンテーションの内容、議論への参加度や議論の質、課題レポートの内容、学期末試験の成績などを総合的に判定している。

資料 5-6-②-1 成績評価及び単位の認定（修士課程・博士後期課程履修要項抜粋）**成績の評価及び単位の認定**

成績の評価は、担当教員が試験結果及び履修状況を総合して判定し、次のとおり A、B、C 及び D の 4 段階に分けて評価を行う。評価 A～C について、所定の単位を認定する。

なお、成績は、各学期の終了後に通知する。

評価	評価基準	摘 要
A	80～100点	
B	70～ 79点	
C	60～ 69点	
D	59点以下	不合格として単位を与えない

添付資料 5-33 新入生オリエンテーション、在学生ガイダンス

【分析結果とその根拠理由】

成績評価に関する事項は、履修要項に公表し、学生に周知しているとともに、ガイダンスや授業を通して詳細な説明を行っている。

授業成績評価は、シラバスに明記した基準に従って適切かつ公正に行い単位認定している。

以上のことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価単位認定が適切に実施されていると判断する。

観点 5-6-③： 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

学生への成績通知の後、成績内容に関する異議がある場合には、担当教員に異議申し立てを行うことができる。

担当教員は異議申し立てに応じて成績を再確認し、その結果を学生に正確に、客観的に報告する。修正が必要な場合には、速やかにその結果を第3者である教務課に提出している。修正された成績は担当教員ではなく、教務課から、速やかにその結果を学生に連絡している。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価の客観性の担保として、成績評価に関する異議申し立てを各科目担当教員が受けた際には、迅速に成績の再確認を行うなど成績の正確性を担保しつつ、客観的な評価につながるように適切に対応している。

また、担当教員から渡された成績については教務課を通し学生へ渡すなどの措置をしている。

以上のことから、成績評価等の客観性及び厳格性を確保するための措置が講じられていると判断する。

観点 5-6-④： 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

修士課程では、2年次の後期初めに指導教員等の出席のもと学位論文中間発表会で発表することを義務付けており、ポスター発表と口頭発表の2つを通して、研究の進捗状態や今後の方針などの指導を行っている。最終的には、主査と2名の副査によって学位論文審査委員会（資料5-6-④-1）を行っている。

なお、審査委員会での審査にあたっては、鹿屋体育大学修士論文審査基準（添付資料5-34）に沿って行っており、学生には履修要項に掲載し、ガイダンス等で周知している。合格者に関しては、修士論文発表会（添付資料5-35）によって、自らの成果を発表することを義務付けている。

博士後期課程では、毎年後期初めに、「論文指導研究会」が複数領域における教員の出席の下に実施されることを義務づけており、口頭発表を通して、研究計画および研究経過の詳細な評価がなされ、高い水準の研究になるように指導している。3年次には、日本学術会議協力学術研究団体に認められている学会に論文を投稿し掲載されるか、国際誌への掲載がなされることと、在学中に3回（各1年に1回）「論文指導研究会」で発表し、評価・

指導を受けることが論文作成の必修条件である。また博士論文に関しては、インパクトファクターがある国際誌への掲載が認められた場合には、論文別刷りを博士論文と見なして審査を受けることができる。最終的には、主査と他の2名の教員（3系の他の研究領域から2名を主査が選出する）によって最終試験を行い、可否の判定を行う。

なお、審査委員会での審査にあたっては、鹿屋体育大学博士論文審査基準（添付資料5-36）に沿って行っており、学生には履修要項に掲載し、ガイダンス等で周知している。

資料5-6-④-1 鹿屋体育大学学位細則より抜粋「修士課程学位論文の審査」

（学位論文審査委員会委員）

第8条 規則第9条第2項に規定する学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員は、指導教員が主査となり、副指導教員のうち1名が副査になることができるものとする。残りの副査は、研究科担当を命じられた教員（当該学位論文の内容に関連する教授、准教授又は講師）の中から選出するものとする。

2 指導教員は、学位論文ごとに審査委員候補者として、学位論文審査委員会委員推薦書（別紙様式第5号）により学長に推薦するものとする。

3 規則第9条第3項の規定により、他の大学院又は研究所等の教員等を加える場合は、当該委員候補者の履歴書（別紙様式第6号）を添付しなければならない。

4 審査委員会の委員は、研究科委員会において選出するものとする。

（学位論文の審査及び最終試験）

第9条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を別に定める日までにを行うものとする。

2 審査委員会は、当該学生に対して最終試験の期日及び方法を当該試験日の7日前までに通知しなければならない。

（学位論文発表会）

第10条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、学位論文発表会を公開で行わなければならない。

2 審査委員会は、前項の学位論文発表会を行うときは、当該学生に対して期日及び方法等を当該発表会の7日前までに通知するとともに公示しなければならない。

3 審査委員会の委員は、学位論文発表会に出席するものとする。

添付資料5-34 鹿屋体育大学修士論文審査基準

添付資料5-35 学位論文発表会（修士課程）プログラム

添付資料5-36 鹿屋体育大学博士論文審査基準

【分析結果とその根拠理由】

修士課程では学位論文中間発表会を、博士後期課程では3回の論文指導研究会を義務付けており、その上で最終審査へと審査が進んでいくような審査体制が組まれており、高い水準の学位論文を完成させるための段階的かつ計画的な審査体制が整備されている。

また、論文審査委員は学際性に対応できるように、各系の中から相応しい教員を厳選しており、審査は厳しく公正に行い可否の判定を行っている。さらに、判定結果は、研究科教務委員会、研究科委員会での厳正な審議によって決定されている。審査体制は、学位規則および履修要領に明記されている。

以上のことから、学位論文の係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

<学部課程>

- ・国公立大学を通じた大学教育改革の支援事業において、本学は平成 22 年度に「スポーツ教育と就業教育によるキャリア形成事業（前掲資料 5－2－①－3）」を申請し採択され、その取り組み結果として、キャリア教育科目の受講生や就職支援事業の参加者の増加、3 年次における職業未決定者の大幅な減少、地域におけるスポーツ指導の資格取得（スポーツリーダー）の増加などが確認でき、学生のスポーツの実践的指導力、職業選択力、就業力の向上に関する教育や支援の取り組みが優れていると判断できる。

<大学院課程>

- ・社会的ニーズに沿って平成 21 年度から、東京サテライトキャンパスを設け（東京都文京区）、夜間を主としたコースとして、修士課程（平成 21 年度）、博士後期課程（平成 25 年度）を開設しており、テレビ会議システムを活用し、東京近郊の社会人に対しても、修士・博士後期課程教育が受けられるよう配慮している。
- ・修士課程では、関連する分野の学会もしくは研究会において、研究発表を義務づけ、2 年次に中間発表会を実施し、対外的に公表するにふさわしい研究内容がまとめられ、修士論文が作成されている。
- ・博士後期課程では、1 年次から毎年、論文指導研究会を実施し、さらに当該分野の学会誌において査読を受けた研究論文をもとに博士論文が作成されている。

【改善を要する点】

<学部課程>

- ・1 年間の履修科目登録単位数の上限（前掲資料 5－2－②－2）の設定などを行っているが、単位の実質化を踏まえて履修登録単位数の上限を見直し改善する必要がある。

<大学院課程>

- ・該当なし。

基準6 学習成果

(1) 観点ごとの分析

観点6-1-①：各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到係る状況】

学部では、3年次からのゼミナール受講のため2年次終了時に60単位以上の修得、卒業研究受講資格のため3年次終了時に90単位以上の単位修得が必要となる。平成22年度入学生の進級・卒業・修了者それぞれの割合（資料6-1-①-1）は、通常年限数での3年次への進学者は98.4%、4年次進学者は95.2%であり、卒業者は92.0%、修了者は81.0%である。卒業・修了時の資格取得の状況については、保健体育科教員免許状、日本体育協会公認スポーツ指導者免除適応コース修了者、健康運動実践指導者資格（資料6-1-①-2）、各種スポーツ競技審判資格（サッカー、剣道、柔道など）を取得している。

大学院における研究教育成果を確認するために、体育、スポーツ、健康関係の各種学会発表数をみると、平成25年度実績で、修士課程学生では20件（添付資料5-24）、博士後期課程学生は78件となっている（添付資料6-1）。

本学の特色として、多くの学生が正課授業の専門科目である競技スポーツ実習、専修武道実習を履修し、スポーツ関連の課外活動に所属・活動しており、国際大会への出場、全日本選手権や全日本大学選手権等でのメダル獲得は学生の競技成績一覧（添付資料6-2）のとおりである。

資料6-1-①-1 進級・卒業・修了者それぞれの割合（過去5年度分）

区 分		平成18年度 入学生	平成19年度 入学生	平成20年度 入学生	平成21年度 入学生	平成22年度 入学生
通常年限数での3年次進学者	該当者数(人)	168	173	174	169	184
	対象者数(人)	179	179	183	182	187
	比率 (%)	93.9	96.6	95.1	92.9	98.4
通常年限数での4年次進学者	該当者数(人)	163	167	173	165	178
	対象者数(人)	179	179	183	182	187
	比率 (%)	91.1	93.3	94.5	90.7	95.2
通常年限数での学部卒業生	該当者数(人)	159	155	163	159	172
	対象者数(人)	179	179	183	182	187
	比率 (%)	88.8	86.6	89.1	87.4	92.0
通常年限数での 大学院（修士課程）修了者	該当者数(人)	26	22	16	22	17
	対象者数(人)	28	25	18	23	21
	比率 (%)	92.9	88.0	88.9	95.7	81.0

資料 6-1-①-2 資格取得状況

資格名称	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
保健体育科教員免許状（中学校一種）	105	98	108	123	112
保健体育科教員免許状（高等学校一種）	124	123	129	149	134
日本体育協会公認スポーツ指導者免除適応コース 修了者（スポーツリーダー）	7	8	95	112	111
健康運動指導士	7	5	1	3	2
健康運動実践指導者	2	1	1	0	0
イベント管理者の業務基礎知識認定	6	4	3	2	0

添付資料 5-24 修士課程の学会発表状況【再掲】

添付資料 6-1 博士後期課程の学会発表状況

添付資料 6-2 国際大会への出場、全日本選手権や全日本大学選手権等でのメダル獲得数

【分析結果とその根拠理由】

大学卒業、大学院修了状況を見てわかるように、ほぼ 88%の者が通常年限数で達成している。教育内容としてみると、保健体育科教員免許状、日本体育協会スポーツリーダー資格など種々のスポーツ関連資格を取得している。本学の目標とする競技力向上においても全国レベルの大会で多くの成果を達成している。また、大学院学生は研究教育成果として学会発表など活発に活動していることがわかる。

以上のことから、各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について学習成果が上がっていると判断する。

観点 6-1-②： 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

学部教育においては、学生による授業評価アンケートを年 2 回、前・後期に各 1 回ずつ実施し、FD 推進専門委員会で集計・分析し、学生の評価状況（添付資料 6-3）を把握している。その調査項目の平成 23 年度～平成 25 年度の全項目の平均値は 5 段階評価で 4.0 以上と高い評価を示した。特に学習意欲の創出につながる項目として「新しい知識、考え方が身につく、さらに勉強したくなるような内容だった」（資料 6-1-②-1）に注目し、一般及び専門科目別に 5 段階評価結果の過去 3 ヶ年の平均をみると、評価年度において、多少のばらつきがみられるものの、全体平均では一般科目 3.69、専門科目 3.97 であり一定の評価を得ている。

また、専門科目の実技科目の調査項目の「当該種目を『できるようになる』又は『指導できるようになる』ような授業内容で構成されていた」（資料 6-1-②-2）の 5 段階評価結果の過去 3 ヶ年の平均をみると 4.45 である。

さらに、平成 23 年度～平成 25 年度卒業生による大学教育の満足度に関するアンケート調査結果をみると、「実践的指導力の修得」、「課題探求能力の修得」、「社会の一員としての豊かな人間性（道徳、見識、教養）の修得」のいずれの項目も「大変満足している」、「満足している」を合わせると約 80%である（添付資料 6-4 p.2）。

大学院の教育効果を検証するために、大学院体育学研究科修士課程・博士後期課程の修了生と在學生に大学院教育の満足度に関するアンケート調査を行っている。その平成 25 年度修了生の分析結果から見ると、修士課程修了者では「高度な実践的指導力の習得」について「大変満足している」、「満足している」者を合わせると 77.8%、博士後期課程修了者では「高度な研究力(課題探究能力)の習得」について「大変満足している」、「満足している」者を合わせると 75.0%であった(添付資料 6-4 p. 6, 10)。

資料 6-1-②-1 授業評価アンケート結果(一般科目・専門科目)

質問事項	平成 23 年度				平成 24 年度				平成 25 年度				平 均	
	前期		後期		前期		後期		前期		後期			
	一般	専門	一般	専門	一般	専門	一般	専門	一般	専門	一般	専門	一般	専門
新しい知識、考え方が 身につく、さらに勉強 したくなるような内 容だった。	3.78	4.09	3.22	3.80	3.70	3.61	4.02	4.18	4.04	4.04	3.35	4.09	3.69	3.97

資料 6-1-②-2 授業評価アンケート結果(実技科目)

質問事項	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平 均
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
当該種目を「できるようになる」又は「指導できるようになる」ような授業内容で構成されていた。	4.33	4.38	4.22	4.46	4.69	4.60	4.45

添付資料 6-3 授業評価集計表

添付資料 6-4 卒業生・修了生への満足度アンケート調査結果 p. 2, 6, 10

【分析結果とその根拠理由】

大学の教育効果を検証するために、学生による授業評価アンケートを実施しているが、その分析結果から見ると、専門科目については授業内容、効果についても満足度が高く、特に、実践的能力を育成する実技科目については非常に高い評価である。教養科目については、専門科目ほど高くはないが授業内容、効果に一定の評価を得ている。

また、学部卒業生及び大学院修了生における満足度調査においても、学習の達成度、満足度に関して、学習効果が上がっていることが考えられる。

以上のことから、教養科目群の各科目においては知識、技能の修得をさらに図る必要があるが、専門系の科目では十分な効果を上げており、学生には適切であると判断する。

観点 6-2-①： 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学の進路決定状況について、体育学部就職決定状況の過去 6 年間の内訳を見ると、中・高等学校の保健体育科教員は 18.9%、スポーツ関係民間会社への就職者は 16.8%（スポーツ関連の就職計 35.7%）、公務員は 18.0%、一般民間会社は 17.9%、大学院等への進学者は 16.1%、未就職者（企業希望者）は 3.2%、体育学部全体の就職率は 90%以上である（資料 6-2-①-1）。

一方、大学院修士課程の就職決定状況の過去 6 年間の内訳を見ると、中・高等学校の保健体育科教員は 19.7%、スポーツ関連民間会社への就職者は 10.3%（スポーツ関連の就職計 30.0%）、公務員は 8.9%、一般民間会社は 15.0%、大学院（博士後期課程）等への進学者は 28.0%、元職復帰は 13.1%、未就職者（企業希望者）は 5.1%、大学院体育学研究科修士課程の就職率は 90%以上である（資料 6-2-①-2）。

資料 6-2-①-1 体育学部 進路・就職状況（過去 6 年分）

体育学部（全体）															
職 種 区 分		卒 業 年 度												過去 6 年 間の 平均 (人)	過去 6 年 間の 平均 (%)
		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度			
卒業者数		177		197		186		198		185		195			
就職希望者数(A)		140		153		153		158		165		169			
就職者数(B)		126		132		137		132		139		156			
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
スポ ー ツ 関 連	教員(非常勤講師を含む)	24	13.6	45	22.8	37	19.9	32	16.2	44	23.8	34	17.4	36	18.9
	スポーツ関連民間会社(プロ選手含む)	16	9.0	28	14.2	40	21.5	35	17.7	36	19.5	37	19.0	32	16.8
スポ ー ツ 関 連 以 外	公務員(国・自治体)	35	19.8	34	17.3	35	18.8	27	13.6	30	16.2	44	22.6	34	18.0
	一般民間会社	51	28.8	24	12.2	23	12.4	34	17.2	29	15.7	41	21.0	34	17.9
	自営	0	0.0	1	0.5	2	1.1	4	2.0	0	0.0	0	0.0	1	0.6
未就 職 者	教員・公務員希望(C)	8	4.5	8	4.1	9	4.8	20	10.1	24	13.0	10	5.1	13	6.9
	企業希望者	6	3.4	13	6.6	7	3.8	6	3.0	2	1.1	3	1.5	6	3.2
就職 非希 望 者	大学院等への進学	35	19.8	37	15.6	29	15.6	39	19.7	18	9.7	25	12.8	31	16.1
	就職を希望しない者	2	1.1	7	2.2	4	2.2	1	0.5	2	1.1	1	0.5	3	1.5
就 職 率		95.5%		91.0%		95.1%		95.7%		98.6%		98.1%		95.7%	
※就職率 B / (A-C)															

資料6-2-①-2 大学院 進路・就職状況（過去6年分）

大学院体育学研究科

修士課程

職 種 区 分		修 了 年 度												過去 6年 間の 平均 (人)	過去 6年 間の 平均 (%)
		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度			
卒業者数		22		15		21		13		16		20			
就職希望者数(A)		14		10		17		8		12		13			
就職者数(B)		13		7		15		6		8		10			
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
スポーツ 関連	教員(非常勤講師を含む)	4	18.2	4	26.7	8	38.1	1	7.7	2	12.5	3	15.0	4	19.7
	スポーツ関連民間会社	3	13.6	1	6.7	4	19.0	0	0.0	2	12.5	2	10.0	2	10.3
スポーツ 関連	公務員(国・自治体)	1	4.5	0	0.0	2	9.5	2	15.4	3	18.8	1	5.0	2	8.9
	一般民間会社	5	22.7	2	13.3	1	4.8	3	23.1	1	6.3	4	20.0	3	15.0
以外	自営	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
未就職者	教員・公務員希望(C)	1	4.5	1	6.7	1	4.8	1	7.7	4	25.0	2	10.0	2	9.8
	企業希望者	0	0.0	2	13.3	1	4.8	1	7.7	0	0.0	1	5.0	1	5.1
就職非希望者	大学院等への進学	8	36.4	4	26.7	4	19.0	4	30.8	4	25.0	6	30.0	5	28.0
	就職を希望しない者	0	0.0	1	6.7	0	0.0	1	7.7	0	0.0	1	5.0	1	3.2
元職復帰		2	9.1	1	6.7	2	9.5	4	30.8	2	12.5	2	10.0	2	13.1
就 職 率		100.0%		77.8%		93.8%		85.7%		100.0%		90.9%		91.4%	

※就職率 B / (A-C)

【分析結果とその根拠理由】

学部及び大学院の就職率は約90%以上と高い割合である。本学で得た知識、技能等を活かすことのできる公務員(国・自治体)にも就職をしているが、本学の教育目的としている、「スポーツの実践的指導者の育成」、「スポーツの専門的・実践的な中核となる人材育成」から見たスポーツ関連(プロ選手含む)への就職は、過去6ヶ年の平均が学部では35.7%、大学院では30.0%である。

以上のことから、就職や進学といった卒業(修了)後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっていると判断する。

観点 6-2-②： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

平成22年度～平成25年度卒業生による大学教育の満足度に関するアンケート調査結果（添付資料 6-4 p.2）をみると、「実践的指導力の修得」、「課題探求能力の修得」、「社会の一員としての豊かな人間性（道徳、見識、教養）の修得」のいずれの項目も「大変満足している」、「満足している」を合わせると約80%である。

学生の就職先企業に対するアンケート（資料 6-2-②-1）によると、「非常に優れている」、「優れている」の割合は、専門知識・能力については35.5%、積極性については64.9%、自主性については64.9%となっている。卒業生自身のアンケート結果によると、専門教育については、「非常に役立っている」、「役立っている」の割合は、スポーツ専門科目については、仕事上が73.5%、日常生活上が75.2%となっていて、多くの卒業生が役に立っていると評価している。

さらに、就職先等の学外機関から本学の教育に対する意見を聴取する仕組みとして、学外実習終了後に学外実習先（企業実習、教育実習、学外スポーツ実習）から受講者への実習中評価報告を受けるとともに、担当教員の実習機関への巡回により意見収集する取組を実施している。収集した情報についてはキャリア形成支援室を中心に学外スポーツ実習小委員会、教職教育等小委員会などの関係委員会において分析・検討を行っている。（資料 6-2-②-2）に示すように学外スポーツ実習先全44施設からの報告によると、事前準備、専門的知識、実習学習態度の評価項目について「非常にそう思う」・「そう思う」の回答率が事前準備については「事前指導が十分行われていたと思いますか」との問いに68%、専門的知識については「十分な専門的知識を持っていましたか」との問いに77%、実習学習態度については「積極的に参加していましたか」との問いに93%となっている。事前準備、専門的知識については合わせて7割程度の者が肯定的評価を受け、実習学習態度については9割以上の者が肯定的評価である。

資料 6-2-②-1 平成23年度～平成25年度卒業生に関するアンケート集計

○学生の就職先企業に対するアンケート結果 回答件数 113件

「非常に優れている」・「優れている」

項 目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合計 (%)
積極性・チャレンジ	12	18	31	64.9
自主性	13	19	29	64.9

○卒業生自身のアンケート結果 回答件数 113件

スポーツ専門科目「非常に役立っている」・「役立っている」

項 目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合計%
仕 事 上	19	25	39	73.5
日常生活上	18	26	41	75.2

資料6-2-②-2 学外スポーツ実習評価報告(44施設)

「非常にそう思う」・「そう思う」			
評価項目	事前準備	専門的知識	実習学習態度
	事前指導が十分に行われていたと思いますか。	十分な専門的知識をもっていましたか。	積極的に参加していましたか。
回答率	68.2%	77.3%	93.2%

添付資料6-4 卒業生・修了生への満足度アンケート調査結果 p.2【再掲】

【分析結果とその根拠理由】

アンケート調査結果に見るように、本学の教育の成果として卒業生の「積極性・チャレンジ」、「自主性」については学生の就職先企業等から評価されている。さらに、学外スポーツ実習先企業等からも学生の実習学習態度については積極的であることが評価された。また、スポーツ専門科目については、卒業生自身から役立っているとの自己評価があり、学外スポーツ実習先企業からも専門的知識について評価を受けている。このことから、本学の教育取組成果が表れていると言える。

以上のことから、卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・学生の授業評価における満足度において、科目群は調査対象授業では平均値にばらつきがみられるものの、調査項目全体ではどれも高い平均値を示している。実技科目については全般的に高いなど、学生の授業に対する充実度は良好な状態と判断できる。
- ・また、卒業生からの在学中の教育成果や本学の実践的指導力育成プログラムとしてある学外スポーツ指導実習先など外部機関からの本学学生への教育的達成度や資質は肯定的評価として担保されている。

【改善を要する点】

- ・「スポーツの実践的専門的指導力」を必要とされる就職分野での就職率を高めるためには、本学で取組を開始した在学中のキャリアデザインと専門的就業力の形成のためのスポーツ関連企業実習SCO-OPプログラムなどの充実を図る必要がある。

基準 7 施設・設備及び学生支援

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-①: 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。

また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

本学の用地面積は、校地（校舎敷地及び屋外運動場敷地）308,610 m²（敷地別：校舎等 139,909 m²、屋外運動場 168,701 m²、地区別：白水 303,323 m² 高須 5,287 m²）、寄宿舍敷地 28,577 m²、その他 33,072 m²の計 370,259 m²である。また、校舎等施設と屋内体育施設を併せた建物面積は、35,337 m²である（資料 7-1-①-1）。

校地には、本学教育研究活動等を展開する上で必要な施設として、講義棟、研究棟、管理棟、図書館、各種体育施設、講堂、合宿研修所、学生宿舍等を配置している（添付資料 7-1）。

講義室は、講義棟に 12 室、大学院棟に 1 室（大講義室）、海洋スポーツセンターに 1 室置き（資料 7-1-①-2）、全室に冷暖房設備を完備している。講義棟（1 階）には、就職支援を行う「キャリア形成支援室」（就職相談室）も置く。大学会館には、食堂、売店、理・美容室、学生向けのロッカールーム、学生ラウンジのほか、本学教育研究成果の資料・映像を展示した「NIFS GALLERY」及び学外者向けの「NIFS コミュニティルーム」も整備している。研究棟には、実験実習室及び演習室等を置き、本学教育研究活動の基盤としての役割を果たしている。

なお、新たな研究施設として、平成 25 年度から、屋外競技についてハイテク機器を駆使して科学的に研究する「スポーツパフォーマンス研究棟（仮称）」の整備事業に着手し、平成 27 年度からの供用を目指している。

体育施設として、総合体育館、球技体育館、屋内実験プール、トレーニング場、武道館、弓道場、陸上競技場、サッカー場・ラグビー場、野球場、テニスコート、ゴルフ練習場、多目的グラウンドを配置（添付資料 7-1）し、本学教育研究活動だけでなく、競技大会、公開講座、学外者への開放、スポーツ合宿にも供用している。

本学施設に、教育研究用の特殊設備として、トレーニング環境シミュレータ、加減圧調整可能流水プール、3 次元動作解析システム、電子顕微鏡等を備え、本学の特性を活かした最先端スポーツ科学の教育研究に役立てている。

キャンパス内に学生宿舍（5 棟・収容人数 350 名）を置き、多くの学生の生活基盤としての役割を果たしている。合宿や合同練習等のための「合宿研修所」、学外講師等の宿泊のための「非常勤講師等宿泊施設」も置く。

本学初のサテライトキャンパスとして、平成 21 年 10 月「東京サテライトキャンパス」（東京都文京区本郷）（資料 7-1-①-3）を開設し、首都圏における活動拠点とした。平成 25 年度から、より利便性の高い筑波大学東京キャンパス文京校舎内（文京区大塚）に移転し、「筑波大学・鹿屋体育大学連携推進室」としても使用している。

本学施設の有効活用を図るため、新たに実験研究スペースを「教育・研究スペース」「プロジェクトスペース」及び「全学共用スペース」に分けた有効活用に関する申合せ（添付資料 7-2）を定め、これを基本ルールとして、有効活用に関する小委員会で機動的に運用することとし、変化する教育研究活動に対応できるようにしている。

施設整備マスタープラン（添付資料 7-3）及び設備整備マスタープラン（添付資料 7-4）を策定し、施設及び設備の整備を計画的に行っている。また、「中長期施設整備計画 2011」を策定し、長期的施設整備を進めている。

施設の耐震化については、本学施設はすべて建築基準法（昭和 56 年改正）に定める耐震基準を満たしている。

なお、非構造部材の耐震化として、平成 25 年度から体育館等の吊り天井等の落下防止対策の耐震化工事に着手した。今後、この耐震化を計画的に進めていく。

施設の維持管理については、電気設備点検、構内交換設備保全、防災設備点検、防災管理点検を定期的に実施し、

適切な管理状況を維持して、良好な教育研究環境を確保するようにしている。

施設・設備のバリアフリー化については、スポーツ活動で故障した学生等に支障がないように、屋外渡り廊下、階段スロープ、専用駐車場の整備、敷石凹凸の平面化、建物出入り口の自動ドアへの改修等を逐次進めている。

安全・防犯対策については、構内警備業務（外注）により、時間外での防犯・防災等に万全を期している。特に夜間での防犯策として、区域に応じた外灯設置を計画的に進めている。特に、学生宿舎では、毎月1回教員が巡回し、住居環境を点検しているほか、各棟玄関に電子ロック装置を設置する（平成20年度～）など防犯措置を講じている。また、教職員の安全な労働環境を維持するため、本学安全衛生専門委員会委員が、毎月1回、学内を巡視し、不良箇所があれば改善措置を求めるなどして、施設・設備面での安全確保を図っている。

施設・設備に関する学生のニーズについては、平成25年10月に実施した学生生活実態調査（添付資料7-5）の調査項目「学内施設利用状況（学生食堂等の利用状況、利用目的、要望等）」により把握に努めた。

資料7-1-①-1 校地・校舎等面積内訳

(平成26年5月1日現在)				
区分	地区	面積(m ²)	校舎等施設・屋内体育施設	面積(m ²)
校 地 (校舎敷地・ 屋外運動場敷地)	白水地区	303,323	講義棟・大学会館	4,323
	高須地区	5,287	総合体育館	4,204
	計	308,610	武道館	2,901
			弓道場（鑑的含む）	118
			実験研究棟	6,680
			管理棟	1,670
			図書館（国際交流センター含む）	1,756
			屋内実験プール	2,524
			球技体育館	2,652
			講堂	1,485
			トレーニング場	470
			保健管理センター	295
			大学院体育学研究棟	2,261
			スポーツトレーニング 教育研究センター	1,017
			海洋スポーツセンター	1,167
			その他施設	1,814
			計	35,337

資料 7-1-①-2 講義室状況

(平成 26 年 5 月 1 日現在)				
区 分	講義室名	収容人員 (人)	面 積 (㎡)	空調設備
講義棟	101	80	103	有
	102	60	92	有
	103	180	165	有
	201	80	103	有
	202	40	72	有
	203	40	72	有
	204	60	92	有
	205	140	164	有
	301	80	103	有
	302	40	72	有
	303	40	72	有
	304	60	92	有
大学院棟	大講義室	201	195	有
海洋スポーツセンター	講義室	50	71	有
	計	1,151	1,468	

資料 7-1-①-3 本学ホームページ「東京サテライトキャンパス」:

http://www.nifs-k.ac.jp/outline/tokyo_satellite_campus/

添付資料 7-1 学内施設の配置図 (学生生活の手引き p. 10-12, 18, 75)

添付資料 7-2 鹿屋体育大学における実験研究室等の有効活用に関する申合せ

添付資料 7-3 鹿屋体育大学施設整備マスタープラン 2010

添付資料 7-4 鹿屋体育大学設備整備マスタープラン

添付資料 7-5 第 9 回学生生活実態調査実施要項

【分析結果とその根拠理由】

本学施設・設備は、大学設置基準に適合し、本学教育研究の目標達成に必要なかつ十分な施設・設備が整備されている。特に、体育大学としての特性を持つ本学での教育研究に必要な体育施設が十分整備されている。

また、東京サテライトキャンパスが、首都圏における大学の諸活動の拠点として有効に活用されている。

施設及び設備の整備については、マスタープラン等が策定され、計画的かつ着実に実施されている。また、施設の耐震化やバリアフリー化にも取り組んでいるほか、安全・防犯面でも所要の措置が講じられている。

以上のことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされていると判断する。

観点 7-1-②: 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

基盤情報処理システムの導入(平成 13 年度)、さらにスポーツ情報センターコンピューターシステムの更新(平成 23 年度)を進め、学内の ICT 環境を整備していった。学内ネットワークシステムは、学内 LAN、対外接続システム、無線 LAN システム、認証ネットワークシステム等から構成され、学内建屋間を光ケーブル網(通信速度 1 Gbps)による基幹ネットワーク(添付資料 7-6)で結び、学外とは、SINET(学術情報ネットワーク)への接続によりインターネットが利用できるようになっている。無線 LAN については、学内各所にアクセスポイントを設置するなど措置して、現在、全学的に無線 LAN が利用できる環境となっている(添付資料 7-7)。

学生は、入学時に自動的にユーザ登録され、すぐ情報ネットワークを利用できる。また、大学からの連絡事項等は、学内掲示板だけでなく、携帯電話(QR コード)や PC(大学ウェブサイト)からもアクセスできる。

ICT を活用した効果的な教育として、e-Learning システムを導入しており、本学が目標とする実践的スポーツ指導者の養成に向けた教育プログラムを開発・実施し、授業を補完・改善するなどの学習支援を行っている。

大学院では、少人数の授業形態をベースに、多様なメディアや情報機器を活用した対話・討論型授業を行っている。特に、博士後期課程では、日本スポーツ振興センターとの連携大学院に基づき、国立スポーツ科学センター(JISS)の研究者による研究指導等を、TV 会議システム(インターネットによる双方向通信)により実施している。東京サテライトキャンパスでも同システムを利用し、授業や会議等の同時開催を行っている。

ICT を活用した授業や自主学習を円滑に行うのに必要な PC を、情報処理演習室(研究棟 6 F)(演習室 I : PC61 台、演習室 II : PC10 台、Mac 3 台)及び図書館学習室(2 階)(PC10 台)(利用時間: 図書館開館時間)に備えている(資料 7-1-②-1)。キャリア形成支援室(講義棟)にも、就職活動支援に必要な PC を 3 台備えている。

本学での教育研究活動を推進するため、情報化戦略及び情報管理に関する規程(添付資料 7-8)を定め、セキュリティの確保を含め保有する情報資産の適切な管理等、高度情報社会を踏まえた取組を組織的に行っている。

学内ネットワークに関するメンテナンス等の運用管理については、スポーツ情報センター(資料 7-1-②-2)が担当し、適切に対応している。また、本学電子ネットワーク(学内 LAN 及び電子情報を使用する場合の学内公衆回線)の利用については、指針(添付資料 7-9)を定め、適正に使用するようになっている。

ネットワークのセキュリティ確保のため、セキュリティポリシー基本方針を定め、ログオンパスワードによるユーザ認証・ユーザ認証機能付き情報コンセント・ファイアウォール・ウィルス対策ソフトウェア等の対策を講じているほか、随時、情報セキュリティの確保について学内へ注意喚起するなど適切に対応している(添付資料 7-10)。

資料 7-1-②-1 教育用 PC 利用状況(平成 21 年～平成 25 年)

利 用 場 所		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
情報処理演習室 I	ログイン数	13,240	13,380	13,538	8,786	10,925
	利用アカウント数	4,070	4,041	4,301	2,763	3,627
情報処理演習室 II	ログイン数	7,523	8,361	8,512	4,106	6,452
	利用アカウント数	3,295	3,693	3,624	1,800	3,117
図書館学習室	ログイン数	8,795	6,383	5,422	6,449	12,708
	利用アカウント数	2,332	2,492	2,017	1,967	4,157
計	ログイン数	29,558	28,124	27,472	19,341	30,085
	利用アカウント数	9,697	10,226	9,942	6,530	10,901

注)平成 24 年(1～5 月)に、システム更新に伴うデータの未収集期間あり。

資料 7-1-②-2 本学ホームページ「スポーツ情報センター」:

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/cer/itec.html>

添付資料 7-6 鹿屋体育大学ネットワーク構成

添付資料 7-7 無線 LAN および認証ネットワーク (スポーツ情報センター広報第 4 号 2013 p. 12-13)

添付資料 7-8 鹿屋体育大学における情報化戦略及び情報管理に関する規程

添付資料 7-9 鹿屋体育大学電子ネットワーク利用に関する指針

添付資料 7-10 鹿屋体育大学情報セキュリティのすすめ

【分析結果とその根拠理由】

本学情報ネットワークは、全学的に構築され、無線 LAN も全学的に整備され、有効に運用されている。

図書館や研究棟など学内各所に学生が自由に利用できる PC が配置され、自主学習を支援している。

国立スポーツ科学センターとの連携大学院による授業や研究指導、東京サテライトキャンパスでの授業や会議等で、TV 会議システムを利用することにより同時開催・開講等ができるように措置されている。

学内情報ネットワークについて、セキュリティ面で十分な対策が講じられている。

以上のことから、教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

観点 7-1-③: 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

附属図書館の規模は、延べ床面積 1,288 m²、閲覧席 106 席であり、専任 4 名 (うち司書資格者 2 名)、臨時 2 名の計 6 名の職員を置く。平日だけでなく土・日曜日も開館し、入館者数は、年間 81,560 人、一日平均 266 人 (平成 25 年度実績) であり、学外者にも開放している。蔵書数は、113,478 冊 (和書 89,285 冊、洋書 24,193 冊)、学術雑誌は 2,522 種類 (和雑誌 1,930 種、洋雑誌 592 種)、視聴覚資料は 7,002 タイトル、体育・スポーツ及び武道分野の資料を中心 (27.3%) とした蔵書構成である。特に、スポーツ競技やトレーニング方法に関する視聴覚資料を豊富に置き、AV ブース 4 席 (2 階) を利用して視聴できる。また、図書館のウェブサイト (資料 7-1-③-1) を通じて、電子ジャーナル (約 4,800 タイトル) を提供するなど「電子図書館」としての機能も備えている。

図書資料の管理に関し必要な規程 (添付資料 7-11) により適正に管理している。図書資料の収集については、方針 (添付資料 7-12) に沿って行い、教員・学生からの要望もできるだけ取り入れるようにしている。

OPAC (蔵書検索システム) を導入し、効率的な図書資料の検索を支援するとともに、授業やゼミ等を通じて、文献の検索方法等を学生に説明し、図書館での自主学習を促している。

利用者の利便性の向上を図るため、ブック・ディテクション・システム (無断持出防止装置) や図書自動貸出装置 (利用者の約 8 割が利用) を置くほか、閉館時の本返却のため玄関前に「ブックポスト」を置いている。

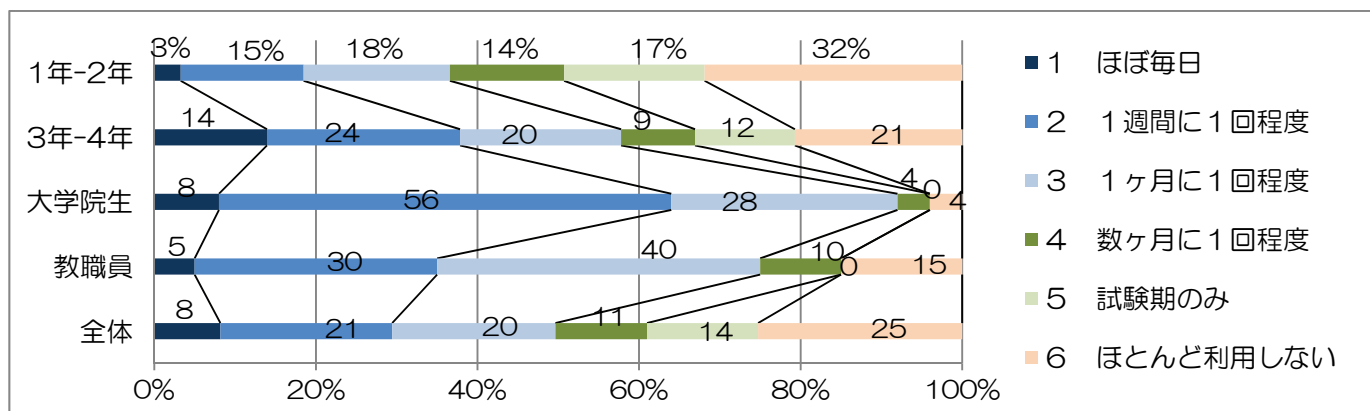
なお、図書館利用者向けに、リーフレット (添付資料 7-13) を作成し、配布している。

平成 24 年 10 月、利用者へのサービス向上等を図るため、図書館利用に関するアンケートを実施し、その結果、図書館の利用頻度については、全体で約半数が 1 ヶ月に 1 回以上利用している状況であった (資料 7-1-③-2)。調査結果 (添付資料 7-14) は、図書館利用者サービスの改善等を図る上での参考資料として有効に活用している。

資料 7-1-③-1 本学ホームページ「鹿屋体育大学附属図書館ホームページ」:

<http://www.lib.nifs-k.ac.jp/>

資料 7-1-③-2 附属図書館利用頻度



添付資料 7-11 鹿屋体育大学附属図書館図書管理規程

添付資料 7-12 鹿屋体育大学附属図書館資料収集方針

添付資料 7-13 図書館利用案内

添付資料 7-14 附属図書館利用者アンケート結果報告

【分析結果とその根拠理由】

体育・スポーツ専門分野の図書資料が、豊富に整備され、系統的に適切に整理されている。体育・スポーツ関係映像資料等の視聴覚資料も多く整備されている。

利用者に対しては、図書館の開館時間、電子図書館としての機能、各種システムの整備、自主学習環境の整備、アンケート調査等、利便性の向上を意識した取り組みが行われている。

以上のことから、図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

観点 7-1-④: 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

学生の自主的学習のため、附属図書館では、平日（8:30～21:00）だけでなく、土曜日（9:00～17:00）及び日曜日（13:00～17:00）も自習時間として利用できるようにしている。2階学習室には、PC10台を設置し、学生がPCを利用できる環境を提供している（添付資料 7-13）。研究棟（6階）（情報処理演習室Ⅰ・Ⅱ）にもPC等を設置し、授業での使用を除き平日（7:00～22:00）に自由に利用できる（添付資料 7-15）。また、同棟（2階）には、「学生交流学習室」を置き、外国人留学生の自習の場や日本人学生等との交流の場として活用している。

大学院棟に、大学院生専用の研究室を置き、院生の自主的学習の場として、利用しているほか、講義棟（1階）の講義室の一つを、就職情報の収集や学生同士の情報交換等のための場として開放している。また、課外活動等で学習時間の確保が難しい学生に、e-Learningによる教育システムによるウェブ上での学習環境を提供している。

添付資料 7-13 図書館利用案内【再掲】

添付資料 7-15 情報処理演習室利用案内（学生生活の手引き p. 33）

【分析結果とその根拠理由】

附属図書館が夜間や土・日曜日にも開館されており、自主学習の時間が十分確保されている。また、図書館学習室や研究棟（情報処理演習室）は、PC 利用の自主学習の場として確保されている。さらに、大学院生や外国人留学生等が自主学習を行うために必要な部屋もそれぞれ確保され、学生への自主学習に対して十分配慮している。

以上のことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

観点 7-2-①： 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到に係る状況】

毎年度、新入生向けのオリエンテーションを実施し、教育課程や科目履修方法等について詳細に説明している（添付資料 7-16）。さらに、新入生合宿研修（1泊2日）（平成 25 年度参加者数：新入生 183、他学生 22、教職員 13）を実施し、新入生同士の人間関係や上級生・教職員との良好な関係をできるだけ早く確立するように配慮している。

在学生にも、年度当初にガイダンス（平成 25 年度参加者数 509、参加率 86%）を行い、特に 2 年次生には、ゼミナール、学外スポーツ実習、教育実習、介護等体験について、全体的ガイダンス、実習毎の個別ガイダンス等を実施している。大学院生にも、新入生オリエンテーション及び在学生ガイダンスを実施している（添付資料 7-17）。

ガイダンス時に、学生に「シラバス」を配付し、履修科目の選択や履修計画の立案に役立てるようにしている。履修登録は、学生自身による PC 入力であるが、登録時に職員が立ち会うなどミスがないよう配慮している。

外国人留学生にもオリエンテーション（年 2 回）を実施し、履修関連や図書館の利用方法等について説明している。

学生への連絡については、学内掲示板、携帯電話（QR コード）や PC（大学ウェブサイト）等を利用している。

添付資料 7-16 新入生オリエンテーション①実施要項（平成 26 年 4 月 1 日）

添付資料 7-17 平成 26 年度年度当初の学生指導関係行事日程表

【分析結果とその根拠理由】

履修等に関する学生へのガイダンスについて、対象者を新入生・在学生（学年）別とするなど細かく分け、かつ多岐に渡る内容で十分な学習指導を効果的に行うなど、必要な措置が適切かつ効果的に講じられている。

以上のことから、授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

観点 7-2-②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

各小クラス・ゼミナールに、修学・学生生活指導教員（指導教員）を置き、学生への修学・学生生活に関する指導・助言を行う体制を構築している（添付資料 7-18）。学部 1・2 年次生については、小クラス（10 名程度）を編成し、指導教員が指導・助言を行い、3 年次以上については、専攻ゼミナール毎に小クラス（8 名程度）を編成し、担当教員が指導教員として指導・助言を行っている（添付資料 7-19）。

毎年度「指導教員の手引」を作成して指導教員に配付し、適切な指導・助言を行えるように措置している。一方、学生には、学生生活を送る上で必要な事項をわかりやすく説明した「学生生活の手引き」を配付している。

教務面では、シラバス（科目毎）に「オフィス・アワー」を明記し、学生からの学習相談に対応している。また、図書館の一角にシラバスで指定された図書を配架し、授業の予習・復習のための資料を閲覧できるようにしている。

TA（ティーチング・アシスタント）制度（添付資料 3-7）を活用して、大学院学生が TA として学部学生への効果的な教育指導を行うなど学習支援を行っている。

A0(SS)入試による合格者（10 月合格発表）に対して、当該合格者の在籍高校と連携して、小論文、英文和訳、課題図書に関する感想文及びアドミッションセンター教員との面談を、「入学前教育」として行っている。

平成 17 年度から、「学生スポーツボランティア支援室」を置き、学生をスポーツ指導者として地域の小中学校やスポーツ少年団等へ派遣し、教材開発や指導法の相談受付等を支援して学生の実践的指導力の向上を図っている。

外国人留学生全員に、「日本語プレイスメントテスト」（年 2 回）を行い、個々の日本語能力を把握した上で、「日本語補講」を開講している。個々の留学生には、研修を受けたチューター（日本人学生）を付けて個別指導を行っている。また、自主学習の場として「学生交流学習室」（研究棟 2 階）を提供しており、日本人学生との交流の場としても活用している。さらに、学長と指導教員・留学生との懇談会（年 1 回開催）を通じて意見交換し、修学状況や日頃の悩みを聞くようにしているほか、「留学生支援交流会」を開催（年 1 回）し、学外支援者も参加して地域の支援も得られるよう努めている。留学生への支援については、国際交流センターが担当し、適切に実施している。同センターでは、留学を希望する学生への説明会も開催し、留学に必要な事項等について説明している。

競技力優秀の学生に対し、チューター（学生）からの指導を受けられるようにしているほか、欠席した授業科目の学業を補完できるように措置（添付資料 7-20）している。国際大会出場により授業を欠席した学生にも、レポート等の課題、追試験を課すなど配慮している。

有職者である社会人学生には、勤務等の都合に合わせた集中講義や電子メール等での研究指導を行っている。

学生のニーズについては、学生生活に関する個々のニーズや満足度を的確に把握するため「学生生活実態調査」（添付資料 7-5）を実施し、その調査結果により大学への要望等を把握するようにしている。授業については、毎年度、学生による授業評価（添付資料 7-21）を実施し、修学上の意見・要望等、学生のニーズを把握し、できるだけ対応している。また、毎年度、「なんでんかんでん語ろう会」を開催（平成 25 年度：学生 28 名、教職員 23 名参加）し、学生と教職員が自由に気兼ねなく語る場として、学生が日頃抱えている要望や直面する問題を直接聞き、対応しているほか、「学生なんでも意見箱」を学内に設置（4 カ所）し、投書を受け付けている。

添付資料 7-18 鹿屋体育大学学生の修学・学生生活指導に関する規則

添付資料 7-19 修学・学生生活指導教員の業務内容
添付資料 3-7 鹿屋体育大学ティーチング・アシスタント実施要項【再掲】
添付資料 7-20 競技力優秀学生のための特例措置及びチューター制度（体育学部履修要項 p. 32）
添付資料 7-5 第 9 回学生生活実態調査実施要項【再掲】
添付資料 7-21 授業に関するアンケート調査実施要項

【分析結果とその根拠理由】

小クラス担任やゼミナール指導教員、研究指導教員、チューター等を置いて、きめ細かい教育指導が行われている。また、外国人留学生、国際試合に参加する機会の多い学生や社会人学生などへの支援活動が展開されている。学生による授業評価、学生生活実態調査、学生相談窓口等により、学生からのニーズを把握するようにしている。以上のことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われており、また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

観点 7-2-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

【観点に係る状況】 (該当なし)

【分析結果とその根拠理由】 (該当なし)

観点 7-2-④： 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、大学としての特性から、学生の競技力の向上を重点的取組の一つとし、積極的な課外活動への参加を学生に強く推奨している。課外活動は、主に体育系サークルを中心として展開している状況（資料 7-2-④-1）であり、学生全体の同系サークルへの加入率は、約 89% と高い（資料 7-2-④-2）。

課外活動団体（学生団体）の設立は、顧問教員を定めて学長の許可を得ることとしている（資料 7-2-④-3）。

当該団体に対して適切な指導・助言を行うための顧問教員と学長補佐（学生支援担当）を構成員とする「顧問教員会議」を置き、課外活動団相互の連絡・調整等を行っている（添付資料 7-22）。

毎年度、「サークルリーダーズセミナー」を開催し、専門家による講演等を通じて、同会役員や各サークルの主将・副主将・主務にリーダーとしての自覚を持たせ、学生団体活動の活性化と団体相互の連帯意識の育成を図っている。

課外活動の場である屋内外の各種運動施設については、適切に維持・管理のための措置を講じて良好な練習環境を確保している。施設各所に製氷機及び AED を備え、課外活動中の安全の確保に努めている。また、課外活動に必要なスポーツ用具、映写・音響機器、その他用具を学生課に備え、随時、学生からの貸し出しに対応している。

課外活動中の事故に対し、顧問教員、保健管理センター及び学生課が連携して適切に対応するようにしている。

課外活動に必要な予算は、支給基準を定め、課外活動団体へ毎年度配分している。

また、本学サークル団体の活動の援助等を目的に、「鹿屋体育大学体育会」が置かれ、自主的に各種事業を展開しており（資料 7-2-④-4）、それが円滑に行われるよう学生委員会が中心となって指導・助言している。

競技力の向上に対しては、「競技力向上委員会」が対応し、同委員会が指定した重点強化選手及び重点強化チームに対して重点的支援を行っている（添付資料 7-23）。また、毎年「競技力を向上する会」を開催し、学生及び関係教職員が一堂に会して、成果報告や情報交換を行っている。さらに、毎年 2 回学長ら大学執行部が、課外活動現場を視察し、学生と直接意見交換をしている。

本学独自の入学料・授業料の特別免除制度を運用して、優れた競技成績を収めた学生に対し、経済的に支援しているほか、競技力優秀な学部 1 年次生（入学予定者）に対して学生宿舎へ優先的に入居できるよう措置している。

毎年度、課外活動の成果が特に顕著であり、かつ本学課外活動の振興に功績があったと認められる団体又は個人に対し学長が表彰（添付資料 7-24）している。

また、学生宿舎での規律ある共同生活を行うため、自治組織（鹿屋体育大学学生宿舎会）が置かれ、入居者全員を構成員として、学長の指導監督のもとに自律的な生活体験を通じて人間形成の発展を助長し、良好な勉学と生活環境を作ることなどを目的に活動しており、それが円滑に行われるよう学生委員会が中心となって指導・助言している。

資料 7-2-④-1 本学ホームページ「サークル活動」：

http://www.nifs-k.ac.jp/campus_life/activities/

資料 7-2-④-2 学部学生のスポーツ系サークル加入率

（平成 25 年 5 月現在）

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	全体
在学生数（人）	187 (53)	178 (51)	193 (67)	220 (58)	778 (229)
加入者数（人）	182 (53)	171 (49)	178 (59)	161 (51)	692 (212)
加入率（%）	97.3	96.1	92.2	73.2	88.9

注：（ ）は女子で内数

資料 7-2-④-3 鹿屋体育大学学生規則より抜粋

（設立）

第 12 条 学生が、学内において本学の学生を構成員とする団体（以下、「団体」という。）を設立しようとするときは、本学の専任の教授、准教授、講師又は助教のうちから顧問教員を定め、学生団体設立許可願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

（許可の期間及び継続）

第 13 条 前条に規定する許可の有効期間は、団体が許可を受けた日から、当該年度の末日までとする。

2 前条に規定する許可を受けた団体が、引き続き翌年度においても団体を継続しようとするときは、当該年度の 2 月 15 日までに、学生団体継続許可願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

資料 7-2-④-4 鹿屋体育大学体育会会則より抜粋

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 新入生に対する大学生活の意義及びサークル団体等の紹介に関すること。
- (2) 本会の資金の各種サークル団体への配分に関すること。
- (3) 本学の学生団体の代表者として、九州地区及び鹿児島県内の学外団体との連絡調整に当たること。
- (4) 学園祭、体育祭等の学生が主催する事業を企画及び実施すること。
- (5) 学生生活を安全かつ豊かにするための交通対策
- (6) 学生生活に関する広報に関すること。
- (7) その他本会の目的達成に必要なこと。

添付資料 7-22 鹿屋体育大学顧問教員に関する細則
添付資料 7-23 重点強化による競技力向上方策に関する申合せ
添付資料 7-24 鹿屋体育大学学生表彰規則

【分析結果とその根拠理由】

課外活動を行うのに必要な予算が適切に配分されているだけでなく、競技力の向上に向けて、優秀な競技成績を収めた学生に対する学長表彰や入学科・授業料特別免除制度を運用した経済的支援の措置が講じられている。

各課外活動団体に対し、本学教員が顧問教員として適切な指導・助言を行っている。

以上のことから、学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

観点 7-2-⑤： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点到係る状況】

全学的な学生支援をすることとして、「学生支援の理念」（資料 7-2-⑤-1）を策定している。

学生の充実した大学生活を支援する事務体制（添付資料 7-25）を整え、各小クラス・ゼミナールに修学・学生生活指導教員（指導教員）を置き、修学・学生生活面での指導・助言を行っている（添付資料 7-18、19）。

指導教員が適切な指導・助言ができるように「修学・学生生活に関する指導教員の手引き」を作成し、活用している。学生にも、学生生活を送る上で必要な事項を詳細に記載した「学生生活の手引き」を配付している。

学生相談に対しては、学生相談支援室（添付資料 7-26）を中心とする体制を構築（添付資料 7-27）し、「学生なんでも相談窓口」で対応し、必要に応じ関係委員会、保健管理センター、各教員と連携するなど全学的に対応している。メンタルヘルスに関する相談に対しては、心理カウンセラー（学外臨床心理士）が対応（資料 7-2-⑤-2）している。また、毎年度「メンタルヘルスに関する講演会」（平成 25 年度から「学生対応のためのメンタルヘルス講演会」に改称）を開催し、教職員へのメンタルヘルスへの理解やケア能力の向上などを図っている。

学生を対象に、スポーツ傷害セミナー、交通法令講習会、アスレティックトレーナー講習会、健康セミナー、アンチドーピングに関する講習会等を開催し、学生が健康的に学生生活を送れるよう支援している。

福利厚生面では、食堂、売店、理容室等の事業を通して、学生等へのサービスの充実を図っている。特に、学生宿舎の入居者については、規律ある学生生活を健康的に送れるように、平成 16 年度入居者から、大学食堂での朝食摂取を強く奨励してきた。これを宿舎入居の条件とし、現在、学部 1～3 年生の全入居者（留学生を除く。4 年生以上は希望者のみ）が栄養バランスの取れた朝食を確実に摂るようにしている。

ハラスメントに関しては、相談員を配置して相談に対応するとともに、ハラスメント防止専門委員会において事実確認等を行う体制としている。平成 23 年 9 月から、相談員及び調査委員会委員に学外専門家（弁護士）を加え、学外（法律事務所）にハラスメント相談窓口（専用電話回線）を開設し、相談体制を充実した。学生に対し、ハラスメント防止に向け、新入生オリエンテーション、在学生ガイダンス、小クラス懇談会、ゼミナール等で周知徹底を図っている。教職員向けに、毎年度ハラスメント防止講演会を開催（平成 25 年度受講者数：34 名）し、理解を深めてもらうように措置している（資料 7-2-⑤-3）。

健康面に関する相談に関しては、「保健管理センター」（資料 7-2-⑤-4）が対応し、必要に応じ、学内の専門医や学外精神科医（校医）にも相談できるようにしている。傷害を負った学生への応急措置や治療等も行う。

平成 16 年 7 月から、キャンパス建物内全面禁煙を実施した（平成 25 年から禁煙支援を開始）。また、AED（自動体外式除細動器）を学内 9 箇所（白水キャンパス）に配置し、課外活動等における万一の事態に対応している。

学生のニーズについては、小クラス担任制度及び指導教員制度を運用する中で、意見・要望等を把握している。

「学生なんでも意見箱」を学内に設置（4カ所）し、学生からの投書に対応している。また、毎年度、「なんでもかんでん語ろう会」を開催（平成 25 年度：学生 28 名、教職員 23 名参加）し（添付資料 7-28）、学生が日頃抱えている要望や直面する問題を直接聞き、対応するようにしている。さらに、「学生生活実態調査」を実施（添付資料 7-5）し、学生のニーズや満足度を把握するとともに、要望に対応するよう努めている。

就職支援については、「キャリア形成支援室」が対応し、学生の入学から卒業までの体系的指導のほか、各種イベントを実施している（添付資料 7-29）。また、外部の就職相談員（2 名）が、個別かつ丁寧に学生の就職相談に対応しているほか、講義室 1 室を学生に開放して、就職に関する情報収集等、就職活動に活用している。

外国人留学生を対象にオリエンテーションを実施（年 2 回）するとともに、「外国人留学生ハンドブック」を配付して、学生生活を送るための諸手続き等についてわかりやすく説明している。また、留学生指導教員及びチューター（本学日本人学生）が、個別に身近な立場で指導するようにしている。さらに、「学長と指導教員・留学生との懇談会」を開催して、留学生の勉学・生活状況を把握するとともに、意見・要望等を聞き、できるだけ対応している。学生宿舍への入居に関しても優先的に入居できるようにして、生活基盤の安定を図れるよう配慮している。なお、在学中の留学生向けにウェブサイト（資料 7-2-⑤-5）を設け、随時、参照できるようにしている。

学生の安全に対する理解を深め、危険を予防するため、「大麻等薬物乱用防止に関する講演会」「女性に対する安全教室」「飲酒に関する講演会」「交通法令特別講習会」等を開催し、事故、犯罪等の未然防止を図っている。また、防災についても、新入生オリエンテーションの際に「危機管理マニュアル」を学生に配付し、理解を図っている。

資料 7-2-⑤-1 学生支援の理念（平成 20 年 12 月 25 日学生委員会決定）

近年の学生の多様化に伴い、学生一人ひとりがより充実したキャンパスライフを送るために、学生生活全般について支援することが、大学としての責務である。

そのため、本学は学生の入学から卒業までの健やかな大学生活を支援することを目的として、学生生活を送る上で抱える修学上の悩みや人間関係の悩み、日常生活における悩みなど、様々な悩みをもつ学生たちをバックアップするため、学生生活全般におけるあらゆる相談（修学・履修、進路・就職、生活・経済、留学、課外活動、健康、メンタルヘルス、対人関係、ハラスメント等）に教職員組織の枠組みを越えた全学的な立場から支援する。

資料 7-2-⑤-2 保健管理センター学生相談数

保健管理センター学生相談室来談者数（平成 21 年度～25 年度）		
年度	来談者実数（人）	来談者延べ人数（人）
21	4	14
22	16	36
23	16	121
24	45	99
25	22	84

保健管理センター学生相談（初回）件数（平成23年度～25年度）								
年度	進路修学	人間関係	心理性格	心身健康	学生生活	競技成績	その他	計（人）
23	2	5	0	4	0	1	4	16
24	2	5	5	24	4	3	2	45
25	1	6	3	8	1	0	3	22

注）平成24年度から、THI（健康チェック票）の対象者を新入生から、全学年に拡大した。

資料 7-2-⑤-3 本学ホームページ「ハラスメント対策」:

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/summary/harassment.html>

資料 7-2-⑤-4 本学ホームページ「保健管理センター」:

http://www.nifs-k.ac.jp/campus_life/supportive/healthcare.html

資料 7-2-⑤-5 本学ホームページ「在学中の留学生の方へ」:

http://www.nifs-k.ac.jp/campus_life/abroad/affiliation/

添付資料 7-25	学生生活と学生支援業務（学生生活の手引き p.13）
添付資料 7-18	鹿屋体育大学学生の修学・学生生活指導に関する規則【再掲】
添付資料 7-19	修学・学生生活指導教員の業務内容【再掲】
添付資料 7-26	鹿屋体育大学学生相談支援室要項
添付資料 7-27	学生相談連携体制図（学生生活の手引き p.15）
添付資料 7-28	「なんでんかんでん語ろう会」の開催について
添付資料 7-5	第9回学生生活実態調査実施要項【再掲】
添付資料 7-29	就職支援について（学生生活の手引き p.63-65）

【分析結果とその根拠理由】

小クラス担任や指導教員、顧問教員への相談体制、「学生相談支援室」を中心とする相談体制、ハラスメントへの相談体制が構築されている。意見箱への投書や「なんでんかんでん語ろう会」での意見交換、学生生活実態調査等により、学生のニーズの把握に努めている。

就職支援については、「キャリア形成支援室」が担当し、体系的指導や各種就職支援イベントが実施されている。

外国人留学生に対しても、チューター制度や研修旅行等、多様な支援が行われている。

学生の安全面の確保のための各種講習会・講演会、構内巡視などの取組が行われている。

以上のことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われており、また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

観点 7-2-⑥: 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

学生に対する経済的援助として、授業料、入学料及び寄宿料の免除及び猶予の制度を置き、経済的理由によって授業料や入学料、寄宿料の納付が困難であると認められ、かつ学業優秀と認められるとき、又はその他やむを得な

い事情があると認められる学生に対し、授業料等の全部又は一部を免除し、又は徴収を猶予している（資料 7-2-⑥-1）。学生（入試合格者）に対しては、随時、掲示・通知等により周知している（添付資料 7-30）。

平成 22 年度には、東日本大震災の被災者に対する授業料免除・寄宿料免除も実施した。

また、日本学生支援機構による奨学金貸与事業（経済的理由により修学困難で優れた学生に対する学資の貸与）（資料 7-2-⑥-2）をはじめとして、種々の奨学金制度を活用できるようにしている。特に同機構事業に関する手続きについては、その都度、通知・掲示（添付資料 7-31）しているほか、随時説明会も開催している。

各種奨学支援事業については、随時、学内掲示や本学ウェブサイトを通じて案内し、学生への周知に遺漏のないよう配慮している。その他募集がある民間奨学団体や地方公共団体等の奨学金も同様に周知している。

また、学生の勉学意欲の向上や優秀な人材の輩出を図るため、授業料等特別免除等の基本方針（添付資料 7-32）を定めて、本学独自の授業料・入学料免除及び奨学金支給制度を構築し、随時、学生等への周知（添付資料 7-33、34）を図った上で運用し、競技成績及び学業成績が優秀で意欲のある学生に対する経済面での援助としての重要な役割を果たしている（資料 7-2-⑥-3）。

大学院学生を TA（ティーチング・アシスタント）（添付資料 3-9）として、博士後期課程学生を RA（リサーチ・アシスタント）（添付資料 3-12）として任用（平成 25 年度 3 名）し、教育研究の経験を増すとともに、経済的支援につながるようにしている。

海外での国際学会へ大学院生の派遣の際、旅費（海外派遣研究員旅費）を配分（平成 25 年度実績：派遣 4 件・702,000 円）している。また、本学の職員宿舎に大学院生も入居できるように措置（平成 17 年 10 月～）している。

学生宿舎（5 棟）（資料 7-2-⑥-4）では、寄宿料を抑え（月額 4,300 円）、新入生の入居枠を他学年より 3 割程度多くしているほか、競技成績優秀な新入生や留学生に対する優先的入居を実施している。

公益財団法人鹿屋体育大学体育・スポーツ振興教育財団から、毎年度、本学体育・スポーツ活動での成績優秀者・団体に対し、奨学金が授与され（平成 24 年度実績：個人 37 名、団体 4）、鹿屋市からも「スポーツ奨励金」が、優秀な競技成績を上げた本学学生へ交付されている（平成 25 年度実績：個人 21 名、団体 1）。

資料 7-2-⑥-1 授業料免除実績（平成 21 年度～25 年度）

年 度		在学 生数 (人)	免除希 望者数 (人)	免除 者数 (人)	在学生 免除率 (%)	免除希望 者免除率 (%)	全額免 除者数 (人)	全 額 免除額 (円)	半額免 除者数 (人)	半 額 免除額 (円)	免除者 数計 (人)	免除額 計 (円)
21	前	861	126	86	10	68	11	2,946,900	75	10,046,250	86	12,993,150
	後	852	118	89	10	75	7	1,875,300	82	10,983,900	89	12,859,200
22	前	866	129	93	11	72	13	3,482,700	80	10,716,000	93	14,198,700
	後	848	119	96	11	81	10	2,679,000	86	11,519,700	96	14,198,700
23	前	844	132	88	10	67	33	8,679,960	55	7,367,250	88	16,047,210
	後	848	114	84	10	74	37	9,751,560	47	6,259,650	84	16,047,210
24	前	826	108	74	9	69	61	16,181,160	13	1,741,350	74	17,922,510
	後	820	104	82	10	79	53	14,037,960	29	3,884,550	82	17,922,510
25	前	840	114	85	10	75	72	19,120,060	13	1,741,350	85	20,861,410
	後	835	112	82	10	73	74	19,824,600	8	1,071,600	82	20,896.200

資料 7-2-⑥-2 日本学生支援機構支援状況

(平成 25 年 8 月 1 日現在)												
学年	学 部						大学院					
	学生数 a	一種	二種	計 b	入学時 増額貸与	貸与比率 b/a(%)	学生数 c	一種	二種	計 d	入学時 増額貸与	貸与比率 d/c(%)
4 年	220	29	95	124	8	56	-	-	-	-	-	-
3 年	193	41	89	130	12	67	17	4	1	5	0	29
2 年	177	30	94	124	17	70	30	16	1	17	0	57
1 年	184	35	67	102	13	55	28	11	6	17	1	61
合計	774	135	345	480	50	62	75	31	8	39	1	52

資料 7-2-⑥-3 授業料等特別免除実績 (平成 23 年度～25 年度)

年度	入学料免除				授業料免除				奨学金	
	学業成績優秀		競技成績優秀		学業成績優秀		競技成績優秀		給 付	
	人数 (人)	金額 (円)	人数 (人)	金額 (円)	人数 (人)	金額 (円)	人数 (人)	金額 (円)	人数 (人)	金額 (円)
23	5	1,410,000	8	2,225,000	13	3,750,600	8	2,411,100	0	0
24	2	564,000	8	2,256,000	10	2,679,000	13	3,750,000	0	0
25	1	282,000	8	2,256,000	12	3,214,000	12	4,018,500	0	0

資料 7-2-⑥-4 本学ホームページ「学生宿舎の紹介」:

http://www.nifs-k.ac.jp/campus_life/supportive/dormitory.html

添付資料 7-30 授業料 (平成 26 年度前期分) の免除に関する取扱いについて

添付資料 7-31 日本学生支援機構奨学金等の申請等について

添付資料 7-32 鹿屋体育大学授業料等特別免除等制度に関する基本方針

添付資料 7-33 学業成績優秀者に対する平成 26 年度授業料特別免除について (通知)

添付資料 7-34 競技成績優秀者に対する平成 26 年度入学料特別免除について (通知)

添付資料 3-9 鹿屋体育大学ティーチング・アシスタント実施要項【再掲】

添付資料 3-12 鹿屋体育大学リサーチ・アシスタント実施要項【再掲】

【分析結果とその根拠理由】

各種奨学金貸与制度や授業料免除制度が適切に運用され、学生への経済支援として機能されている。特に、本学独自に学業・競技成績優秀者に対する入学料・授業料特別免除及び特別奨学金制度が構築され、運用されている。

大学院生に対しては、TA や RA による任用や職員宿舎への入居による経済的支援も行っている。

さらに、学生の安定した生活基盤を確保するため、寄宿料を安価に設定した学生宿舎を提供している。

以上のことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 体育大学という特性をもつ本学の教育研究の目標を達成するために必要な施設・設備を有しており、特に、充実した体育施設は、体育実技の正課や、競技力向上に向けた課外活動等を実践する場として有効に活用されている。
- ・ 施設及び設備の整備にあたり、それぞれのマスタープランや中長期施設設備計画を策定した上で、計画的な整備を実施し、良好な教育研究環境の整備と維持が図られている。
- ・ 「学生支援の理念」を策定した上で、学部学生や大学院生、新入学生、外国人留学生などに対し、それぞれの状況に応じて、学習面及び生活面での支援や各種経済的支援など、全学的かつ多面的な支援が実施されている。
- ・ 小クラス担任、ゼミナール指導教員、顧問教員、学生相談支援室等、全学的に学生相談に対応している。さらに、「なんでんかんでん語ろう会」や投書箱等により、意見・要望等を広く取り入れるようにしている。
- ・ 学生の競技力向上を目指す学生に対して、TASS プロジェクト、課外活動団体への予算配分、授業料の特別免除、学長表彰、奨学金の授与、課外活動現場の視察等、全学的に支援する体制が敷かれている。

【改善を要する点】

- ・ 体育施設・設備やトレーニング器具等の整備・充実とともに、日常的な点検・メンテナンスや、使用の際の安全面での指導体制を充実し、学生が安心して体育・スポーツ活動を行えるような措置を講ずる必要がある。
- ・ 本学図書館が、体育・スポーツ分野の教育研究に必要な学術情報の収集・蓄積・提供・発信を今後も進めていく中で、学生の自主的学習をさらに支援することとして、グループ学習やコミュニケーションなど知的交流をする場の確保や、レファレンスサービス機能の充実など、快適な学習環境を備えた図書館に改善していく必要がある。

基準 8 教育の内部質保証システム

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

本学では、教育活動の状況及び学習成果に関するデータや資料を収集する組織として、理事（教務・学生・研究担当）が所掌する教務委員会、研究科教務委員会及びその下部組織として設置されている FD 推進専門委員会を設置している。

本学では、平成 13 年度より、「学生による授業評価アンケート」を継続的に実施しており、FD 委員会において毎回集計するとともに、自由記述をまとめ、各授業担当教員へ結果をフィードバックすると同時に、「鹿屋体育大学 FD 報告書」にも授業評価集計結果、自由記述調査結果（添付資料 6-3）を報告している。また、学生による授業評価アンケートについては、受講生数や授業形態（講義、演習、実技）が授業評価アンケート結果に影響を与えていることから、平成 22 年度に FD 推進専門委員会のもとに授業アンケート WG を設置し、授業評価アンケート項目の見直しの検討を行い、従来の様式から、アンケート項目の表現を学生の視点に立った表現に変更し、講義、演習、実習の少人数科目及び多人数科目、実技科目ごとにアンケート項目を変えた新しいアンケート調査用紙（添付資料 8-1）を作成し、より詳細な学習成果に関する現状把握に努めてきた。さらに、卒業、修了に際し、「卒業生満足度アンケート調査」、「修了生満足度アンケート調査」を行い、学部、大学院を通じた教育の点検評価に関するデータも蓄積している。教員はこれらのデータに基づきシラバスを改善するとともに、「教員の自己点検レポート」（添付資料 8-2）において今後改善すべき取組や工夫などについて報告している。

講義・実習の充実に向け、個々の教員は公開授業、授業参観や授業評価結果を参考として、テキストやマニュアルを作成、デジタル教材の製作や授業のビデオ制作、各授業科目の自己学習支援のための WEB を活用した e-Learning 等を実践している。

教育の質の保証に関しては、教務委員会において、シラバスの様式を決め、各担当教員が認知・情意・技能の領域において授業の到達目標を明記し、最低限習得させるポイントを定め、学生に公表している。

また、FD 推進専門委員会を中心に、「学生の授業評価」で得られた自由記述（要望やコメント）を参考とした「よりよい授業を行うための授業ヒントー実技・実習編一、一講義・演習編一」、ならびに「良好な授業環境を確保するためのガイドライン」を作成している。さらに、FD 講演会、FD 研修会を定期的に企画、実施し、その内容は「鹿屋体育大学 FD 報告書」（添付資料 8-3）に授業参観、講演会、研修会実施一覧をまとめ、全学的に情報共有するなど、教育の質の改善・向上に向けて組織的に取り組んでいる。

添付資料 6-3 授業評価集計結果、自由記述調査結果【再掲】

添付資料 8-1 授業アンケート調査票

添付資料 8-2 教員の自己点検レポート

添付資料 8-3 鹿屋体育大学 FD 報告書

【分析結果とその根拠理由】

教育活動の状況や学習成果を把握するために、授業評価アンケート、卒業生満足度アンケート調査、修了生満足度アンケート調査が毎年実施されており、それらの結果は教務委員会やその下部組織のFD推進専門委員会によって適切に解析、公表されている。個々の教員は、フィードバックされたアンケートの結果をもとに、シラバスや授業用の資料、デジタル教材などの改善に活用している。また、授業内容や教授方法に関する質の向上を図るため、FD推進専門委員会の開催する講習会や公開授業に参加している。さらに、WEBを活用した教育など学生のニーズに即した学習支援活動を展開していること、よりよい授業を行うためのガイドラインを作成・提示するなど、教育の質の改善・向上を図る体制は整備されていると判断する。

以上のことから教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

観点 8-1-②：大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

学部における学生の意見の聴取に関しては、「学生による授業評価アンケート」を平成13年度から前後期の年2回、継続的に実施している。調査結果は量的かつ質的に分析され、担当教員に個々にフィードバックするとともに、TAかつ全体的な集計結果や自由記述などが「鹿屋体育大学FD報告書」（添付資料6-3）に報告されている。担当教員は学生からの授業評価を受け「教員の自己点検レポート」を作成し、今後改善すべき取組や工夫などについて役立てている。「学生生活実態調査」（添付資料7-5）は概ね3年毎に実施しており、学習環境等の調査を行っている。また、大学内に設置した「学生なんでも意見箱」、平成17年度から学生との意見交換会として実施する「なんでんかんでん語ろう会」（添付資料7-28）により、学生の意見を随時聴取し、関連委員会、担当事務局で検討してきた。また、卒業生・修了生を対象に、満足度アンケート調査（添付資料6-4）を毎年実施し、調査結果を関連委員会において検討の上、授業改善等に活かしている。

なお、平成23年度の修士課程教育課程改訂に際しては、満足度アンケート調査の意見をもとに、新たに共通コア科目を設定し、必修科目として設定した。

教職員における意見聴取に関しては、教員は、教員組織の各所属系ごとに月1回系会議が開催されており、提案された意見等について、系主任会議、関連委員会等において、各系主任、委員より意見を提案できる仕組みとなっている。また、年に数回開催されている学長懇談会において、自由に発言できるような取り組みが行われている。

なお、事務職員においては、事務局長と事務職員との意見交換会等で、意見を提案できる仕組みとなっている（添付資料8-4）。

添付資料6-3 授業評価集計表、自由記述調査結果【再掲】

添付資料7-5 第9回学生生活実態調査実施要項【再掲】

添付資料7-28 「なんでんかんでん語ろう会」の開催について【再掲】

添付資料6-4 卒業生・修了生への満足度アンケート調査結果【再掲】

添付資料8-4 事務局長と係長以下の事務職員との意見交換会実施要項

【分析結果とその根拠理由】

教育の状況に関する学生の意見聴取は、授業評価アンケートや学生生活実態調査、「なんでんかんでん語ろう会」を通して実施されている。聴取した意見は関連する委員会で分析、検討され、教員へフィードバックされている。「教員の自己点検レポート」は、これを作成する過程において教員自ら教育活動等を見つめ直し、授業改善等に繋げる仕組みとなっている。

また、教職員への意見聴取も、系主任会議、学長懇談会、事務連絡会等で、年間を通じて随時行っている。

以上のことから、大学の構成員の意見聴取が行われ、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

観点 8-1-③： 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

卒業生（修了生）への満足度アンケート調査及び就職先へのアンケート調査を実施し、教務委員会、キャリア形成支援室会議等へ調査分析結果を報告した（添付資料 6-4）。

また、「学外スポーツ指導実習」における受け入れ機関である学外関係者から実習に関する意見（制度、実習内容実態）を聴取し、教務委員会の下に設置された学外スポーツ指導実習小委員会が報告書（添付資料 8-5）を作成するなど、自己点検・評価活動を実施している。このほか、経営協議会において、学外委員からの出された意見については、関係委員会等で検討を行った上で管理運営に反映させる体制を取っており、その対応状況を大学ホームページに掲載し、公表している（資料 8-1-③-1）。

資料 8-1-③-1 本学ホームページ「経営協議会—学外委員からの意見」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/achieves/conference/management.html#externalopinion>

添付資料 6-4 卒業生・修了生への満足度アンケート調査結果【再掲】

添付資料 8-5 スポーツ指導実習報告書

【分析結果とその根拠理由】

学外実習の受け入れ機関から得た意見を点検評価して、次回の学外スポーツ指導実習の事前事後教育へ活かすよう、自己点検・評価の体制が整っている。なお、卒業生（修了生）や就職先からの意見聴取については、教務委員会やキャリア形成支援室を中心にアンケートを実施し、その結果を今後の課題や方策について点検評価する途についたばかりであり、今後さらに整備して取組むこととしている。

以上のことから、学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

観点 8-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点到係る状況】

教務委員会の下部組織として FD 推進専門委員会を設置し、組織的な FD を推進している。

委員会が実施する FD 事業としては、学生による授業評価アンケートや「教員の自己点検レポート」結果のフィードバック、e-Learning 研修会、教員相互による授業参観の実施により、各教員が自らの授業の内容・方法等の改善につなげている。なお、学生による授業評価アンケートについては、学生の視点に立ったアンケート項目の見直しを行い、従来の様式から、少人数科目、多人数科目、実技科目ごとにアンケート項目を変えたアンケート調査用紙（添付資料 8-1）を作成し調査を実施している。

また、外部講師による FD 講演会を実施し、各教員の教育内容・方法の改善の必要性について理解を深めている。さらに平成 24 年度は、TA・RA の役割等に関する意見交換会を開催し、今後の TA・RA の在り方について意見交換を行った。

これらの取組や「鹿屋体育大学 FD 報告書」（添付資料 8-3）を発行して、教員の授業の工夫や悩みを探り、具体的内容や分析結果とともに全学的にフィードバックしている。

添付資料 8-1 授業アンケート調査票【再掲】

添付資料 8-3 鹿屋体育大学 FD 報告書【再掲】

【分析結果とその根拠理由】

学生による授業評価アンケートや「教員の自己点検レポート」に基づき、FD 推進専門委員会が主体となり教育内容や授業方法などの改善のための研修会や講演会、授業参観を毎年実施している。また、「鹿屋体育大学 FD 報告書」を通して全学的に FD 活動内容を周知するとともに、各教員の資質向上の取組を継続的に促進している。

以上のことから、FD が適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結びついていると判断する。

観点 8-2-②： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

教育活動の展開に必要な事務職員、技術職員等の教育支援者に対し SD 研修会等（添付資料 8-6）を行い、質の向上を図る取組を実施している。教育補助者は大学院修士課程及び博士後期課程の学生が TA として学部の実技・実習・演習の授業に教育補助者（添付資料 5-4）として携わっている。FD 推進専門委員会の取り組みとして、TA・RA 研修会を毎年実施しており、平成 24 年度の TA・RA 研修会では、修士課程及び博士後期課程学生と教員との「TA・RA の役割等に関する意見交換会」を開催し、今後の TA・RA の在り方について意見交換を行った。また、平成 25 年度の TA 研修会では、学生へ TA 業務を理解してもらうため、TA 雇用学生との意見交換やグループワーク及び鹿屋体育大学 TA ハンドブック（添付資料 8-7）の説明を実施した。

なお、各授業科目において、各担当教員と TA が活動内容や実験・実技における安全注意、機器操作の熟知等の心構えを含めて事前に打ち合わせを行い、各授業実施の前に担当教員から授業内容の説明を受けて行程の確認を行っている。授業で必要な技能は予め習得するように担当教員等から指導を受けている。

添付資料 8－6 SD 研修実施要項 添付資料 5－4 平成 25 年度 TA 雇用一覧【再掲】 添付資料 8－7 鹿屋体育大学 TA ハンドブック
--

【分析結果とその根拠理由】

教育支援者に対し意識向上を図る SD 研修会を実施し、教育補助者には FD 推進専門委員会が実施している TA・RA 研修会において、TA に対しての教育活動の質の向上を図るための研修が実施されている。また、TA に対して各授業担当教員により毎回打ち合わせや事前の実習指導が行われており、個々の授業における TA のスキル向上は図られている。

以上のことから、教育補助者に対して教育活動の質の向上を図るための取組は、個々の授業担当教員により適切に実施されていることから、教育支援者や教育補助者の資質向上のための取組を適切に行っていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・学生による授業評価アンケートについて、学生の視点に立ったアンケート項目の見直しを行い、少人数科目、多人数科目、実技科目ごとにアンケート項目を変えたアンケート調査用紙が作成されている。
- ・教員相互の授業参観を行っている。

【改善を要する点】

- ・該当なし。

基準 9 財務基盤及び管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 9-1-①：大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

本学の平成25事業年度末の資産額は、固定資産6,797,586千円、流動資産1,515,925千円、資産合計8,313,511千円となっており、主に土地、建物、工具器具備品等の有形固定資産により構成されている。

資産のうち、固定資産は6,797,586千円で資産合計の81.8%を占め、平成21事業年度末の6,068,031千円から729,555千円(12.0%)の増となっている(資料9-1-①-1)。

流動資産のうち、現金及び預金は1,508,113千円で流動資産合計の99.5%を占め、主な内訳としては未払金879,799千円、運営費交付金債務313,576千円及び預り補助金等189,881千円となっている。

負債は、固定負債1,892,602千円、流動負債1,511,158千円、負債合計3,403,760千円となっており、主な内訳は、資産見返負債1,775,923千円、未払金879,799千円となっている。なお、長期借入金及び短期借入金は行っていない(添付資料9-1)。

固定負債のうち、資産見返補助金等527,049千円(前年度46,474千円)及び建設仮勘定420,508千円(前年度なし)が主な増となっている。又、流動負債のうち、未払金879,799千円(前年度242,218千円)、運営費交付金債務313,576千円(前年度183,998千円)及び預り補助金等189,881千円(前年度なし)が主な増となっている。負債については、国立大学法人会計基準に特有な会計処理により計上されている資産見返負債をはじめ返済を要しない負債が大部分である(資料9-1-①-2)。

資料9-1-①-1 過去5年間の資産合計及び負債合計(出典：各年度貸借対照表)

(単位：千円)						
区 分 時 期	資産の部			負債の部		
	固定資産	流動資産	計	固定負債	流動負債	計
平成22年3月31日現在	6,068,031	552,543	6,620,575	893,168	477,673	1,370,841
平成23年3月31日現在	5,913,065	506,905	6,419,971	899,317	523,192	1,422,509
平成24年3月31日現在	6,020,036	506,252	6,526,288	1,072,901	483,754	1,556,655
平成25年3月31日現在	5,985,951	599,839	6,585,790	1,042,283	549,558	1,591,842
平成26年3月31日現在	6,797,586	1,515,925	8,313,511	1,892,602	1,511,158	3,403,760
平成22年3月31日現在 からの増減額	729,555	963,382	1,692,936	999,434	1,033,485	2,032,919

資料9-1-①-2 本学ホームページ「平成24事業年度 財務諸表p.1」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/upload/24zaimusyohyou.pdf>

添付資料9-1 平成25事業年度 財務諸表(貸借対照表)

【分析結果とその根拠理由】

資産については、平成16年度の国立大学法人化に伴い、国から承継した土地・建物等の資産を中心に構成されていることから、安定した教育研究活動が遂行できると判断する。また、負債については、国立大学法人会計基準に特有な会計処理により計上されている資産見返負債をはじめ返済を要しない負債が大部分である。

以上のことから、大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して遂行できる資産を有しており、また、債務も過大ではないと判断する。

観点 9-1-②：大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点に係る状況】

本学の経常収入は、例年、国から交付される運営費交付金のほか、補助金等収入、自己収入（授業料、入学金及び検定料収入等）、産学連携等研究費収入及び寄附金収入等により構成されており、過去5年間の収入状況は、（資料9-1-②-1）のとおりとなっている。

このほか、学生納付金（授業料、入学料及び検定料収入）については、大学説明会、オープンキャンパス等の開催により、本学入学希望者のための動機付けに関する取組を行っており、過去5年間の収容定員及び学生数は（資料9-1-②-2）のとおりとなっている。

資料 9-1-②-1 年度別収入状況等一覧

(単位：百万円)					
区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
運営費交付金	1,399	1,519	1,481	1,430	1,454
施設整備費補助金	14	0	104	126	284
補助金等収入	94	47	14	12	807
国立大学財務・経営センター施設費交付金	18	21	21	21	21
自己収入	548	549	572	563	572
授業料、入学料及び検定料収入	497	498	521	513	518
雑収入	51	52	51	51	54
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	24	124	93	62	45
目的積立金取崩	102	0	0	28	55
合 計	2,199	2,260	2,285	2,243	3,237

※記載金額は百万円単位とし、表示単位未満は四捨五入して表示

資料 9-1-②-2 過去 5 年間の収容定員及び学生数

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
学部	収容定員数	720	720	720	720	720
	学生数	777	778	780	768	774
大学院 修士課程	収容定員数	36	36	36	36	36
	学生数	42	46	38	42	41
大学院 博士後期課程	収容定員数	24	24	24	24	24
	学生数	42	42	38	33	34

【分析結果とその根拠理由】

本学の収入は、運営費交付金、授業料等の自己収入、外部資金及び補助金からなる。このうち授業料収入は、毎年、適正な定員数の確保を行っており、安定している。

以上のことから、教育研究活動を遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

観点 9-1-③： 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

本学の教育研究等の目的を達成するため、経営協議会・役員会において鹿屋体育大学中期計画・年度計画での事業展開及び展望に基づいた予算、収支計画及び資金計画を策定し、各年度の予算・収支計画等を明らかにしている。

これらは文部科学大臣の認可を得た段階で教職員に周知し、学内外には本学ホームページ（資料 9-1-③-1）にて公開している。

資料 9-1-③-1 本学ホームページ「収支状況」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/summary/bp.html>

【分析結果とその根拠理由】

本学の教育研究活動の基礎となる収支等の財政計画は、中期計画・年度計画として十分な学内審議と学外者を交えた経営協議会・役員会からの視点で検討され適切な財政計画を立案してきている。また、教職員に周知し学内外に公表されており、大学ホームページによる常時公開など、その透明性は高い。

以上のことから、大学の目的を達成するための活動の財務上の収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

観点 9-1-④： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

本学の平成25年度の収支の状況は、経常費用1,849,199千円、経常収益1,857,850千円、経常利益8,650千円となっており、臨時損失及び臨時利益を差し引いた当期総利益は10,418千円を計上している（資料 9-1-④-1）。

資料 9-1-④-1 過去 5 年間の収支状況の推移（出典：各年度損益計算書）

(単位：千円)					
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
経常費用	2,068,087	2,115,529	2,119,908	1,969,940	1,849,199
経常収益	2,001,978	2,166,658	2,156,600	2,028,002	1,857,850
経常利益	-66,109	51,128	36,691	58,061	8,650
臨時損失	2,270	0	0	0	1,913
臨時利益	116,514	0	0	0	0
目的積立金取崩益	91,423	0	0	992	3,681
当期総利益	139,557	51,128	36,691	59,054	10,418

【分析結果とその根拠理由】

各年度における収支状況については、年度計画等に基づき業務を行い、毎年度当期総利益を計上している。以上のことから、収支状況において、過大な支出超過になっていないと判断する。

観点 9-1-⑤： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

教育研究活動に対しては、学長が定めた予算編成方針（添付資料 9-2）に基づき重点プロジェクト事業経費（学長裁量経費）及び教員教育研究経費及びその他の経費によって確保している。

重点プロジェクト事業経費（学長裁量経費）は、本学の中期目標・中期計画達成のため重点的に推進する教育研究活動に対して学内公募により予算配分する仕組みになっており、学内共同利用設備の支援も行っている（添付資料 9-3）。

教員の教育研究経費は、教育経費と研究経費に区分し、研究経費は所要予算をほぼ 2 等分し、基準経費と教員の業績評価（自己点検・評価）結果を適切に反映して傾斜配分経費から積算し配分する仕組みにより各教員に経費配分している（添付資料 9-4）。

添付資料 9-2 平成25年度予算編成方針

添付資料 9-3 平成25年度重点プロジェクト事業経費の配分方針

添付資料 9-4 平成25年度教員教育研究経費の配分方法

【分析結果とその根拠理由】

重点プロジェクト事業経費（学長裁量経費）及び教員教育研究経費によって、各教員の教育研究活動に必要な資源配分は適切に行われている。また、施設の整備及び教育・研究設備の確保も行われており、適切な資源配分がなされている。教員教育研究経費の傾斜配分については、教員から提出された業績評価（自己点検・評価）を適切に反映して配分を行っている。

以上のことから、大学の目的を達成するための、教育研究活動の資源配分が適切になされていると判断する。

観点 9-1-⑥： 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

【観点に係る状況】

国立大学法人は、国立大学法人法第35条で準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第38条に基づき、毎事業年度に係る財務諸表等（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書等）を作成し、当該事業年度終了後3月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けることとされている。

また、国立大学法人の会計監査人は、準用通則法第38条に基づき、各事業年度において各財務諸表、事業報告書（会計に係る部分のみ）及び決算報告書について監査を実施することとされている。

本学では、毎事業年度に係る財務諸表等の作成について、監事及び会計監査人の監査の後、経営協議会及び役員会の議を経て、遅滞なく文部科学大臣に提出し、その承認を得ている。

財務会計に関する監査については、準用通則法第40条に基づき文部科学大臣に選任された会計監査人による監査のほか、定期的に監事による会計監査及び監査室による内部会計監査を実施している（資料9-1-⑥-1～3、添付資料9-5～12）。

なお、会計監査人の監査結果については、本学ホームページ（資料9-1-⑥-4）において、財務諸表等と併せて監査報告書を掲載し公表している。

毎年度9月頃に、学長、理事、事務局長、監事、会計監査人及び財務課で監査計画説明会と併せて学長とのディスカッションを開催（意見交換等）し、本学をとりまく経営環境におけるリスクを適正に把握し、効果的かつ効率的な監査を実施している（添付資料9-13）。

資料9-1-⑥-1 本学ホームページ「国立大学法人鹿屋体育大学監査体制図」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/regulations/upload/NaibukansaTaiseizu.pdf>

資料9-1-⑥-2 本学ホームページ「平成24年度会計監査人監査報告書・監事監査報告書」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/upload/24kansahoukokusyo.pdf>

資料9-1-⑥-3 本学ホームページ「国立大学法人鹿屋体育大学監事規則」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/regulations/extramural/pdf/2-c-11.pdf>

資料9-1-⑥-4 本学ホームページ「財務に関する情報」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/achieves/exch.html>

添付資料9-5 国立大学法人鹿屋体育大学監事監査規程

添付資料9-6 国立大学法人鹿屋体育大学監事監査実施要項

添付資料9-7 国立大学法人鹿屋体育大学監査室設置要項

添付資料9-8 国立大学法人鹿屋体育大学内部監査要項

添付資料 9-9	平成25年度国立大学法人鹿屋体育大学監事監査計画
添付資料 9-10	平成25年度監事監査結果報告書
添付資料 9-11	平成25年度内部監査計画
添付資料 9-12	平成25年度内部監査報告書
添付資料 9-13	平成25年度学長とのディスカッションテーマ

【分析結果とその根拠理由】

財務諸表等については、国立大学法人法をはじめ国立大学法人会計基準などの関係法令等に則り、適切に作成されており、学内諸会議での承認、会計監査人の監査、監事監査を経て、所定の期日までに文部科学大臣に提出している。また、承認後は法令に基づき財務諸表を官報に公示し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事及び会計監査人の意見をホームページに掲載するなどにより、適切に公表している。

財務に対する監査については、本学の監査規程等に基づき、監査計画を策定の上、監事監査及び内部監査を実施している。内部監査においては監査対象から独立性を確保するため、学長直属で設置された監査室が担当している。また、法令に基づき会計監査人監査が実施されており、いずれも適正である旨の監査報告書が提出されている。

以上のことから、財務諸表等が適切に作成され、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

観点 9-2-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

本学において管理運営に当たる主要な構成員（執行部）は、学長、理事（教務・学生・研究担当）・副学長、理事（組織・運営担当）・副学長・事務局長、非常勤理事（社会連携担当）及び副学長（教育研究企画・国際交流担当）であり、さらに特定業務（学術研究・産学連携、競技力向上、学生支援）について学長を助ける学長補佐 3 人を配置している（資料 9-2-①-1、2）。

管理運営のための組織として、国立大学法人法に基づき、学長の下に、意思決定機関としての「役員会」（資料 9-2-①-3）、審議機関としての「経営協議会」（資料 9-2-①-4）、「教育研究評議会」（資料 9-2-①-5）を置き、法人の経営及び教育研究に関する重要事項、その他大学運営に当たっている。この他に、大学運営に関する調整を担う「運営連絡会」（資料 9-2-①-6）、国立大学としての機能を強化するために必要な施策の企画・立案等を行う「機能強化検討会議」（添付資料 9-14）を設置するとともに、大学運営上の重要課題を専門的に審議する「常任委員会」、学長が必要と認めて付託した案件を審議する「特別委員会」、常任委員会又は特別委員会の所掌に係る専門事項を調査検討する「専門委員会」を設置している。「常任委員会」の委員長には、学長、理事、副学長又は学長補佐のいずれかが就任しており、迅速かつ責任ある意思決定のできる体制をとっている。

また、法人における重要な課題に教員と事務職員が一体となった協働体制により取り組むため、「企画室」をはじめとした 6 室を設置している。

学部・研究科には、教員の基本的組織である各系に系会議を置き、学内に各系の主任と執行部で構成する系主任会議を設置している。

事務組織については、事務局長の下に総務課等 6 課 1 室から構成されており、事務職員・技術職員等 64 人（平成 25 年 5 月現在）を配置し、管理運営業務及び教育研究支援業務を行っている。

危機管理への対応については、学長、副学長及び事務局長で構成する「危機管理委員会」（資料 9-2-①-7）を設置して、危機管理に関し必要な事項を審議し、「危機管理に関する規程」（添付資料 9-15）により、本学において発生又は発生することが予想される様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するための危機管理体制及び対処方法等を定めており、併せて危機管理マニュアル（資料 9-2-①-8）を整備している。

コンプライアンス面については、「倫理規則」（資料 9-2-①-9）、「公益通報者の保護に関する規則」（資料 9-2-①-10）を定め、役職員による法令違反又は不正行為等を防止し、適法かつ公正な業務運営を行っている。

研究活動の不正防止について（資料 9-2-①-11）は、関係規程で「研究活動に係る行動規範」（資料 9-2-①-12）、「研究活動の不正行為に関する取扱規程」（資料 9-2-①-13）及び「公的研究費の適正管理に関する規程」（資料 9-2-①-14）等を定めて体制を整備し、研究活動が信頼性と公正性を確保して行われるように努めている。

研究倫理等への取組については、「研究倫理指針（人に関する研究）」（資料 9-2-①-15）に基づき、「倫理審査小委員会」（添付資料 9-16）において、社会的及び倫理的な観点から実施計画の内容を事前に審議する体制を整備している。

安全衛生管理面については、「健康安全管理規程」（添付資料 9-17）を定めて、総括安全衛生管理者、安全管理者及び衛生管理者を置き、労働災害及び健康障害を防止する体制を整備している。

資料 9-2-①-1 本学ホームページ「役員等」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/summary/members.html>

資料 9-2-①-2 本学ホームページ「組織・組織図」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/summary/organization.html>

資料 9-2-①-3 本学ホームページ「役員会規則」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/regulations/extramural/pdf/2-c-1.pdf>

資料 9-2-①-4 本学ホームページ「経営協議会規則」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/regulations/extramural/pdf/2-c-3.pdf>

資料 9-2-①-5 本学ホームページ「教育研究評議会規則」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/regulations/extramural/pdf/2-c-04.pdf>

資料 9-2-①-6 本学ホームページ「運営連絡会等規則」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/regulations/extramural/pdf/02-c-5.pdf>

資料 9-2-①-7 鹿屋体育大学常任委員会等規則より抜粋「危機管理委員会の設置」

（委員会）

第 3 条 常任委員会は、次のとおりとする。

（10）危機管理委員会

第 4 条 常任委員会は、別表第 2 に掲げる事項を調査、審議する。

別表第 2（第 4 条関係）

常任委員会名	審議事項
危機管理委員会	(1) 危機管理ガイドラインの策定に関する事項

	(2) 危機管理マニュアルの策定に関する事項 (3) 危機管理教育、研修の企画・立案及び訓練の実施に関する事項 (4) 危機管理対策の評価及び見直しに関する事項 (5) その他危機管理に関し必要とする事項	
(委員会の構成)		
第5条 常任委員会は、別表第4に掲げる委員をもって構成し、学長が任命する。		
別表第4 (第5条関係)		
常任委員会名	構 成 員	担当課・室
危機管理委員会	◎学長 副学長 事務局長	総 務 課
(注) ◎は委員長を示す。		

資料 9-2-①-8 本学ホームページ「危機管理マニュアル」：

http://www.nifs-k.ac.jp/pdf/outline/summary/kikikanrimanyuaru_h240314.pdf

資料 9-2-①-9 本学ホームページ「倫理規則」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/regulations/extramural/pdf/4-c-30.pdf>

資料 9-2-①-10 本学ホームページ「公益通報者の保護に関する規則」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/regulations/extramural/pdf/3-c-3.pdf>

資料 9-2-①-11 本学ホームページ「研究活動の不正行為等防止の取組について」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/property/research/efforts.html>

資料 9-2-①-12 本学ホームページ「研究活動に係る行動規範」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/pdf/property/efforts02.pdf>

資料 9-2-①-13 本学ホームページ「研究活動の不正行為に関する取扱規程」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/pdf/property/efforts03.pdf>

資料 9-2-①-14 本学ホームページ「公的研究費の適正管理に関する規程」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/property/pdf/efforts04.pdf>

資料 9-2-①-15 本学ホームページ「研究倫理指針（人に関する研究）」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/pdf/property/policies01.pdf>

添付資料 9-14 鹿屋体育大学機能強化検討会議要項
添付資料 9-15 国立大学法人鹿屋体育大学における危機管理に関する規程
添付資料 9-16 鹿屋体育大学倫理審査小委員会要項
添付資料 9-17 鹿屋体育大学健康管理規程

【分析結果とその根拠理由】

本学の管理運営組織としては、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を設置するとともに、その他必要な委員会等を設け、法人の経営及び教育研究に関する重要事項等を審議し、大学運営に当たっている。事務組織についても、事務局長の下に総務課等6課1室を置き、大学の諸活動を支援する体制を構築しており、適切な規模と機能を有し整備されている。

また、危機管理やコンプライアンスをはじめとして、研究活動の不正防止や研究倫理等への取り組み、安全衛

生管理面においても、関係規則に基づき体制整備がなされている。

以上のことから、管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っており、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

観点 9-2-②：大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

教職員については、各種委員会や教授会・系主任会議・学長懇談会・事務連絡会等の議論の中や、学長と系所属教員との意見交換会、事務局長と事務系職員の意見交換会等で常に構成員のニーズを把握する体制をとっている。

学生については、卒業式当日にその年度の卒業生に対して、在学中の「授業満足度調査」を実施し、本学が掲げる教育目標に対する学生の満足度の確認を行い、シラバスの改善等に活用している。

また、学生相談支援室が中心となり、学生と教職員の意見交換会「なんでんかんでん語ろう会」（添付資料 7-28）を毎年度開催し、学生のニーズを把握し、担当部署が対応している。

さらに、学内に設置の「意見箱」（教職員用：1カ所、学生用：4カ所）で常時提案を受ける体制を取っており、各投書・意見に対しては、大学が取った措置を明らかにし、学生には学内掲示板、教職員には学内電子掲示板により公表している。

このほか、経営協議会学外委員からの意見については、関係委員会等で検討を行った上で管理運営に反映させる体制を取っており、その対応状況について、大学ホームページに掲載（資料 9-2-②-1）し、公表している。

管理運営に反映させた主な例は、以下のとおりである。

・東京サテライトキャンパスの広報及び活用

平成 21 年度：同キャンパスでの大学説明会の実施について

経営協議会以降、平成 21 年度に 3 回実施、次年度からは年度当初から実施し、首都圏での入試広報に活用した。

同キャンパスの授業内容等の PR について

所在地の文京区役所と連携して、平成 22 年度から「動ける日本人育成プロジェクト」を実施し、本学及び同キャンパスの PR を行った。

・広報戦略

平成 21 年度：スクールカラーの統一、マスコット作製について

平成 23 年度の開学 30 周年記念事業の一環として、キャッチフレーズ及びマスコットキャラクターを公募し、決定した（資料 9-2-②-2）。また、スクールカラーについても、色番を指定し、統一を図った。

平成 22 年度：開学 30 周年記念事業における首都圏での広報戦略について

平成 23 年 12 月に東京で、スポーツパフォーマンス研究発刊記念シンポジウム、記念祝賀会を開学 30 周年記念事業の一環として開催し、本学の PR を行った。

・女性研究者支援

平成 21 年度：女性研究者支援のための外部資金獲得について

男女共同参画推進室に女性研究者支援検討会を立ち上げ、申請に向けての検討を行ったほか、学外関係者と本学女性研究者・大学院生等との意見交換会等を計画し、実施した。

資料 9-2-②-1 本学ホームページ「経営協議会—学外委員からの意見」:

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/achieves/conference/management.html#externalopinion>

資料 9-2-②-2 本学ホームページ「鹿屋体育大学開学 30 周年記念」:

http://www.nifs-k.ac.jp/outline/summary/30th_anniversary.html

添付資料 7-28 「なんでんかんでん語ろう会」の開催について【再掲】

【分析結果とその根拠理由】

日常の大学運営の中で、多様な形態により学生、教職員、その他学外関係者からの意見を受け付けている。また、各意見に基づいて大学の取った措置は、学内外に公開している。

以上のことから、管理運営に関する意見やニーズは把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

観点 9-2-③: 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点到係る状況】

監事は、国立大学法人法及び本学監事監査規程に基づき、監査計画（添付資料 9-9）を策定し、事業年度ごとに業務及び会計について定期監査を実施している。また、監査結果（添付資料 9-10）についての共通理解を深めるとともに、今後の法人業務の改善等に有効活用させることを目的に、監事監査結果説明会（添付資料 9-18）を毎年度実施し、監事と本学役員との意見交換を行っている。

さらに、監事監査及び内部監査の結果を相互に有効活用するなど、監事と内部監査部門が緊密に連携し、監査の質の向上を図ることを目的に、監事と監査室との意見交換会も実施している。（添付資料 9-19）

監事はこのほか、役員会・経営協議会・教育研究評議会の大学の重要会議に常時出席し、学長の求めに応じて必要な意見を述べている。また、学内の重要な決裁文書は監事に回付するなど、管理運営に関与する仕組みを構築している。

添付資料 9-9 平成25年度国立大学法人鹿屋体育大学監事監査計画【再掲】

添付資料 9-10 平成25年度監事監査結果報告書【再掲】

添付資料 9-18 平成25年度監事監査結果説明会の案内

添付資料 9-19 平成25年度監事と監査室との意見交換会実施要領

【分析結果とその根拠理由】

本学監事 2 名は非常勤であるにも関わらず、大学の重要会議に常時出席し、また、重要な決裁文書の回付など管理運営に対して、日常的かつ積極的に関与しており、監事監査報告時及び随時に業務改善の指摘や有益な指導助言を受けている。

以上のことから、監事は適切で重要な役割を果たしていると判断する。

観点 9-2-④： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

役員等の執行部に関しては、国立大学協会が主催する各種セミナーに出席し、管理運営のための資質向上に努めている（資料 9-2-④-1）。

事務職員に関しては、外部講師によるスタッフディベロップメント研修会や語学研修等のスキルアップ研修、テレビ会議システムを利用した他大学院が実施するセミナー、放送大学利用の研修、九州地区国立大学法人等の合同研修などへの参加の機会を設け、職員を積極的に参加させることにより、資質・能力の向上及び意識改革に努めている（資料 9-2-④-2）。

資料 9-2-④-1 平成 25 年度 役員等参加研修会等一覧

研 修 等 の 名 称	主 催	開 催 日	出 席 者
平成 25 年度国立大学法人等理事研修会	国立大学協会	H25. 6. 3	理事（組織・運営担当）
大学マネジメントセミナー （企画戦略編）	国立大学協会	H25. 9. 17	理事（組織・運営担当） 企画・評価室長
大学マネジメントセミナー （研究編）	国立大学協会	H25. 10. 7	学長補佐（学術研究・産学連携担当）
大学マネジメントセミナー （教育編）	国立大学協会	H25. 11. 12	理事（教務・学生・研究担当）

資料 9-2-④-2 平成 25 年度 実施研修一覧

研 修 等 の 名 称	主 催	期 間	参加人数
文部科学省行政実務研修	文部科学省	H25. 4. 1～H26. 3. 31	1 名
放送大学利用研修	鹿屋体育大学	H25. 4. 1～H26. 3. 31	7 名
鹿児島県内国立大学法人等事務系・技術系職員フォローアップ研修	鹿児島大学	H25. 6. 3～H25. 6. 5	3 名
鹿児島県内国立大学法人等事務系・技術系新規採用職員研修	鹿児島大学	H25. 8. 5～H25. 8. 7	1 名
九州地区国立大学法人等係長研修	九州工業大学	H25. 9. 10～H25. 9. 13	2 名
第 1 回鹿屋体育大学職員 SD 研修	鹿屋体育大学	H25. 9. 13	21 名
第 7 回国立大学一般職員会議	国立大学一般職員会議実行委員会	H25. 9. 22～H25. 9. 23	2 名
政府関係法人等会計事務職員研修	財務省	H25. 9. 30～H25. 11. 15	1 名
九州地区国立大学法人等テーマ別研修	九州大学	H25. 10. 9～H25. 10. 11	2 名
鹿児島県内国立大学法人係長研修	鹿児島大学	H25. 10. 15～H25. 10. 17	2 名
初任者研修	鹿屋体育大学	H25. 10. 21～H25. 11. 27	3 名
九州地区国立学校会計事務研修	佐賀大学	H25. 10. 28～H25. 11. 1	3 名

国立大学法人等若手職員勉強会	国立大学協会	H25. 12. 9～H25. 12. 10	1 名
鹿屋体育大学事務系職員英語研修（初級）	鹿屋体育大学	H25. 12. 10～H26. 1. 14	15 名
maneken 共創考房	大学マネジメント研究会	H25. 12. 14～H25. 12. 15	2 名
第 2 回鹿屋体育大学 SD 研修会	鹿屋体育大学	H25. 12. 20	38 名
新規採用職員等研修	鹿屋体育大学	H26. 2. 5	49 名

【分析結果とその根拠理由】

役員等の執行部が管理運営のための資質向上を図るための各種セミナーに出席しているほか、事務職員については、資質・能力の向上及び意識改革を図るために、学内外の研修等に積極的に参加させている。

以上のことから、管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

観点 9-3-①：大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、中期目標・中期計画に基づく年度計画達成のためのアクションプラン（実行計画）を策定し、教育研究や管理運営を行っている。年度計画の進捗状況及び根拠となる資料・データは、本学独自に構築した「年度計画進捗管理システム」（しんちょくシステム）により集中管理されており、月に一度、執行部が確認する体制を取っている。また、中間期には、計画担当の各課長・室長や各センター長に対して、学長によるヒアリング（添付資料 9-20）を実施し、進捗状況の把握を行うとともに、実施が遅れている計画については速やかに対応を行うよう促している。

年度計画の実施状況については、総務委員会の下に設置された副学長（3名）、学長補佐（3名）、各課長・室長（7名）による実績報告書ワーキンググループ（添付資料 9-21）で、提出された資料やデータ等に基づき、その年度の自己点検・評価を実施し、併せて事業年度に係る業務の実績に関する報告書を作成している。

また、平成25年度は総務委員会の下に設置された副学長（3名）、学長補佐（3名）、教員代表（3名）、各課長・室長（5名）による認証評価ワーキンググループ（添付資料 9-22）を設置し、機関別認証評価実施に向けた自己点検・評価を実施している。

添付資料 9-20 中期目標・中期計画及び年度・事業計画の進捗状況に係る学長によるヒアリング実施要領
添付資料 9-21 平成 25 年度実績報告書作成ワーキンググループの設置について
添付資料 9-22 平成 26 年度大学機関別認証評価ワーキンググループの設置について

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価の実施組織として、実績報告書ワーキンググループ及び認証評価ワーキンググループを設置し、自己点検・評価を行っている。また、年度計画の進捗状況については、執行部も逐次確認できる体制としている。

以上のことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価が行われていると判断する。

観点 9-3-②： 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

【観点に係る状況】

法人化後の平成 16 年度からは、国立大学法人として毎年度、当該事業に係る業務の報告書（資料 9-3-②-1）を作成し、「独立行政法人通則法」第 32 条第 1 項及び第 34 条第 1 項の規定に基づき、国立大学法人評価委員会の法人評価を受けており、その評価結果を本学ホームページ（資料 9-3-②-2）等で学内外に公表している。

また、平成 19 年度には、学校教育法第 109 条第 2 項の規定に基づき大学評価・学位授与機構による機関別認証評価を受審し、評価（資料 9-3-②-3）を受けており、更に平成 26 年度にも同評価を受審することを決定している。

資料 9-3-②-1 本学ホームページ「平成 24 事業年度に係る業務の実績に関する報告書」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/upload/H24jissekihoukokusyo.pdf>

資料 9-3-②-2 本学ホームページ「国立大学法人評価委員会による評価結果」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/achieves/eval.html#nucec>

資料 9-3-②-3 本学ホームページ「国立大学評価・大学機関別認証評価」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/achieves/eval.html#niadue>

【分析結果とその根拠理由】

法人化後は、毎年度国立大学法人評価委員会による法人評価を受けている。

このほか、大学評価・学位授与機構による機関別認証評価を平成 19 年度に受審、さらに平成 26 年度にも受審することを決定している。

以上のことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

観点 9-3-③： 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

国立大学法人評価委員会による各事業年度に係る業務の実績に関する評価結果については、総務委員会、教育研究評議会、経営協議会において報告するとともに、学内教職員にも通知し、指摘事項についての共通理解を行い、改善に向けた取り組みを行っている（資料 9-3-③-1）。

法人評価委員会の評価結果において指摘のあった事項に対して、以下のとおり対応した。

平成19事業年度（資料 9-3-③-2）

- ・研究費不正使用防止のための取組の制度化

平成20年度に「鹿屋体育大学における公的研究費の不正防止計画」を策定、「公的研究費使用の手引き」を作成して学内外に周知した。

- ・入学志願者獲得増加に向けた取組

平成20年度から、前年度まで年 1 回の大学説明会を年 2 回開催とし、各地に出向いての大学説明を増や

すなど入試広報の強化を図った結果、平成21年度入試以降、一般入試の志願倍率が増加した（資料9-3-③-3）。

平成20事業年度（資料9-3-③-4）

- ・受託研究、共同研究の増加に向けての取組

産学官連携推進会議や南九州発新技術説明会への参加・出展、東京サテライトキャンパスでの広報や地元企業へのアプローチ等に取り組み、受託研究、共同研究の受入額が前年度比約600万円の増加となった。

平成24事業年度（資料9-3-③-5）

- ・資金運用の取組

資金運用可能額が少額で運用益が見込めないため、実施しなかったことについて指摘を受けたが、平成25年度に、資金運用計画を策定し、資金の運用を開始した（添付資料9-23）。

また、平成19年度に受審した大学機関別認証評価において、改善を要する点として指摘のあった2事項については、平成20年度に以下のとおり対応した（添付資料9-24）。

- ・大学院修士課程及び博士後期課程においては、入学定員超過率が高い。

大学院の合否判定の基本方針を改めるとともに選抜方法の見直しも行い、平成22年度入試（平成21年度実施）から、従来の秋期及び春期計2回の募集を原則秋期1回の募集として、欠員があった場合のみ春期に欠員補充を行った結果、平成22年度入試から、入学定員超過率が減少した（資料9-3-③-6）。

- ・博士後期課程の学生の研究指導能力の育成のため、RA制度の活用が望まれる。

「鹿屋体育大学リサーチ・アシスタント実施要項」（添付資料3-12）を一部改正するとともに、関係する申合せ（添付資料9-25）を制定し、学術研究の一層の推進、若手研究者の養成・確保の促進が図られるよう条件整備を行い、併せて学内教員に情報提供を行い、積極的な活用を促した。

資料9-3-③-1 本学ホームページ「鹿屋体育大学自己点検・評価PDCAサイクル」:

<http://www.nifs-k.ac.jp/upload/PDCA.pdf>

資料9-3-③-2 本学ホームページ「平成20事業年度法人評価結果」:

<http://www.nifs-k.ac.jp/upload/H20hyoukakekka.pdf>

資料9-3-③-3 鹿屋体育大学体育学部入試状況

体育学部志願倍率							
区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
全 体	2.1	2.0	2.3	2.2	2.5	2.4	2.5
一般入試	2.9	2.6	3.2	3.1	3.6	3.6	3.7

資料9-3-③-4 本学ホームページ「平成21事業年度法人評価結果」:

<http://www.nifs-k.ac.jp/upload/H21hyoukakekka.pdf>

資料9-3-③-5 本学ホームページ「平成24事業年度法人評価結果」:

<http://www.nifs-k.ac.jp/upload/H24hyoukakekka.pdf>

資料 9-3-③-6 鹿屋体育大学体育学研究科入試状況

体育学研究科入学定員超過率						
区分	定員	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
修士課程	18	1.22	1.11	0.94	1.16	1.00
博士後期課程	8	1.62	1.00	0.75	0.87	1.25

添付資料 9-23 鹿屋体育大学資金運用計画について

添付資料 9-24 平成 20 事業年度実績報告書 (p. 19-20 抜粋)

添付資料 3-12 鹿屋体育大学リサーチ・アシスタント実施要項【再掲】

添付資料 9-25 鹿屋体育大学ティーチング・アシスタント実施要項及び鹿屋体育大学リサーチ・アシスタント実施要項に係る採用手続等に関する申合せ

【分析結果とその根拠理由】

法人評価及び認証評価の評価結果を学内教職員に周知し、共通理解を図っている。

また、指摘事項については、改善に向けての検討を行い、速やかに対応している。

以上のことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・「意見箱」の設置や、学生と教職員との意見交換会、学長と教員の意見交換会等、学生、教職員等からの要望を受ける制度を確立している。
- ・PDCA の観点から中期目標・中期計画及び年度・事業計画の進捗状況について、本学独自で構築したシステム（しんちょくシステム）において、毎月執行部に報告のうえ全教職員にも周知し実施状況等の管理運用体制が確立されている。
- ・教員の教育研究経費は、教育経費と研究経費に区分し、研究経費は所要予算を基準経費と教員の業績評価（自己点検・評価）結果を適切に反映して傾斜配分経費から積算し配分する仕組みにより各教員に経費配分している。

【改善を要する点】

- ・該当なし。

基準 10 教育情報等の公表

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-①： 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点到係る状況】

大学、学部及び大学院の目的は、学則第2条、同第13条、同第37条にそれぞれ規定され、大学の基本的目標についても、「教育に関する目標」、「研究に関する目標」、「社会貢献に関する目標」として掲げ、学則と併せて、本学ホームページで公表している（資料10-1-①-1）。

また、教育内容の特色や教育課程の編成等については、学部及び大学院修士課程、博士後期課程のそれぞれにホームページで公表している（資料10-1-①-2）。

さらに各種の印刷刊行物（大学リーフレット、大学案内、履修要項、入学者選抜要項、各学生募集要項）において、大学の目的、大学の基本的な目標等を掲載し、周知を図っている。なかでも、大学案内、入学者選抜要項、各学生募集要項については、PDF化されており、ホームページから広く閲覧可能となっている（資料10-1-①-3）。

大学の構成員への周知方法として、教育目標等を冒頭に要約・記述した学部及び大学院履修要項を毎年配布しており、特に学生に対しては、年度当初に実施する新入生オリエンテーション及び在学生ガイダンスの冒頭で説明し、大学の目的と基本理念の周知徹底を図っている。

また、大学の理念・目標については、教員の転入・採用者を対象にFD研修の一環として副学長講話を、職員の新規採用者等を対象とした研修の一環として学長講話を実施し、周知に努めている。

資料10-1-①-1 本学ホームページ「大学の基本的目標」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/summary/aims.html>

資料10-1-①-2 本学ホームページ「教育課程の編成等」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/faculties/>

資料10-1-①-3 本学ホームページ「大学案内、入学者選抜要項、各学生募集要項」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/entrance/request.html#directrequest>

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的及び基本的目標は、本学ホームページ、各種印刷刊行物によって適切に公表されている。

また、構成員に対しては、履修要項等の配布及びオリエンテーションやガイダンス等での周知並びに採用時の研修において説明を行っている。

以上のことから、大学の目的が適切に公表され、構成員に周知されていると判断する。

観点 10-1-②： 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

【観点に係る状況】

入学者受入方針については、本学の目的に沿って、学部、大学院におけるそれぞれのアドミッション・ポリシーを定めるとともに、体育学部は、「入学者選抜試験を通じて本学が求める人材像」「それぞれの入試で求める人材像」「高等学校で身につけてほしい学力・能力」を掲げ、体育学研究科は、修士課程及び博士後期課程におけるそれぞれに「求める人材像」「論文等に関する研究」「要求される能力」を掲げており、入学者選抜要項、各募集要項、大学案内及びホームページ（資料 10-1-②-1）で広く学内外に公表、周知している。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）及び学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）については、平成 26 年度からの教育課程改訂の際に、関係委員会及び諸会議等で審議し、その過程で教職員に両ポリシーの意識付けを促しつつ新たに制定した。

また、大学の目的、大学の基本的な目標等と併せて、ホームページ及び履修要項に掲載し、学内外に公表、周知している（資料 10-1-②-2）。

資料 10-1-②-1 本学ホームページ「アドミッションポリシー」：

学部：<http://www.nifs-k.ac.jp/entrance/guide/admissions/faculty.html>

大学院：<http://www.nifs-k.ac.jp/entrance/guide/admissions/grad.html>

資料 10-1-②-2 本学ホームページ「学部・研究科の特色」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/faculties/>

【分析結果とその根拠理由】

入学者受入方針について、体育学部においては、学部のアドミッション・ポリシーを明確に定めるとともに、各選抜試験ごとに「求める人材」を定めており、体育学研究科においては、修士課程及び博士後期課程におけるそれぞれに具体的なアドミッション・ポリシーを明確に定めて、入学者選抜要項、各募集要項、大学案内及びホームページで広く学内外に公表、周知している。

また、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）及び学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）についても、体育学部及び体育学研究科においては、修士課程及び博士後期課程ごとに明確に定め、ホームページ及び履修要項に掲載し、学内外に公表、周知している。

以上のことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

観点 10-1-③： 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【観点に係る状況】

教育研究活動等の情報については、本学ホームページの「大学紹介・公表事項」（資料 10-1-③-1）にとりまとめられ、以下のとおり適宜公表している。

○大学評価に関すること（資料 10-1-③-2）

○中期目標・中期計画・年度計画に関すること（資料 10－1－③－3）

○業務・組織に関すること（資料 10－1－③－4）

○就業規則関連に関すること（資料 10－1－③－5）

○財務関連に関すること（資料 10－1－③－6）

○主要な会議の概要に関すること（資料 10－1－③－7）

また、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項についての教育研究活動等の情報は、本学ホームページの「教育研究の状況」（資料 10－1－③－8）に一元的にとりまとめられ、各事項の情報のリンクが貼られ、公表されている。

教員の教育研究活動等については、本学ホームページの「研究者紹介」（資料 10－1－③－9）として公表されている。

資料 10－1－③－1 本学ホームページ「大学紹介・公表事項」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/achieves/>

資料 10－1－③－2 本学ホームページ「大学評価に関すること」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/achieves/eval.html>

資料 10－1－③－3 本学ホームページ「中期目標・中期計画・年度計画に関すること」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/achieves/aim.html>

資料 10－1－③－4 本学ホームページ「業務・組織に関すること」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/achieves/composition.html>

資料 10－1－③－5 本学ホームページ「就業規則関連に関すること」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/achieves/rulebook.html>

資料 10－1－③－6 本学ホームページ「財務関連に関すること」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/achieves/exch.html>

資料 10－1－③－7 本学ホームページ「主要な会議の概要に関すること」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/outline/achieves/conference/>

資料 10－1－③－8 本学ホームページ「教育研究の状況に関すること」：

http://www.nifs-k.ac.jp/outline/achieves/educational_research.html

資料 10－1－③－9 本学ホームページ「研究者紹介に関すること」：

<http://www.nifs-k.ac.jp/property/researchers.html>

【分析結果とその根拠理由】

本学の教育研究活動等についての情報は、上述のように、大学評価関連、中期目標・中期計画・年度計画及び財務関連における財務諸表等も積極的に公表されている。また、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定されている各事項について、本学ホームページで公表されている。

以上のことから、教育研究活動等の情報が公表されていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・大学の目的、基本的目標及び教育内容の特色や教育課程の編成等が明確に定められており、学則、大学リーフレット、大学案内及びホームページ等に掲載され、公表されている。
- ・学部、大学院研究科とも、それぞれ履修要項が作成され、教育目的や養成しようとする人材像が明示されているものが、学生に配付され、ガイダンスでも周知されている。
- ・新規採用・転入者を対象とした研修会の中で、学長・副学長が講話を行い、大学の理念・目的を構成員に周知している。

【改善を要する点】

- ・該当なし。